安全センター情報2019年4月号 通巻第469号
2019年3月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可

2019 4

# 安全センター情報

特集● アジア・世界のアスベスト禁止 2018

写真：東南アジア地域会議で「アスベスト含有物質確認トレーニング」

労災保険からのお知らせ

**アフターケア健康管理手帳の交付を受けている皆様へ**

# アフターケア通院費の支給対象範囲を拡大します

【現行】

住居地または勤務地から**おおよそ4kmの範囲内**にある実施医療機関まで

【見直し後】

**同一市町村内の実施医療機関まで**

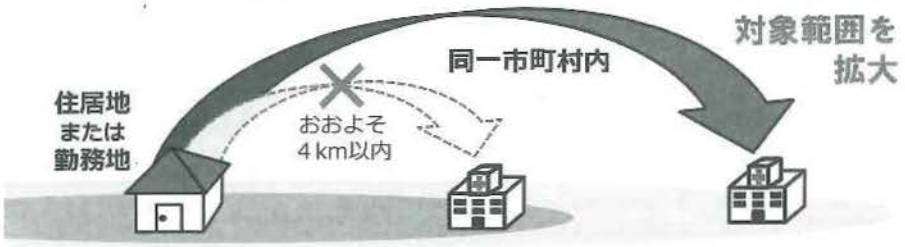


| 【見直し後】支給対象となる通院の範囲 | |
|---|---|
| 1 | 住居地または勤務地から**片道2km以上かつ同一市町村内（特別区を含む）のアフターケア実施医療機関（実施医療機関）への通院** |
| 2 | 上記1には該当しないものの、**以下の(1)～(3)のいずれかに該当する通院** |
| | （1）片道2km未満の通院であっても、傷病の症状の状態から交通機関を利用しなければ通院することが著しく困難と認められる場合。 |
| | （2）同一市町村内に傷病の症状の措置に適した実施医療機関がないため、または隣接する市町村の実施医療機関の方が通院しやすいため、隣接する市町村の実施医療機関へ通院する場合。 |
| | （3）同一市町村及び隣接する市町村内に傷病の症状の措置に適した実施医療機関がないため、それらの市町村以外の最寄りの実施医療機関へ通院する場合。 |

**見直しは平成31年2月以降の通院から適用されます**

詳しくは、労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。

**厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署**

安全センター情報2019年4月号目次［全国労働安全衛生センター連絡会議　通巻第469号　2019年3月15日発行］

**特集／アジア・世界のアスベスト禁止 2018**

## ラオス2020年、ベトナム2023年 アジアの石綿禁止実現できるか

**アスベスト禁止ネットワークの強化・連携に期待**

全国安全センター事務局長　古谷杉郎 …… 2

**女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案要綱** …… 40

労災補償業務の運営に関する留意事項通達 …… 46

**ドキュメント**

## アスベスト禁止をめぐる世界の動き

スペイン初の国際アスベスト被害者集会に参加 …… 53
バルセロナ宣言「実効性のある禁止のために」 …… 55

**各地の便り/世界から**

岐阜●ニチアス元従業員が損害賠償求め提訴 …… 58
大阪●26年後の症状固定の後遺症は認めない? …… 60
全国5か所●認定事業場名公表後にホットライン …… 62
東京●30年前の法人登記簿みつけて労災認定 …… 63
大阪・新潟●イタリアからゲスト迎え支部の集まり …… 64
韓国●24歳非正規労働者の死から拡がる波紋 …… 65

表紙写真／東南アジア地域会議で「アスベスト含有物質確認トレーニング」（2018年9月12日）

# ラオス2020年、ベトナム2023年 アジアの石綿禁止実現できるか

## アスベスト禁止ネットワークの強化・連携に期待

古谷杉郎
全国安全センター事務局長

### 世界の生産・消費減少、被害増加

アメリカ合衆国連邦地質調査所（USGS）は2018年5月に2016年版「ミネラルズ・イヤーブック：アスベスト」を発行して、2012年分以降の世界のアスベスト生産・消費量のデータを修正した。主として、アスベスト生産国－ロシア、中国、ブラジル、カザフスタンの生産・消費量を下方修正したものである（次頁表参照－網掛けした部分が修正されたところ）。

USGSは、「1900～2003年における世界のアスベスト供給及び消費の傾向」で国別の生産・輸入・輸出及び見かけ消費量を示している。2004年以降分については、国別生産量が毎年版の「ミネラルズ・イヤーブック：アスベスト」でわかるほかは、「2003～2007年における世界のアスベスト消費」及び2012年版の以降の「ミネラルズ・イヤーブック：アスベスト」で2008年分以降の国別消費量が示されるだけになってしまっている（2008年分以降では、ロシア、カザフスタン等が「ヨーロッパ」ではなく「アジア中東」で集計されている）。https://minerals.usgs.gov/minerals/pubs/commodity/asbestos/

筆者らは、USGS担当者との直接のやりとりを通じて、「1990～2003年」分と同じかたちの国別生産・輸入・輸出及び見かけ消費量について、暫定データがまとまった時点で入手してきた。2016年分データは2017年9月に入手したが、2017年分はまだ入手できておらず、公表もされていない。

輸出入データについては、国連商品貿易データベース（https://comtrade.un.org/data）で確認することができる。生産量は、（調査を通じて）USGSに報告され、または、USGSによって（政府報告書を通じて）編集または推計されたもので、見かけ消費量は「生産+輸入－輸出」として計算しているが、様々な限界やエラーがありうること、2016年分は国内報道記事等の新たな情報に基づき過去のデータよりかなり生産量が減ったが、過去数年分も遡って見直す予定であることなどを聞いていた。

今回の2012年に遡ったデータ修正によって、世界のアスベスト生産・消費は2016年に突然急減したものではなく、2012年以降減少傾向が続いているものであることが確認できたことになる。

## USGSによる世界のアスベスト生産・消費量データの修正（トン）

| | 修正前（ミネラルズ・イヤーブック2015年版） | | | | 修正後（ミネラルズ・イヤーブック2016年版） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 |
| 生産量 | | | | | | | | | |
| 世界 | 2,020,000 | 2,050,000 | 2,030,000 | 2,030,000 | 1,900,000 | 1,630,000 | 1,510,000 | 1,310,000 | 1,280,000 |
| ロシア | 1,050,000 | 1,100,000 | 1,100,000 | 1,100,000 | 1,035,975 | 810,352 | 733,067 | 647,690 | 692,000 |
| 中国 | 420,000 | 420,000 | 410,000 | 400,000 | 320,000 | 280,000 | 250,000 | 210,000 | 200,000 |
| ブラジル | 304,569 | 290,825 | 311,230 | 311,000 | 304,569 | 290,825 | 311,230 | 270,000 | 200,000 |
| カザフスタン | 241,200 | 243,400 | 213,100 | 215,000 | 241,200 | 243,400 | 213,100 | 179,700 | 192,600 |
| 消費量 | | | | | | | | | |
| 世界 | 1,980,000 | 2,060,000 | 2,010,000 | | 2,090,000 | 1,680,000 | 1,540,000 | 1,350,000 | 1,370,000 |
| ロシア | 196,000 | 482,000 | 478,000 | | 319,000 | 209,000 | 156,000 | 124,000 | 234,000 |
| 中国 | 531,000 | 570,000 | 507,000 | | 431,000 | 430,000 | 357,000 | 370,000 | 308,000 |
| ブラジル | 168,000 | 165,000 | 181,000 | | 166,000 | 165,000 | 181,000 | 163,000 | 120,000 |
| カザフスタン | 5,290 | 67,200 | 39,500 | | 93,500 | 67,200 | 39,500 | 11,300 | 25,200 |
| アジア中東 | 1,690,000 | 1,800,000 | 1,760,000 | | 1,790,000 | 1,420,000 | 1,290,000 | 1,130,000 | 1,210,000 |
| ヨーロッパ | 50,500 | 46,500 | 31,600 | | 55,200 | 46,400 | 31,100 | 17,700 | 24,400 |
| 南アメリカ | 204,000 | 189,000 | 201,000 | | 201,000 | 191,000 | 201,000 | 179,000 | 129,000 |
| 北アメリカ | 28,300 | 12,800 | 14,300 | | 26,900 | 13,400 | 14,600 | 17,100 | 8,620 |
| アフリカ | 10,400 | 8,420 | 11,600 | | 9,770 | 8,660 | 6,610 | 4,240 | NA |
| オセアニア | 34 | 250 | 26 | | 34 | 250 | 26 | 109 | 27 |

**消費量　世界のアスベスト消費　割合（%）**

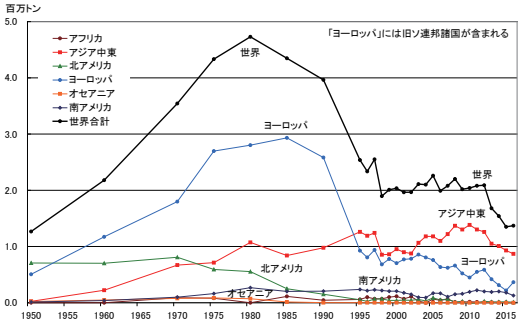


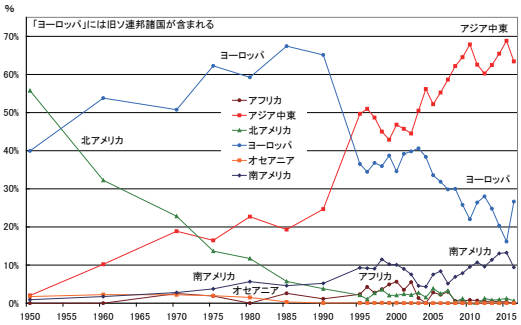


1950～2016年の**世界のアスベスト消費**について、地域別の消費量及び割合（%）をグラフで示した（ここでは、旧ソ連邦諸国は「ヨーロッパ」に含めている）。2016年にヨーロッパが跳ね上がっているのはロシア・カザフスタンの消費量増加によるもので、「アジア中東」でも減少傾向を確認できるのは何よりのことである。しかし、「アジア中東」が世界消費の60～70%を占め、アスベスト産業にとって最後の頼みの綱になっている状況に変わりはない。

他方、世界疾病負荷推計も、2018年11月に更新されている（https://vizhub.healthdata.org/gbd-compare/）。これによって、国別に2017年までの**アスベストによる健康被害状況の推計**値が入手できるが、次頁左上棒グラフに示したように、世界全体では2017年にアスベストにより232,442人死亡（中皮腫29,909人、石綿肺3,393人、職業曝露による石綿肺がん191,335人等）で、経年的に増加しつつあることが確認できる。

あらためて**世界のアスベスト生産**をみると（次頁右上円グラフ）、歴史的に（1900～2016年合計で）、約2億トンの合計生産量の41.4%をソ連－ロシア・カザフスタン、30.3%をカナダが占め、中国6.6%、南アフリカ4.8%、ジンバブエ4.6%、ブラジル4.2%が後に続いている。このうち、南アフリカは2003年、ジンバブ

世界のアスベスト被害推計（GBD2017）

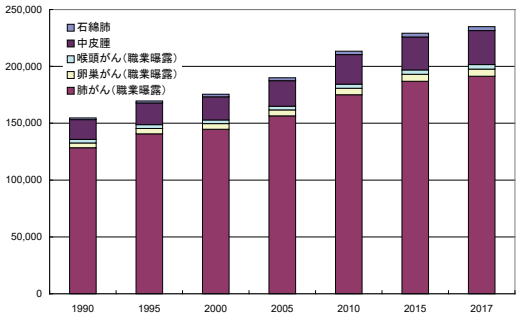


世界のアスベスト生産 1900-2016（USGS）

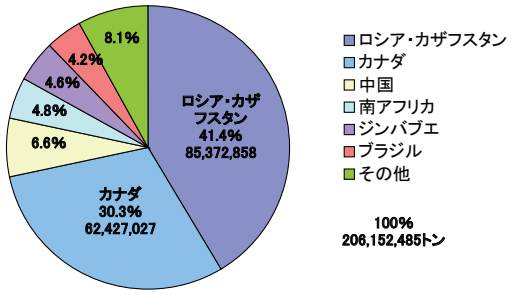


## カナダ

石綿消費（USGS）

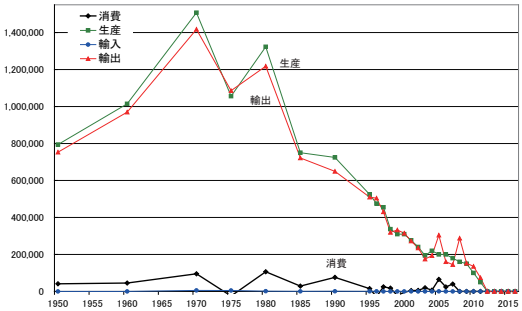


被害推計（GBD2017）

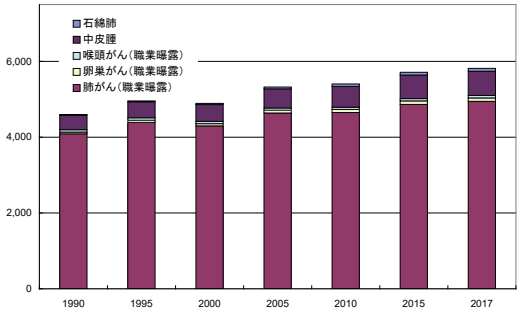


エは（2011年に30トン、2013年に377トンの記録はあるものの）事実上2010年、カナダは2011年を最後にアスベストの生産を中止している。その他としては、最近では、アルゼンチンで2012～13年に約100トンずつ、インドで2012～14年に227～359トンの生産が記録されているだけである。なお、ジンバブエで、鉱滓（ぼた山）からのアスベス再回収の動きが伝えられているが、統計データは入手できていない。

## カナダがついに禁止を実行

主要生産国の状況をみておこう。

**カナダ**では、生産が中止になる直前2010年に、ケベックで州政府から巨額の財政支援を引き出して休止鉱山を再開する試みがあった。2009年に設立されたアジア・アスベスト禁止ネットワーク（A-BAN）の初めての国際共同行動として、日本、韓国、香港、インドネシア、インドから7人の代表団をカナダに送り、計画の撤回を訴えた。当時現地で協力してくれたのは、労働衛生専門家やNGO、少数野党の緑の党関係者らだったが、その後同州の二大政党－ケベック党と自由党も公式に再開計画中止を支持するようになり、ケベック、そしてカナダにおける130年のアスベスト生産の歴史に幕が閉じられた。

そして2016年12月15日、ついにカナダ連邦政府が、政府全体のアプローチとしてアスベストの包括的禁止を導入する意向を表明した。具体的には、カナダ環境保護法（CEPA、環境気候変動省の所管）のもとでアスベスト及びアスベスト含有製品禁止規則が制定されることになり、同年12月17日に義務的調査通知、2017年4月20日に規制アプローチ提案、2018年1月6日に規則案公表、各々の段階でパブリックコンサルテーションがなされたうえで、2018年10月1日に官報に規則が公布され、同年12月30日に発効した（33～34頁も参照）。労働安全衛生規則（雇用社会開発省の所管）を含めた関連規則等の改訂のほか、政府各省・機関が所有・貸与するアスベストを含有する建物の登録（オンラインリスト）の拡充等も行われている。

カナダのアスベスト禁止の最大の問題点は、ケ

**石綿消費（USGS）　ブラジル　被害推計（GBD2017）**

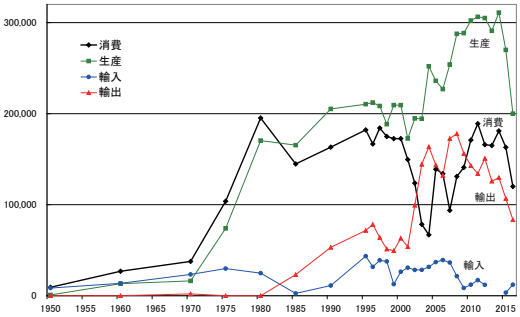


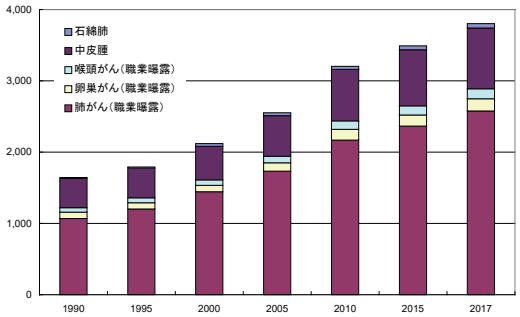

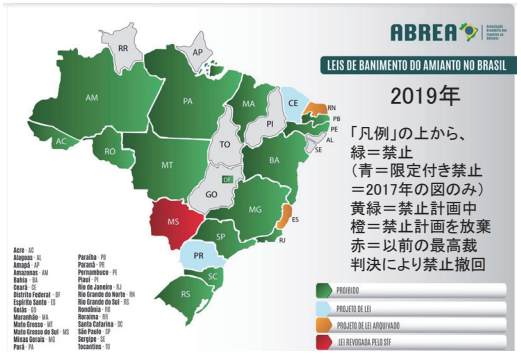


ベック州に残る鉱滓（ぼた山）からマグネシウムを抽出するビジネス等を禁止の適用除外としていること。労働衛生専門家や労働組合等から非難されている（35頁参照）。また、2019年1月には、アスベスト鉱山跡地を観光名所として再開発する計画にカナダ政府が財政支援を行うという報道がなされて、物議をかもしてもいる。

2017～18年に国際環境研究公衆衛生ジャーナル（IJERPH）誌は、「アスベストを禁止する公衆衛生行動における各国の経験のグローバル・パノラマ」という特集を組んだ（https://www.mdpi.com/journal/ijerph/special_issues/asbestos）。これに、人権団体RightOnCanadaのキャスリーン・ラフが「カナダはどのようにしてアスベスト輸入からアスベスト禁止に転換したのか：克服しなければならなかった課題」と題した論文を寄せている。

カナダは、GBD2017による2017年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第10位（5,816人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第13位（8.19）である。

## ブラジル国内中止も、輸出は継続

カナダが生産したアスベストのほぼすべてを輸出していたのに対し、**ブラジル**は国内で消費もしてきた。最新のUSGSデータ等によれば、生産・消費・輸出のいずれも減少傾向にある。

2000年に最初の世界アスベスト会議（GAC2000）がオザスコ市で開催された後、サンパウロ州等がアスベストを禁止する法律を導入した。しかし、アスベスト鉱山を有するゴイアス州知事がこれを訴え、2003年に連邦最高裁は、貿易（及び/または州間通商）に関する事項等を規制する権限は州政府にはなく、連邦政府の専管であるという理由で、州法は憲法違反であるとする判決を下した。

これを受けてサンパウロ州は、あらためて2007年に、貿易等以外を禁止する新たな法律を導入した。これも法廷に持ち込まれ、2008年6月4日に連邦最高裁は、暫定的措置として新たな州法の有効性の一時停止は命じないことを決めた。これは、直後

石綿消費（USGS）　中国　被害推計（GBD2017）

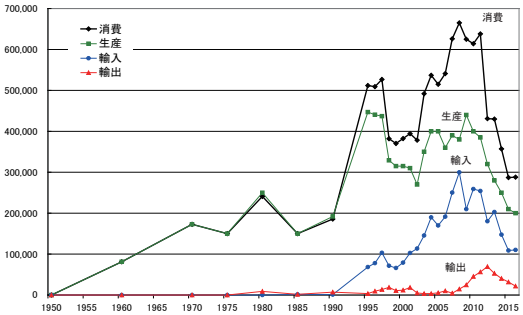


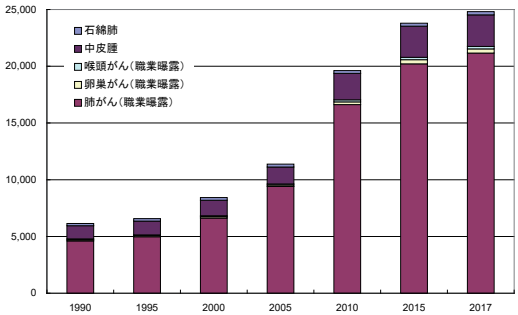


の6月8～11日にサンパウロで開催された「国際中皮腫会議」で、「最高裁が州政府による禁止を合憲とした」と報告された。その後、わずか1か月あまりのうちに、リオデジャネイロ州、ベルナンブーコ州、リオ・グランデ・ド・スル州も同様の法律を導入したとも伝えられた。

2012年8月になって連邦最高裁は、アスベストの性質及びそれらの医学的、社会的、経済的、環境的影響に関する専門的データを収集するために、科学者、専門家や地方当局、労働組合、NGO等の代表による大規模な公聴会を2回開催した。

同年10月31日に裁判官が集まりをもったものの決定は下されなかったというニュースの後、まったく音沙汰がなかったのだが、2017年8月になって事態が再び動き出してからが早かった。8月24日に連邦最高裁は、全国工業労働者連盟がサンパウロ州の禁止法に対して起こした事件及び全国労働弁護士協会と全国労働裁判官協会が連邦法に対して起こした事件について判断を下した。連邦最高裁は、健康の憲法的価値等を支持して、サンパウロ州の禁止法を合憲とするとともに、連邦政府のアスベスト政策に関する憲法判断についても投票を行った。違憲を宣告するには最低6票必要と憲法で定められているところ、この時点での投票では、11人の裁判官のうち2人が利害の対立のために投票できないなか、5対4で違憲とする者が多数であったものの、必要な6票に達するには1票足りなかった。

この時点までに、マトグロッソ、サンタカタリーナ、パラ、マラニョン、アマゾンの各州も同様の禁止法を導入している（合計10州、他にサンパウロ等いくつかの市も導入していて、リオデジャネイロ、リオ・グランデ・ド・スル、ベルナンブーコの各州及びサンパウロ市の件も係争中）と伝えられた前頁下左図－2017年最高裁判決前、前頁下右図は最新の状況）。

そうした状況のなか、11月28日にエターニトは、2019年以降はいかなる製品の製造にももはやアスベストを使用しない、繊維セメント板の製造には合成原料ポリプロピレンに代替すると発表した。

そして、翌29日に連邦最高裁は、全国工業労働者連盟がリオデジャネイロ州の禁止法を訴えた事件に関する判断として、今回は必要な6票を上回る7対2の多数で、「アスベストの管理使用」を許している1995年連邦法の違憲状態を宣告した。これは、リオデジャネイロ州との関連だけでなく、すべての管轄権（州・地域）及び連邦に対して効力を有し（erga omnes effects）、また、集団的基本権との関わりで国際条約等に連邦最高裁が重きを置いた初めてのケースと評価されているとのこと。また、前述のような経過から、輸出の禁止については判断していないと思われる。

連邦最高裁決定の意義について現在筆者が理解しているところでは、アスベスト使用等を禁止する州法をすでに導入しているところではその合憲性が確定しているものの、そうでないところでの使用禁止は何らかのかたちで猶予されているようである（最終決定がなされるまで認める連邦最高裁の暫定命令が出されているという情報あり）。

しかい、2019年1月11日にエターニトが驚くべき発表を行った。国内工場での代替化－アスベスト使用中止が完了したことを確認する一方で、その子

石綿消費（USGS）　ロシア　被害推計（GBD2017）

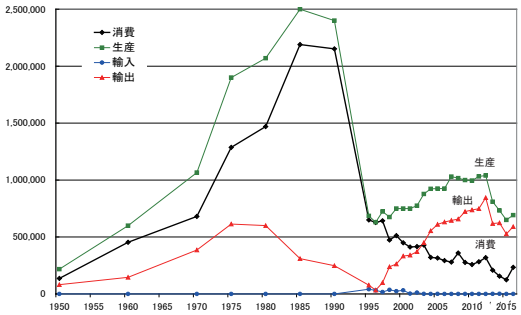


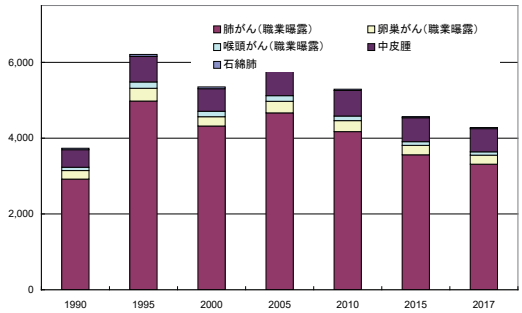


石綿消費（USGS）　カザフスタン　被害推計（GBD2017）

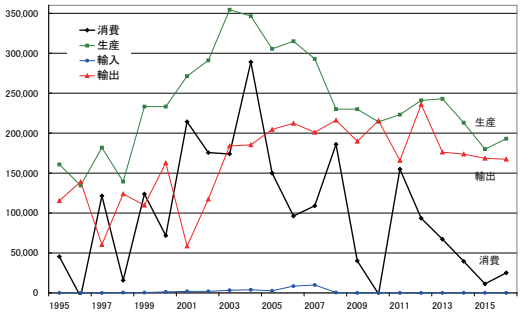


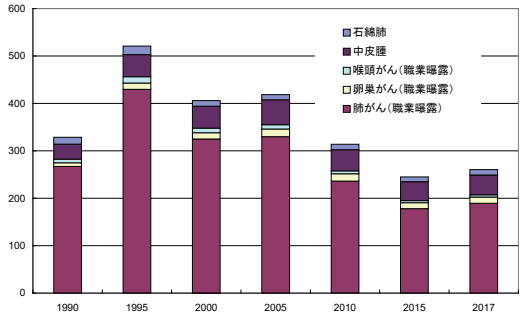


会社SAMA－アスベスト鉱山によるアスベスト生産は海外輸出向けのみに向けて継続するというのである（国内市場向け流通は中止）。エターニトは、国内の使用中止は市場の動向に従ったものであることを強調、海外輸出継続も顧客のニーズに応えるものとしているが、まさに「死の商人」への転換を宣言したようなものである。

ブラジル・アスベスト曝露者協会（ABREA）、アスベスト禁止国際書記局（IBAS）、国際建設林業労連（BWI）、インドネシア・アスベスト禁止ネットワーク（Ina-BAN）、インド・アスベスト禁止ネットワーク（I-BAN）とA-BANは連名で、1月15日に非難声明を発表し（2019年1・2月号）、地元メディアでも報道された。2010年のカナダ・ケベックのときのようにアジアから代表団を派遣できないか検討中である（夏休みとカーニバルを避けて4月の可能性が大きい）。

ブラジルは、GBD2017による2017年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第16位（3,802人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第71位（1.76）である。

## 中国、生産・輸出入・需要減少

**中国**は、ロシアに次ぎ世界第2位のアスベスト生産国であるが、国内生産のほとんどを消費するだけでは足りずに、ロシア等から輸入もしてきた。最新のUSGS等データによれば、生産・消費・輸入・輸出のいずれも減少傾向にある。

USGSをはじめ複数のアメリカ合衆国機関が運営する「ReportLinker」というサイトも、国別のアスベスト需要（消費）・輸出・輸入・生産に関するデータを提供している（https://www.reportlinker.com/data/sector/90514）。ここでは、中国について、2015～19年の消費量及び2017～21年の生産量の予測値も示している。実績値は修正前のUSGSデータで、また予測の根拠は示されていないのだが、消費・生産量ともに減少が続くという予測結果になっている。

筆者らも複数の情報源から、中国におけるアスベスト含有建材に対する需要が確実に減りつつあ

石綿消費（USGS）　日本　被害推計（GBD2017）

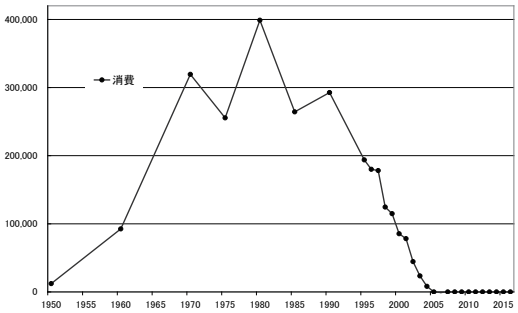


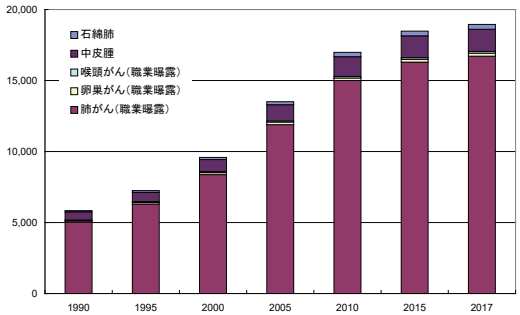


ることを確認できている。輸出国の仲間入りを危惧していたが、いまのところその気配はみられない。

中国は、GBD2017による2017年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第2位（24,814人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第86位（1.39）である。

## ロシア・カザフスタン－「死の商人」

残るは**ロシア・カザフスタン**。

最新のUSGS等データによれば、どちらも、生産・消費・輸出のいずれも減少傾向にあるようだ。2016年は、輸出できなかった生産を国内で消費したために、消費量が跳ね上がったものと考えられる。かつては国内消費もかなりあったのだが、いまではかつてのカナダ同様の「死の商人」と化している。

カザフスタン唯一のアスベスト鉱山がある北部のコスタナイと、ウラル・アスベストを追い抜いてロシア最大のアスベスト鉱山の地位にあるオレンブルグとの間は直背距離で600kmに満たない至近距離にある。両鉱山は事実上一体的に管理されているのではないかと想像している。いまや、ロッテルダム条約等の国際舞台や各国でアスベスト禁止につながる可能性のある動きに対する妨害の先頭に立っているのが両国だと言ってよい（38頁も参照）。

ロシアは、GBD2017による2017年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第13位（4,280人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第69位（1.79）。カザフスタンは、GBD2017による2017年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第54位（260人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第77位（1.56）となっている。絶対数の少なさに加え、経年的な死亡数減少傾向も含めて、両国に関するGBD推計には疑問の余地がある。

## 消費も少数諸国に集中

いずれにせよ、アジア－世界にアスベストを輸出しているのは、ロシア・カザフスタン・ブラジルの3国に絞られた。そして、いずれの国も国内では消費しなくなっている、「死の商人」である。

彼らは、「世界でアスベストを禁止しているのは少数派で、残りの大多数（80%）はいまもアスベストを使用し続けている」と主張している。しかし、これはまったくの嘘である。

2016年の世界消費量137万トンについてみると、消費量の多い順に、①インド 308,000トン、②中国 288,000トン、③ロシア 234,000トン、④ブラジル 120,000トン、⑤インドネシア 114,000トンが、10万トン超使用国で、この5か国だけで世界消費量の77.4%を占めている。

1万トン超使用国が、⑥ウズベキスタン 70,600トン、⑦ベトナム 58,100トン、⑧スリランカ 47,400トン、⑨タイ 32.700トン、⑩カザフスタン 25,200トン、⑪ウクライナ 18.600トン、⑫バングラデシュ 11.900トンで、以上7か国で世界消費量の19.2%、上位12か国合計では96.7%を占める。

一応続けておくと、1,000トン超使用国が、⑬キリギスタン 6,800トン、⑭ベラルーシ 5,530トン、⑮ボリビア 4,740トン、⑯メキシコ 4.530トン、⑰トルクメニス

石綿消費（USGS）　韓国　被害推計（GBD2017）

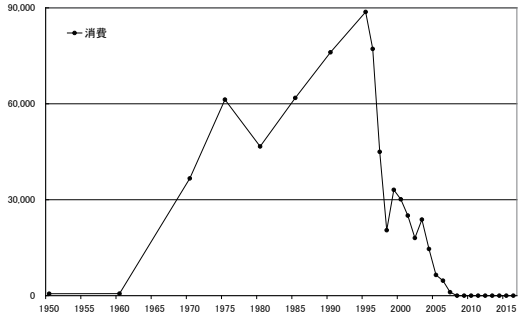


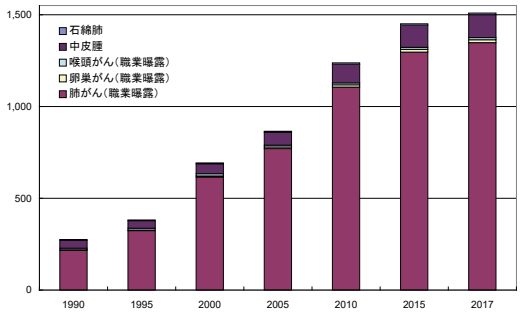


タン 4,280トン、⑱フィリピン 3,110トン、⑲エクアドル 3,090トン、⑳キューバ 3,080トン、㉑パキスタン 2,880トン、㉒マレーシア 2,240トン。以上10か国合計でも世界消費の2.9%にすぎない。

さらに、㉓北朝鮮 577トン、㉔コロンビア 197トン、㉕アンゴラ 167トン、㉖南アフリカ 16トン、⑤その他 4,601トンで、以上合計で世界消費の0.4%である。

「その他」に何か国含まれるか不明であるが、わずか12か国が世界消費量のほぼすべて（96.7%）を使用しているというのが実態である。

ただし、ここまでの「アスベスト消費」は「原料アスベスト=アスベスト繊維」のことであり、以上の国で「原料アスベスト=アスベスト繊維」を使用して「アスベスト含有製品」が製造されている。そうした「アスベスト含有製品」は自国内で消費されるだけでなく輸出もされており、「原料アスベスト」の生産・輸入のない国であっても適切な規制がなされないかぎり、「アスベスト含有製品」が持ち込まれる可能性があるという構図である。

「アスベスト含有製品」の輸出入データは、国連商品貿易データベースを使い、HSコードの「6811 セメント製品（ただし68118Xを除く）」、「6812 紡織品等」、「6813 摩擦材（ただし68138Xを除く）」で検索することができるが、その正確さや網羅性には残念ながら疑問がある。筆者は、アジア各国の関連データを検索・抽出してはいる。

## アジアでは日本・韓国等から禁止

IBASのウエブサイトは、「アスベスト禁止国」として、2018年10月23日時点で66か国を挙げている。ほとんどの国が段階的に禁止するアプローチを採用しているので、どの時点をもって「禁止国」と数えるかによって、数に差が出てくる。上記に挙げられているあアジアの国は日本、韓国、台湾、イラクだけであるが、筆者は、シンガポール、香港、ネパールも加えてよいと考えている。

**日本**は、労働安全衛生法によって、2004年に「原則禁止」を導入。クボタ・ショック後の2006年に「原則禁止」の仕方をネガティブ・リスト（リストに掲載されたものを禁止）からポジティブ・リスト（リストに掲載されたもの以外はすべて禁止）に転換した後、リストに掲載された禁止除外製品を段階的に廃止して、2012年に「全面禁止」を達成した。2007年には、石綿健康被害救済法ができている。

日本では、ILO石綿条約の採択を受けて1997年に石綿対策全国連絡会議（BANJAN）が結成されて、禁止に向けた取り組みを先導した。前出IJERPH誌の特集で筆者とシドニー大学アスベスト疾患研究所の高橋謙教授が「アスベスト全面禁止を達成した日本の経験」を書いている。

日本は、GBD2017による2017年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第3位（18,950人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第33位（4.27）である。

**韓国**は、産業安全保健法によって、2007年に「原則禁止」－段階的全面禁止に踏み切り、2015年4月1日から、禁止から除外されていた潜水艦・ミサイル用ガスケットやミサイル用断熱製品といった軍事用品も含めた「全面禁止」を達成した。2011

石綿消費（USGS）　シンガポール　被害推計（GBD2017）

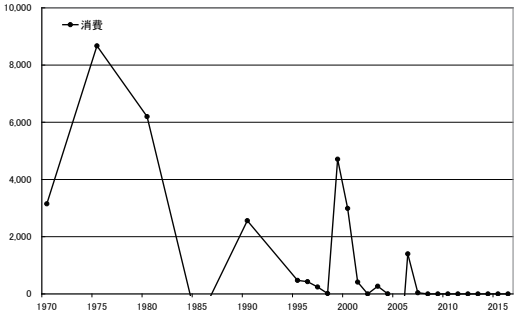


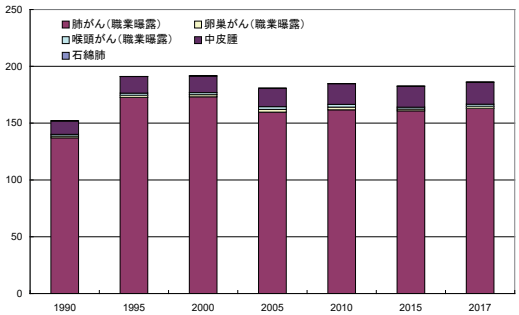


年に石綿被害救済法、2012年には石綿安全管理法（環境省所管）もできている。

韓国では、日本のクボタ・ショックの影響も受けて段階的禁止が決定された後、2008年に石綿追放運動全国ネットワーク（BANKO）が結成されてその後の事態をリードした。

IJERPH誌の特集には、ソウル大学公衆衛生大学院のペク・トミョン教授、アジア環境保健市民センターのチェ・エヨンらが、「草の根の立場からの韓国におけるアスベスト禁止：なぜそれが生じたのか?」を書いている。

韓国は、GBD2017による2017年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第23位（1,509人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第68位（1.82）である。

少し振り返って日本との関係でいえば、以下のような経過で、2009年のアジア・アスベスト禁止ネットワーク（A-BAN）の結成につながっている。

・2004年－世界アスベスト東京会議（GAC2004）
・2005年－クボタ・ショック
・2006年－アジア・アスベスト会議バンコク開催
・2007年－BANJAN20周年国際会議（横浜）
・2008年－BANKO結成国際会議（ソウル）
・2009年－アジア・アスベスト会議香港開催
　　（A-BAN設立）

**シンガポール**では、1988年に国家開発省建設管理局（現建築建設庁（BCA））が建物へのアスベストの使用を禁止、1989年には環境庁（NEA）所管の汚染法（現環境保護管理法（EPMA））によって原料アスベストの輸入が禁止されるとともに、クリソタイル以外のアスベスト含有物質の輸入・使用が有害物質として管理されることになった。1995年にはアスベストを含有したブレーキまたはクラッチ・ライニングをつけた車両の輸入・使用も禁止され、2008年からは他のクリソタイル含有物質がライセンスの対象として管理されるようになっている。国内にアスベスト製品製造工場は存在せず、原料アスベストの輸入もないものの、クリソタイルを含有したガスケットやジョイントシート、紡織品を輸入・使用することはなお合法という状況から、禁止に係る新たな情報を確認できていない。筆者は、この状態で「禁止国」として数えてよいと考えている。

一方で、旧工場（アスベスト）規則に代えて、すべての職場を対象とした、除去作業のライセンス制・除去作業計画の強化等を図った、新たな職場安全衛生（アスベスト）規則が制定されて、2014年5月1日から施行されている。

シンガポールは、GBD2017による2017年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第62位（186人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第43位（3.02）である。

また、**ブルネイ・ダルエスサラーム**は、1994年に開発省がアスベスト禁止を、また保健省がアスベスト含有製品取り扱いのためのガイドラインを導入したという情報がある。しかし、前者が法令によるものか、たんなる行政指導のようなものなのか、また履行の実態についても定かではないため、筆者としては禁止国として数えることは留保している。

ブルネイは、GBD2017による2017年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第156位（9人）。人口

石綿消費（USGS）　ネパール　被害推計（GBD2017）

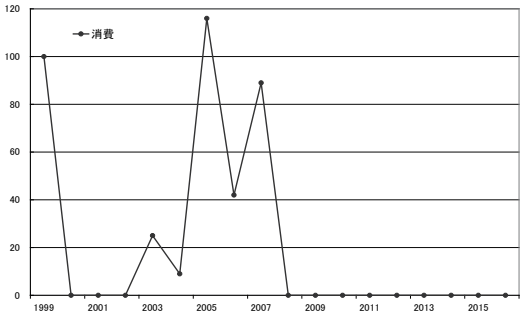


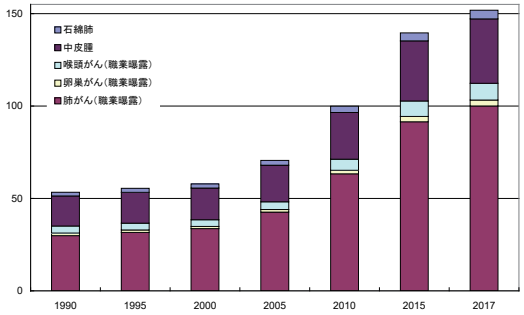


10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第36位（3.75）である。

## 2014年以降毎年新たな禁止国

いずれにせよ、アスベスト禁止を導入する国の数は着実に増えてきている。

2011年イスラエルのアスベスト禁止以降、2012年と2013年には新たな禁止国がなく、筆者などは大いに気をもんだものだったが、2014年－香港以降は毎年、新たな禁止国が生まれている。

**香港**では、労災被害者団体（ARIAV）や労働組合等により香港石綿禁用連盟がつくられ、1990年代後半に一定の対策・規制が整備された。当時から将来の禁止が約束されていたというが、2009年アジア・アスベスト会議の香港開催も契機となって運動が再活性化。2011年に空気汚染管制条例が改正されて、2014年4月からアスベスト禁止が導入された。2008年には、じん肺（補償）条例が改正されて中皮腫も補償の対象になったが、これは職業病であるか公害であるかにかかわらず、同じ補償を提供するユニバーサルな制度である。

IJERPH誌の特集には、香港職業環境健康医学院の余徳新名誉院長らが「香港におけるアスベスト禁止の歴史」を書いている。

2015年には、**ネパール**が環境保護法に基づいて、6月から自動車用ブレーキ等を除くアスベストを禁止した。キャンペーンを主導した公衆衛生環境開発センター（CEPHED）という環境団体は、2015年からA-BANに加わり、2016年には「ナショナル・アスベスト・プロファイル」を策定して、政府関係部局や労働組合（GEFONT）等とともにこれを発表、禁止の履行確保と禁止後の取り組みの重要性を訴えながら活動を継続している。

ネパールは、GBD2017による2017年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第70位（152人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第126位（0.78）である。

2016年には、**イラク**が禁止を導入した。筆者らがこれを知ったのは、インド・デリーのイラク大使館が2016年5月5日付けでインド外務省湾岸部に当てた通知（No. Iraq/Pol/13/16/84）を、インド商工省商業局が同年10月5日付けで関係部署に知らせた文書を入手したことによってだった。イラク大使館の通知は、「イラクが、アスベストまたはアスベスト使用のための手引きで言及されたその有害な要素［ingredients］に関して輸入または協力せず、他の代替物質に置き換えることを決定したことをお知らせする」と述べている。

イラクは、GBD2017による2017年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第73位（135人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第139位（0.69）である。

同じく2016年に、**ニュージーランド**は、輸出入（アスベスト含有製品）禁止令により10月1日からアスベスト全面禁止を達成した。すでに1996年に原料アスベストを禁止していたが、アスベスト含有物質の輸入は禁止されていなかった。同時に、新たな労働安全衛生（アスベスト）基則及び認証実施基準（ACOP）「アスベスト－アスベストの管理及び除

石綿消費（USGS）　台湾　被害推計（GBD2017）

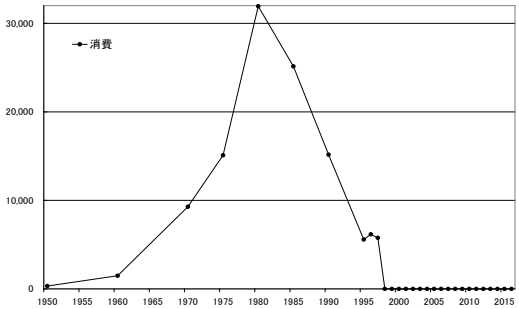


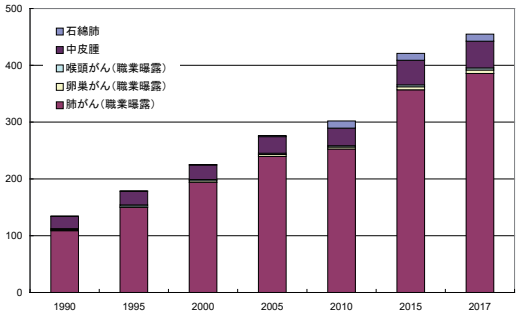


去」も制定されている。IJERPH誌の特集には、マッセイ大学のウイリアム・アイバン・グラス教授らが「ニュージーランドにおけるアスベスト禁止：80年の長い物語」を寄せている。

ニュージーランドは、GBD2017による2017年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第38位（603人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第16位（7.49）である。

ちなみにお隣りの**オーストラリア**のアスベスト禁止導入は日本の前年2003年であるが、その後も2030年アスベストのない社会実現をめざした国家戦略計画策定と新たな国家機関としてアスベスト安全・根絶庁（ASEA）を発足させたり、違法なアスベスト含有製品輸入の摘発等々、活発な取り組みをみせている。それが、ニュージーランドや後述の太平洋諸国における動きにも明らかに影響を与えている。IJERPH誌の特集には、シドニー大学アスベスト疾患研究所のマシュー・ソーバーグ教授らによる「オーストラリアの進行中のアスベストの遺産：ほぼ15年前のアスベスト全面禁止後でさえも残されている課題」も収められている。

オーストラリアは、GBD2017による2017年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第14位（4,242人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第8位（9.74）である。

2017年には、**オマーン**が、流通していたティーポットや魔法瓶にアスベストが含有されていることが明らかになったことを受けて、商工業大臣がアスベスト含有商品・製品の輸入を禁止する省令を発した。

前述のとおり、2017年にはブラジル連邦最高裁が、アスベストを禁止する州法の合憲性を確認するとともに、連邦政府が使用を許しているのは違憲であると断じた。

2018年には、**台湾**が、7月1日からと計画されていた全面禁止を前倒しして1月1日から実施した。台湾は、日本のクボタ・ショックの影響も受けて、段階的禁止を進めてきていた。IJERPH誌の特集に、中国医薬大学の林若婷教授らが「不十分な規制のなかでの国境を越えたダイナミクス：台湾のアスベスト禁止の行動と経験」を寄せている。

台湾は、GBD2017による2017年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第44位（455人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第92位（1.19）である。

そして前述のとおり、**カナダ**が2018年末に全面禁止を実行した。

## アスベスト産業による妨害

アスベスト禁止が着実なトレンドになりつつあるとはいえ、アスベスト産業はまったく自ら歴史の舞台から降りようとはしていない。逆に、なりふりかまわず、手段を問わず、禁止の動きを妨害している。

**スリランカ**では、2015年8月に大統領が2018年までにアスベストを禁止する意向を公表。内外のアスベスト産業が反対のキャンペーンを繰り広げたものの、2016年9月8日に閣議で「2018年1月から相対的に有益な代替品を採用することによってアスベストの使用及び輸入を管理するとともに、2024年までにアスベスト関連製品を禁止するための実行計画

石綿消費（USGS）　スリランカ　被害推計（GBD2017）

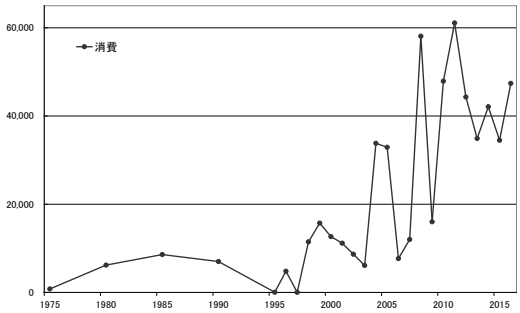


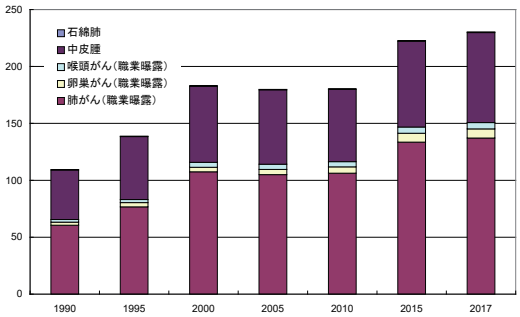


を策定する」と決定された。

2017年12月15日に突然、ロイターがロシア連邦動植物監視局が前日、輸入紅茶からヒメアカカツオツブシムシという害虫がみつかったことから、12月18日からスリランカからの紅茶を含むすべての農業製品の輸入の一時制限を実施することを決めたと報じた。スリランカに大混乱をもたらしたが、現地メディアは当初から、害虫が真の理由なのではなく、2018年1月から開始されるアスベスト輸入・使用制限に対する「辛辣な対応」であるととらえられていた。

結果的に、早くも12月19日に閣議で、アスベストの禁止を緩和、一時停止、撤回（各々報道で使用されている用語）することが決定され、「大統領は無期限（indefinite period）の禁止保留を指示」（Daily Mirror）、「今年前半に2024年までにアスベスト関連製品を禁止する行動計画を策定する」（Lankaweb）、「製造過程で使用される輸入アスベストの基準を分析する委員会を設置」（News 1st）等と報じられた。12月25日にモスクワで持たれた両国の会合で、ロシア側は紅茶輸入禁止の撤回を決定した（12月30日から再開）。

スリランカは、前述のとおり2016年のアスベスト輸入が世界第8位のアスベスト消費国。国内に4つの大きなアスベスト屋根材製造会社があり、繊維セメント製品製造協会（FCPMA）をつくっている。また、2015年にロシアはスリランカ紅茶の最大の購入国（2016年は第2位）で、2016年のスリランカの対ロシア輸出の74%が紅茶であった。一方、スリランカは、インド、インドネシア、中国に次ぐロシアのアスベストの購入国だが、ロシア側は紅茶輸入もアスベスト輸出も増加することを希望していると伝えられている。

こうした動きに対してスリランカ全国労働組合連盟（NTUF）は、12月29日に「アスベストに関するスリランカ政府の決定の即時逆転を求める」声明を発表。これも受けて、2018年1月3日にはA-BAN、IBAS、APHEDAにBWIや国際労働組合総連合（ITUC）も加わったメディア・リリース「スリランカのアスベスト禁止決定に対するロシアの経済的脅迫を世界の労働組合や健康ネットワークが非難」を公表した（2018年3月号）。

スリランカは、GBD2017による2017年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第56位（230人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第107位（0.98）である。

また、2017年6月26日に**ウクライナ**の保健省は、すべての種類のアスベスト及びアスベスト含有製品の製造及び使用を禁止することを発表し、6か月のフェイズアウト期間経過後に発効するとした。同省の「アスベスト及びアスベスト含有製品の有害な影響に対する安全及び労働者の保護に関する国の衛生基準及び規則を承認する命令」が司法省によって登録されたことを受けたものだった。

しかし、内外のアスベスト産業が保健省のこの決定に反発。7月には鉄鋼開発センターが、禁止が実施されれば建設費用が高騰すると警告したり、ウクライナ・クリソタイル協会が9月に、大型トラックや鉄道車両用のブレーキパッドには代替品がないと記者発表するなどの動きが続いた後、10月17日に保健省の命令が司法省によって国の登録から抹消されて、禁止は公式に取り消されてしまった。

ウクライナは、前述のとおり2016年のアスベスト輸入が世界11位のアスベスト消費国であり、ロシアとカザフスタンから輸入した原料アスベストを加工する企業が7社あって、4,000人を雇用しているという。

また、GBD2017による2017年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第24位（1,383人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第72位（1.75）である。

以上は2か国だけで生じたことでも、また、この時期だけに限られたことでもない。例えば、カザフスタンのアスベスト産業がニューヨークとロンドンに本拠を置く調査会社K2インテリジェンスに依頼し、あるイギリス人を雇ってシンパシーをもったドキュメンタリーフィルムメーカーを装い世界のアスベスト禁止キャンペーンにスパイとして潜入させたことがわかっている。スパイのメインターゲットはアジアだった。スパイ活動が行われた2012～15年の4年間、彼は毎年A-BANの会議に参加（バンコク、ダッカ、バンコク、ハノイ）。主だった活動家らと知り合い、会議だけでなくテーブルディナー・ディスカッションさえも秘かに録音。タイ・ベトナムを中心にさらに何度も訪れて、インタビューやドキュメンタリーフィルム制作の相談、あるいは地元の取り組みを支援するふりをして、情報を収集した。筆者は、2013年にマニラでの別の会議、2015年にウィーンでの労働組合国際アスベスト会議でもスパイに会っている。彼は、その間の報酬として336,000ポンド（約5千万万円）と130,000ポンドの経費（約2千万円）をK2インテリジェンスから支払われている。スパイが渡した情報が、アジア各国におけるアスベスト禁止の決定の妨害・遅延にどのような役割を果たしたか明らかにすることは困難である。しかし、タイ、ベトナム、マレーシア、フィリピンで、2014年頃に予測されていた禁止決定がいまだ実現していないことは事実である。

存在するところでは国内のアスベスト産業、国際クリソタイル協会（ICA）とそのアジアにおける橋頭保であるクリソタイル情報センター（CIC）、加えて現在ではロシア政府やその経済ミッション等が妨害活動の主な担い手で、「お抱え学者」を派遣したり、逆に各国の政治家や政府関係者等のロシアやブラジル、タイへの招待などもしばしば行われている。ICAはカナダからロシアに移るだろうと予測されている。

ほぼすべての国で、内外のアスベスト産業による様々なかたちの妨害に直面しながら、アスベスト禁止実現に向けた努力がなされている。

## 太平洋諸国等が禁止方針決定

2017年9月22日に太平洋地域開発計画事務局（SPREP）第28回担当者会議（21の**太平洋諸島諸国**及び5のメトロポリタン・メンバー）は、議題13.1として「太平洋規模でのアスベスト禁止の必要性」を承認した。2011年の第22回SPREP担当者会議において、SPREPとWHOの共同提案による「アスベストのない太平洋－地域戦略・行動計画」が採択された。続いて欧州連合（EU）の資金援助を受けて実施された太平洋有害廃棄物管理（PacWaste）プロジェクトによって、「地域アスベスト・ベースライン調査」が可能になった。この結果、太平洋諸島諸国の公共・民間建物にアスベストが広く使用されており、この除去及び代替に多額の資金を必要とすること等が確認された。2016年の第27回SPREP担当者会議で太平洋規模のアスベスト禁止が議論され、強い支持があったものの、禁止の実施を調達する方法について懸念が示された。この懸念は、Pacific 2025やPac Waste Plusプロジェクトによって一定の目途がついた。加えてこの間に、①前出ニュージーランドの全面禁止実施、②ロッテルダム条約COP8での関係締約国（クック諸島、トンガ、サモア、マーシャル諸島共和国）のクリソタイルのPICリスト搭載支持と6度目の採択失敗、③ナウル、トンガ、ソロモン諸島等による太平洋規模の禁止支持の立場表明、④いくつかの諸国でアスベスト問題がメディアで取り上げられ社会問題化したこと、⑤禁止によって世界貿易機関（WTO）加盟国としての立場に影響がないことが明らかにされたこと等を踏まえて、冒頭の議題承認という結果になったもの。今後、具体的に「太平洋規模の禁止の開発及び実施」が進められていく見込みである。

また、2017年11月27日の記者会見で、**モルドヴァ**共和国の廃棄物化学物質管理局長は、同国が2019年にまでにクリソタイル含有物質及びクリソタイ

石綿消費（USGS）　ベトナム　被害推計（GBD2017）

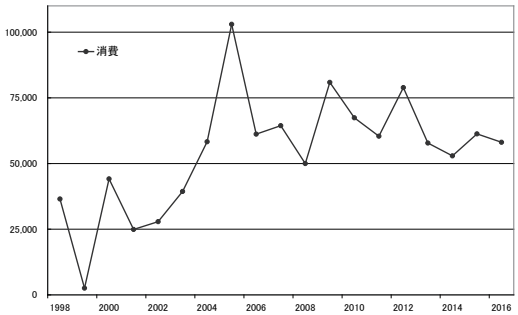


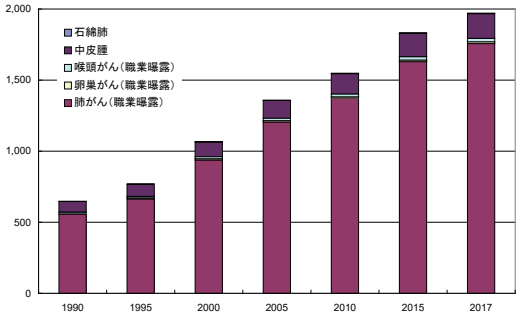


ル繊維の販売及び輸入を禁止する予定であると発表した。報道機関Infotagは、すでに農業地域開発環境大臣が、アスベスト禁止の条件と時期を規定した法令を公布したと報じた。

モルドヴァは、GBD2017による2017年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第129位（24人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第178位（0.41）である。

## ベトナム：2023年禁止をめぐる攻防

年が明けて2018年1月16日、**ベトナム**首相が建設大臣に対して初めてアスベスト使用中止のデッドラインを示し、このスピーチは全国テレビでも放映された。「建設省は、白アスベストの使用を中止するためのロードマップを策定する必要がある。国会で科学者でもあるブイチアン女史が何度もこの問題を取り上げ、建設省はいつも妨害していたことを覚えている。私はホンハ建設大臣とこれについて話し、彼は、白アスベストを禁止するには、建設省がロードマップを策定する必要があると言った。建設産業における白アスベストの使用は、遅くとも2023年までに中止されなければならない」。

ベトナムでは早くも2001年に、2004年までにアスベストを禁止するという決定がなされた。しかし、2004年にクロシドライトとアモサイトは禁止されたものの、業界の抵抗によってクリソタイルの禁止は2010年までの目標とされ、2008年には2020年までの目標へと引き延ばされ、2013年末にはこれをさらに2030年にまで延ばそうという動きすら出てきた。ベトナムは、前述のとおり2016年のアスベスト輸入が世界第7位のアスベスト消費国。国内に30以上のアスベスト屋根材工場があり、連合して全国屋根材協会をつくって、海外のアスベスト・ロビーと連携しながらアスベスト禁止に抵抗している。

これに対抗する動きも急速に高まった。最初に禁止を提唱したのはベテランの労働衛生専門家らであり、ベトナム労働安全衛生協会（VOSHA）やベトナム科学技術協会連合（VUSTA）と傘下のベトナム化学協会（VCA）等が動いた。NGO情報センター（NGOIC）、地域社会開発調査訓練センター（RTCCD）、証拠に基づく保健政策開発アドボカシー・ネットワーク（EBHPD）など相対的に若いNGOグループも関わりはじめ、2014年にベトナム・アスベスト禁止ネットワーク（VN-BAN）が設立されるに至った。首相スピーチに出てくるアン女史は、化学者であり国会議員でもあり（現在は引退）、こうした動きの中心にいる。メディアも大きく取り上げるようになった。

2014年は激しい攻防の年だった。8月5日にはWHO西太平洋事務所長（マニラ）とILOアジア太平洋事務所長（バンコク）が連名で、2020年を超えてクリソタイルの使用を延長すべきではないと強く要請する書簡がベトナム首相に送ったりもした。しかし、8月22日に首相の承認を受けた「ベトナム建材開発マスタープラン」は、「2030年に向けた方向性」として「屋根板生産におけるクリソタイル繊維の使用を低減し、全面禁止に向かうロードマップを策定する」とする内容であった。他方で、9月19日に出された副首相名の指導文書は、産業貿易省にロッテルダム条約に反対しないオプションの首相へ

の提出、建設省に2020年までに屋根材生産へのクリソタイル使用をやめるための詳しいロードマップの策定とそれに応じた建材開発マスタープランの改訂、保健省に科学技術省等と協力してアスベスト関連疾患を根絶するためのナショナル・アクション・プランの策定等、を各々求めたのだった。

そうしたなかで2018年1月の首相指示は、まさに歴史的な事態だった。VN-BANらは、禁止方針が確立されることを最優先としながらも、前倒しした2020年禁止実現をめざしている。保健省衛生環境管理庁（HEMA）策定のナショナル・アクション・プランも2020年禁止実現目標を含んでいる。さらに、国会の少数民族・山岳地帯問題委員会が、少数民族・山岳地帯で2020年までにアスベスト使用中止を促進するという決議を採択した。持続可能な開発法政策研究センター（LPSD）や正義・健康・環境のための行動グループ（JEH）など新しいNGOグループも加わってきた。ベトナム労働総同盟（VGCL）もアスベスト禁止支持を鮮明にしている。

しかし、アスベスト産業は抵抗を続け、また、最大限影響力を発揮している。建設省が2018年5月に、2023年までにアスベスト屋根材への白アスベスト使用を中止するために、毎年25%ずつ輸入量を減らすというロードマップ案を示してコメントを求めたのに対して、産業貿易省は「投資法によって条件付き事業分野として規制されているから輸入量削減の法的根拠はない」、司法省は「政府組織法によれば、アスベスト使用中止のロードマップは首相の権限のもとにはない」等と応じたと報じられている。同じ報道記事は、「他にも多数の発がん物質はあるのに、また、他の多くの製品にも使用されているのに、なぜ屋根材へのクリソタイル使用だけ禁止するのか」といった赤十字会長の発言や、「30年以上クリソタイルに曝露した労働者の中皮腫事例をみつけたことはない」等という建設病院長の発言も紹介し、「消費者が自ら決定できるように、関係各省は調査を続けて報告を提出すべき」だという国会科学技術環境委員会議長の言葉で締めくくっている。ちなみに、ベトナムでは毎年3桁の数の中皮腫が診断されているようだが、診断精度の問題に加えて、「アスベストが原因の中皮腫は確認されていない」などの主張がしばしばなされるという問題もある。

後述するように、A-BANは2018年9月12～14日にハノイで東南アジア会議を開催した。13日全体会議午前中の中継（https://www.facebook.com/thongtinGTV/videos/2176229525752307/）と12日午後に筆者ほか何名かの内外参加者をスタジオに招いての特番（https://www.facebook.com/thongtinGTV/videos/269351617029420/）をGTVという草の根インターネットテレビ局が放映した。そのことも影響したかもしれないが、アスベスト産業から会議をやめさせるよう圧力が加えられ、少数民族・山岳地帯問題委員会が関わっていなかったら会議自体がつぶされていたかもしれない。

つい最近、アスベスト産業がスポンサーになって2016年に国会議員らがブラジルを訪問した報告書が政府に提出された。それは、「白アスベスト繊維を安全に管理して使用できているという実際の経験から、政府は、禁止ロードマップを撤回し、アスベスト屋根材工場のラインの完全自動化を支援すべき」

だとしている。

このような重要な局面のなかWHOのアレンジで、建設副大臣を団長にした10人以上のベトナム政府・国会等調査団が、3月に韓国と日本を訪問することになっている。部分的に日本での訪問先の調整に協力し、筆者の事務所も訪問することになったが運悪く不在のため、東京労働安全衛生センターの外山尚紀さんに対応してもらう予定である。

ベトナムは、GBD2017による2017年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第20位（1,971人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第57位（2.36）である。

## ラオス：2020年禁止めざす行動計画

**ラオス**では2018年11月28日に「アスベスト関連疾患根絶に関するナショナル・アクション・プランの策定から実施に向けたナショナル・ワークショップ」が、保健省、WHO、ILO、オーストラリア国際開発庁（AusAID）、オーストラリア労働組合国際協力機関（APHEDA）により開催された（写真）。公式に発表されたナショナル・アクション・プランは、2020年12月までにアスベスト及びアスベスト含有物質の使用を中止することを目標として明記している。

2013年に商工業省とAPHEDAの主催で関係省と国立がんセンター、ラオス労働総同盟（LFTU）代表らが参加して「アスベストに関する国家戦略（確立）に向けた会議」が開催された。その後、商工業省、保健省、天然資源環境省、国防省、労働福祉省の関係部局とLFTU代表による作業チームを設置して、ナショナル・アスベスト・プロファイルが策定されることになった。しかし、早速ロシアがそのお抱え学者をビエンチャンに派遣、政府関係者等をロシアに招待するなどの動きが続いている。

公けに公表されてはいないが、ナショナル・アスベスト・プロファイルは完成している。他方で、2017年に商工業省がラオス初の化学物質法を制定し、禁止条項もあるもののアスベストは禁止対象とはされなかった。商工業省はかなりロシアの影響を受けつつあり、代わって保健省が禁止に向けたイニシアティブをとりつつある。LFTU、国立がんセンター、ラオス女性同盟ユースセンター、いくつかのNGOやメディア関係者らによって、2017年10月23日にはラオス・アスベスト禁止ネットワーク（Lao-BAN）が結成されている。2018年には、保健省等によるナショナル・アクション・プランを促進する会議と、商工業省がロシアの専門家を招待した会議も開かれている。ビエンチャンのオーストラリア大使館前には、カナダ大使館も協賛してクリソタイル・アスベスト禁止を支持する大看板が据え付けられた。ナショナル・アクション・プランは保健大臣の正式の承認を得たうえでナショナル・ワークショップで発表されたわけであるが、2020年禁止目標の実現には多大な努力が必要だろう。保健省関係者は、ベトナムよりも禁止が遅れたらベトナムからアスベスト産業が移転してくる可能性を恐れて、2020年目標を掲げたと言っている。

ナショナル・ワークショップの前日には、ナショナル・アクション・プランの策定・実施を支援するための国際パートナー会議がもたれ、保健省、WHO、ILO、APHEDAのほか、ワークショップに参加したアス

**ラオス　被害推計（GBD2017）**

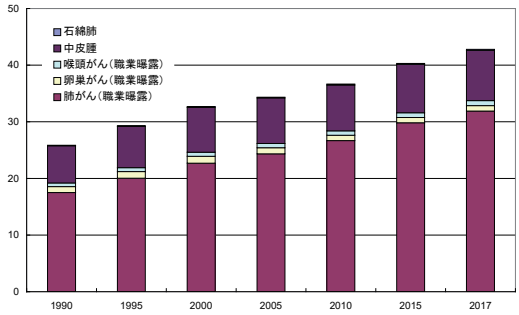


**カンボジア　被害推計（GBD2017）**

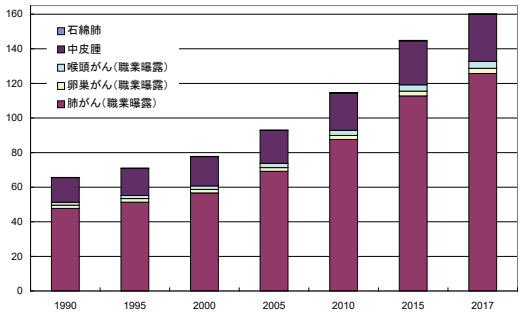


ベスト安全・根絶庁（ASEA）、シドニー大学アスベスト疾患研究所（ADRI）、オーストラリア大使館、A-BAN（筆者）の代表らが参加して情報とお互いの計画を共有するとともに、今後も連携を継続していくことを確認。ワークショップの翌日には、Lao-BANによるトレーニングも開催されている。

ラオスのアスベスト輸入はUSGSデータには現われてこないが、関税データによれば2013年に約8千トンの輸入があり、対人口比では世界一多くなる。国内に16のアスベスト屋根材工場が確認されている（2工場は季節操業）。また、ベトナム、タイ等からアスベスト含有製品が輸入されている。

ラオスは、GBD2017による2017年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第110位（43人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第93位（1.18）である。

## カンボジア：プロファイル完成予定

**カンボジア**では2015年に労働職業訓練省の主催により、関係省庁、産業界や労働組合等の代表が参加して、「アスベスト関連疾患に関するシンポジウム」が開催された。翌2016年に労働職業訓練省は、「カンボジアのナショナル・アスベスト・プロファイルを策定するワーキング・グループの設置」に関する省令（Prakas）を公布した。ワーキンググループは、労働職業訓練大臣を議長に、労働職業訓練省、女性問題省、情報省、経済財務省、産業工芸省、建設省、公共事業運輸省、商業省、農業森林漁業省、環境省、鉱山エネルギー省、保健省の関係部局、カンボジア技術者評議会、カンボジア建設協会、カンボジア労働総連合（BWTUC/CLC）、カンボジア労働組合連合（CCU）、建設森林労働者連合/カンボジア労働組合連合（FBWW/CCTU）の代表からなる。その任務は、情報・データの収集、調査等を行ってナショナル・アスベスト・プロファイルを策定するほか、リスクの高い労働者・地域に対する教育に必要な情報の確認、職場におけるアスベスト・リスク予防活動の実施における労使の支援と参加の促進、戦略計画・行動計画策定の促進、アスベスト関連疾患のリスク予防に関する革新的戦略の支援・見直し・承認、アスベストに関する苦情処理とメディア対応、アスベスト関連疾患のリスク予防活動を支援する資金の動員、報告書の作成・アスベスト管理に関する情報の提供・課題領域と解決策の確認、その他とされている。「ILO、WHO、APHEDA等」と名前を挙げて、国際機関や国際的・国内のNGOその他市民団体からも「ボランティア参加による助言・支援を受けるものとする」ともされている。

すると早くも、クリソタイル情報センター（CIC）やロシアからの働きかけもはじまった。CICは、一番視聴者の多い時間帯にテレビにコマーシャルを流すとともに、労働職業訓練省の担当者らをタイでの「クリソタイル安全使用視察旅行」に招待した。

2017年2月に労働職業訓練大臣も出席してワーキング・グループの初会合が開催され（筆者も再度招かれ「アジアにおけるナショナル・アスベスト・プロファイル策定の経験」を報告）、7月にはメンバーに対して5日間のトレーニングも実施されている。また、2017年10月16日には、2つの労働組合（BWTUC

**石綿消費（USGS）　ミャンマー　被害推計（GBD2017）**

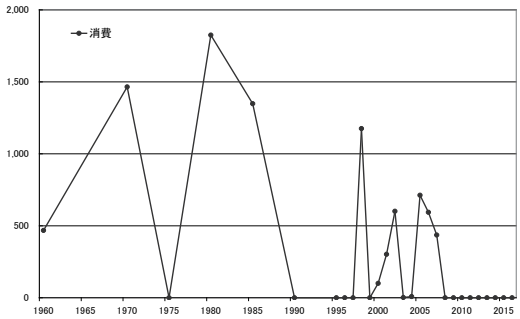


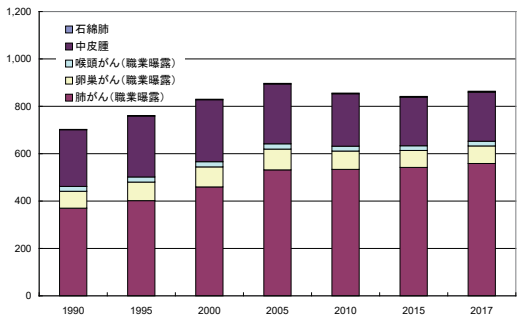


とCFSWF（カンボジア食品サービス労働組合連合）、3つのNGO（CWDA（カンボジア女性地位向上機関）、CPU（カンボジア性労働者組合）、HACC（健康行動調整委員会））によってカンボジア・アスベスト禁止ネットワーク（Cam-BAN）が結成された。迅速なアスベスト禁止実現を目標にして、①労働者、住民、消費者の注意喚起、②一般の人々の注意喚起、③アスベスト輸入中止のための活動、④NAP策定ワーキンググループほか関係者との協力、⑤がん登録の確立とアスベスト被害者の掘り起こし、⑥内外におけるネットワークの強化等に取り組むことにしている。

カンボジア国内にアスベスト製品製造工場は存在しないと言われてきたのに、すでに2つ工場があるという情報もでてきたが、ナショナル・アスベスト・プロファイルが2019年3月に公表される予定である。

カンボジアは、GBD2017による2017年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第68位（160人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第76位（1.60）である。

## ミャンマー：政労使禁止に異論なし

**ミャンマー**では2017年9月10～11日に、労働組合総連合/建設林業労連（CTUM/BWFM）とBWIにより、インドネシアと筆者を招いて初めての「『アスベスト禁止』エクスチェンジ」会議が開催された。CTUM関係者は2016年11月にジャカルタで開催されたA-BANの東南アジア地域会議に初め参加して大きな刺激を受け、この企画につながったのだが、その後すぐに労働省のもとで定期的に開催されている政労使会議でアスベスト問題を提起したという。

Italia-Birmania Insiemeという団体の協力で、労働安全衛生/アスベスト問題をテーマに、2019年1月12～13日にBWFM組合員とCTUM労働安全衛生委員会メンバーを対象にしたトレーニングと、14日にナショナル・トリパータイト・カンファレンス（全国政労使会議－次頁写真）が開催されることになり、筆者とBWIも招かれた（イタリア労働総同盟（CGIL）から10人の代表も参加）。

トレーニング初日には、労働省から工場・一般労働法監督局長、保健省から公衆衛生局次長ら、また、ミャンマー技術者協会の労働安全衛生部会のメンバーらも参加した。技術者協会は、政労使会議の正式メンバーではないが、とりわけ労働安全衛生問題ではアドバイザーとして密接に連携しているという。アメリカのワールド・モニュメント財団が管理するモーラミャインにあるミャンマー最古のバプテスト教会にアスベスト屋根材が使用されていることが判明して、2016年に同財団はこれをケーススタディとして「アスベスト建材のリスク」を啓発するワークショップを開催するとともに、オーストラリアの業者を雇ってグローバル・スタンダードに則った除去作業を行った。技術者協会はこのプロセスに招かれて、アスベスト建材のリスクとその安全な除去について学んでいたという経緯もあった。

14日の全国政労使会議には、彼ら全員に加え、環境保護省環境保護局次長、ミャンマー建設企業協会連合（MCEA）の会長と事務局長、ミャンマー

技術者協会の他の幹部、CTUM会長、ILO・WHOラオス事務所の代表らも参加した。会議の最後に、筆者とBWIのエドワード・ミラーがコーディネーターとなって、労働省、保健省、建設企業協会連合、技術者協会、CTUM代表によるラウンドテーブル・ディスカッションも行われた。冒頭に「アスベスト全面禁止導入を支持するか」尋ねたのだが、全員が基本的に支持すると明言した。ただし、労働省も保健省もそれを実現する手段（法令）をもっていないとしてリーダーシップを発揮するところまではいっていないというのが、現状であろう。

USGSデータ等によれば、ミャンマーはアスベスト生産の記録はなく、輸入=消費もわずかである。

ミャンマーにはアスベスト鉱山が存在している。ヤンゴンの宝石博物館には、国内5か所から算出されたアスベスト標本を収めたショーケースが展示されている。また、鉱物資源の所在地を示したジオラマでは、4か所の鉱床が表示されている。ただし、現在、採掘には鉱山局の許可が必要であり、アスベストの採掘に対して発行された許可はないことが確認され、また、他にアスベスト採掘が現在行われていることを示す情報も存在しない。

また、インターネットで検索すると、フマービー（Hmawbi）にあるアスベスト・セメント工場がヒットする。しかし、政府関係者の情報によると、この工場はすでに閉鎖されているという。

さらに、現政権のもとで、禁止されていたアスベスト産業への海外からの投資も可能にするよう外国投資法が2015年に改正され、産業省が新たなアスベスト・セメント工場設置に対して海外からの投資の「関心表明」を募集したという情報もあった。しかし、CTUMが確認したところ、計画は具体化していないとのことであった。

ただし、タイを中心に隣国からアスベスト含有建材とノンアスベスト建材の双方が輸入されて、使用されていることは間違いない。

筆者は、いったん国内にアスベスト産業が成立してから、また、ロシア等がやってくるようになってからでは、対応が著しくハードになるから、一刻も早く禁止導入の政治的決定をすべきだと強調した。CTUMは、今年中にもミャンマー・アスベスト禁止ネットワーク（Myan-BAN）を結成して、それをめざす方針をすでに表明している。一方で、CTUMの政労使三者協議メカニズムからの離脱など、政治状況の進展も気になるところではある。

ミャンマーは、GBD2017による2017年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第33位（864人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第59位（2.15）である。

## タイ：民政移管後の展開に注目

**タイ**では、2010年12月の第3回国家保健総会（NHA）で、2012年内のアスベスト禁止を含む様々な措置を提起した第5決議「タイ社会をアスベスト・フリーにする措置」が採択され、2011年4月に政府はこれを承認して関係各省に決議の実施計画を立てるよう指示した。以来、禁止賛成・反対双方のせめぎ合いが激しく展開されるなかで、2012年2月にはタイ・アスベスト禁止ネットワーク

石綿消費（USGS）　タイ　被害推計（GBD2017）

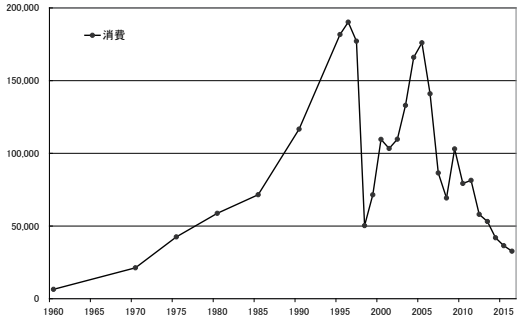


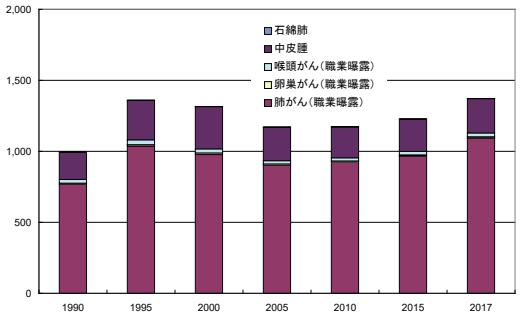


（T-BAN）が設立され、同年11月にはバンコクでA-BAN2012が開催された。T-BAN設立により、公衆衛生専門家、消費者団体とのそのアドバイザーら、労災職業病被害者団体等を中心に禁止を求めるキャンペーンは確実に強化された。禁止措置を所管する産業省がいったんは「5年以内の段階的禁止」を提案して、T-BANは遅すぎると批判したが、禁止が導入されることは確実で、問題は導入の時期だけであるように思われた。

2014年5月に国軍によるクーデターが発生した。これでアスベスト禁止をめぐる動きも頓挫してしまうかと危惧されたが、今回の軍政は、一定の改革を実行してから民政に移管するとして様々な分野の改革の提案を求め、また、国家改革評議会に何人かのT-BANメンバーも任命された。2014年中に、公衆衛生省が産業省に対してすべての種類のアスベストを速やかに禁止するよう勧告し、産業省は内閣に対して2020年までにアスベストの使用・生産を中止すること（製品の種類によって2～5年以内の禁止）を提案するに至った。同年11月24～25日にはバンコクで国際会議「アスベスト被害のないアジアの促進：世界の科学的及び社会的証拠」が開催された。しかし、内閣は12月4日に、公衆保健省及び産業省の提案を採用しないと決定してしまった。副首相を責任者に、産業省、商務省、公衆衛生省等によるタスクフォースを設置して、アスベストの健康影響、代替品の適切性、禁止する場合の産業支援措置等についてさらに調査検討して、あらためて内閣に提案を行うよう求めたということ－決定の先送りである。この背景には、二国間経済協力協議等を通じたロシアからの圧力があったことは間違いない。西側諸国から支援を受けられない軍政にとって、ロシアとの経済関係は重要性を増していた。また、2016年にタイは世界第9位のアスベスト消費国であるが、2社に代表される国内のアスベスト産業は禁止に強硬に反対しており、また、国際アスベスト産業のアジアにおける出先であるクリソタイル情報センター（CIC）もタイに所在している。

T-BAN関係者らは決してギブアップしてはおらず、未実行のNHA決議のレビュー作業等も活用したり、様々な取り組みを継続している。今年予定されている民政移管後の展開が注目される。

タイは、GBD2017による2017年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第25位（1,373人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第81位（1.45）である。

## マレーシア：禁止の動き中断?

**マレーシア**では、労働省労働安全衛生局のウエブサイトに、2011年から「アスベスト禁止提案」が掲載されている。ペナン消費者協会（CAP）やマレーシア労働組合会議（MTUC）等による取り組みに、マレーシア医師会や労働衛生専門家らが支持を表明。2015年禁止という目標が掲げられ、国内のアスベスト産業には禁止反対や長期の猶予期間を求める声はあるものの、マレーシア経営者連盟（MEF）も、関係企業の同意を得る努力をするよう求めつつも、2015年禁止方針を支持してきた。

マレーシアでは2013年に「規制の策定・実施に

**石綿消費（USGS）　マレーシア　被害推計（GBD2017）**

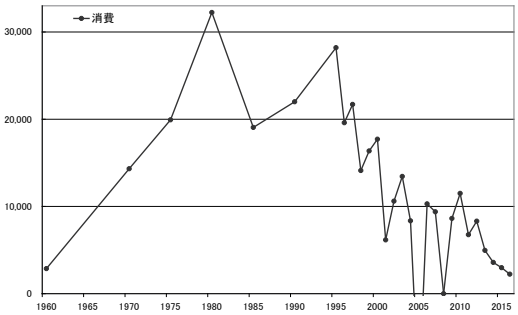


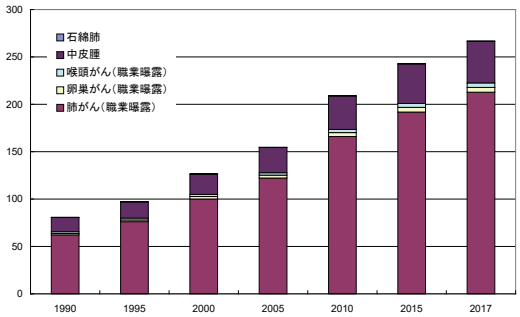


関する国の方針」が示されて、望まれる目標を実現するために考えられる一連の選択肢を示したうえで、費用対効果分析とパブリック・コンサルテーションを柱とする規制影響分析（RIA）を実施し、その結果に基づいて選ばれた選択肢を確認する規制影響声明（RIS）の作成・承認・発行等の手続が定められた。これに基づいた手続が進められていた。

一般的目的－「アスベスト曝露のリスクを効果的に止めるための潜在的選択肢」。政策目標－「アスベスト曝露によって引き起こされるリスクの規模に照らして、とりわけ職業環境における労働者保護のために、かかるリスクの拡大を効果的に止める必要がある」。調査の結果、①2013年に原料アスベストを取り扱っている労働者は150人未満と推計される、②原料アスベストを禁止した場合一時的に混乱が生じるだろう、③作業転換再訓練されるまで労働者の一時的雇用喪失が生じる可能性がある、などとされたうえで、潜在的選択肢と各々の長所・短所・影響としてあげられたのは、以下のとおりである。

**選択肢①「現状維持」**－長所：産業活動に混乱なし、短所：政策目標に役立たず、影響：なし

**選択肢②「認可制」**－長所：追跡・登録が可能、短所：制度の策定・維持が必要、政策目標完全実施は不可能、影響：政府・産業への影響最大

**選択肢③「禁止」**－長所：政策目標完全実施、短所：一時的混乱、産業界再訓練費用が必要（代替製品・技術はすでに存在）、影響：準備状況の確認、最小化するための段階的禁止の期限に関する追加調査が必要

2013年8月には、労働安全衛生局、環境局、国立労働安全衛生研究所、国際通商産業省、医学研究所にアスベスト輸入業者、アスベスト製品製造業者、CAPらが参加して、コンサルテーション会議が開かれている。2014年中を目途に費用対効果分析がまとめられていると聞いていた。しかし、ここで動きが止まってしまった。2015年8月に行われたアメリカのあるアスベスト訴訟で被告企業側証人として証言録取に応じたアスベスト産業の御用学者として有名なロバート・ノーランは、同年5月にマレーシアを訪れて保健副大臣や同国でアスベスト禁止反対のロビー活動を行っているAPCO社の担当者らと会った、この訪問には（アスベスト産業から）1日1,000～1,200ドル支払われた、と証言したことがわかっている。こうしたことが影響しているかもしれないし、アスベストの輸入=消費量が減少するなかで政策課題としての優先順位も低下してしまっている可能性もあるかもしれない。

CAP等はあきらめていないし、昨年の政権交代を踏まえた新たな働きかけも検討されている。

マレーシアは、GBD2017による2017年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第53位（267人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第89位（1.24）である。

## フィリピン：もう一押しが必要

**フィリピン**では、合同労働組合-フィリピン労働組合会議（ALU-TUCP）らの要求を受けて、2009年に政府関係部署－労働雇用省、保健省、環境天然資源省、財務省、科学技術省－と労使団体等に

石綿消費（USGS）　フィリピン　被害推計（GBD2017）

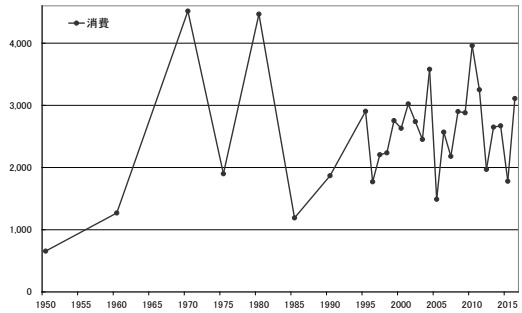


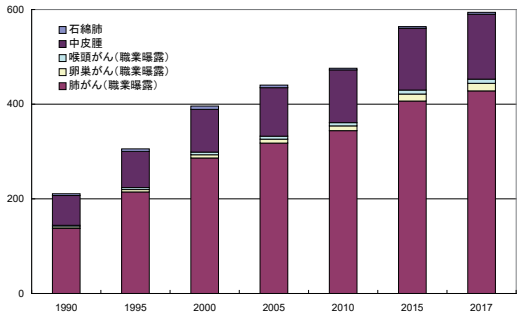


よって構成されるアスベスト関連疾患根絶国家計画（NPEAD）策定に向けたプロジェクトが立ち上げられていた。2011年中にNAPを作成するための責任分担等が確認されたのだが、フィリピン・クリソタイル産業協会（ACIP）の非協力・データ提供拒否等によってデッドロックに乗り上げてしまった。

2013年11月にマニラで、保健省、労働雇用省、フィリピン大学-公衆衛生学部（IP-CPH）、フィリピン肺疾患センター（LCP）からなる国内委員会がWHO等と協力して第6回アジア・アスベスト・イニシアティブ国際セミナー（AAI-6）が開催された。ここで出来上がったばかりのナショナル・アスベスト・プロファイルが配布されている。ACIPに頼らず、保健省次官補を運営委員会議長、IP-CPH学部長をコーディネーターに、政府関係部局担当者と研究者を中心にまとめたものである。AAI-6冒頭の保健省次官補のキーノート・スピーチも以下のようにかなり踏み込んだものだった。「タバコ問題と同様に、産業はとりわけ開発途上諸国にその製品を売り込むために、政府のイニシアティブに反対するロビー活動を続けるだろう。正しい情報を提供し、人々の健康・福祉権を促進・防護する努力を慎重かつ積極的に継続しなければならない。アスベスト関連疾患の報告件数が少ないのは、フィリピン人労働者に対して健康影響がないことを意味するのではなく、おそらく労働者・医療関係者の注意の欠如等によるものだろう」。「フィリピンは現状を維持するリスクを犯して、予防可能な死亡、重篤な疾病の苦しみと金銭的負担を放置するわけにはいかない。われわれは、政府が、禁止を求める労働組合、とりわけTUCPと同じ見解を共有するという非常にユニークかつ独特のポジションにいる」。「DENRが議長を務める機関間専門的助言委員会のメンバーに、クリソタイルの特定の用途の代替化及び段階的禁止のための規制の見直し・制定に向けて取り組むよう求めたい。われわれの取り組みは始まったばかりである。UP-CPHによってなされた政策勧告は、クリソタイルを含めたすべてのアスベストの全面的禁止を求めている」。「われわれは、この会議で示された気運とチャンスをさらに積み重ね、NPEADの実施に向けてパートナーシップを維持しなければならない」。

2015年3月17日に、ILOのフィリピン国内版ともいえる政労使三者産業平和評議会は、「フィリピンにおけるアスベストの製造及び使用の全面禁止に取り組むよう労働雇用省、貿易産業省及び天然資源環境省に求める決議」を採択した。これは3省に、①フィリピンにおけるアスベストの製造及び使用の禁止をもたらすとともに、②アスベスト全面禁止に向けた移行期間の間においても労使を援助する仕組みを提供する合意覚書を締結するよう求めたもので、全労働組合・使用者団体（使用者総連合、中国商工会議所連合、民衆管理協会－ACIPはメンバーではない）の代表及び政府部門から労働雇用大臣が署名をしている。

ACIPはAAI-6に対抗する国際会議を開催したり、CICとともに政治家らをブラジル旅行に招待したり、ロシア大使館からの働きかけもあるなど報告されているが、いずれにしろもう一押しが必要である。

フィリピンは、GBD2017による2017年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第39位（594人）。人口

石綿消費（USGS）　インドネシア　被害推計（GBD2017）

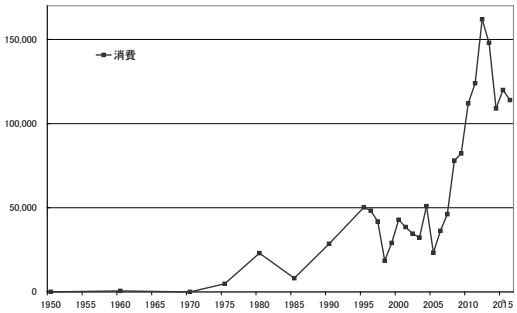


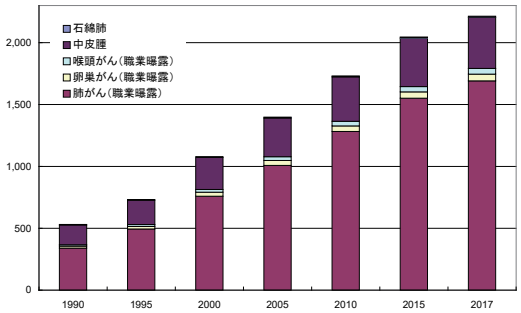


10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第109位（0.94）である。

## インドネシア：地方政府対策も

**インドネシア**は、2016年に世界第5位のアスベスト消費国であり、アスベスト・セメント工業会（FICMA）がなお大きな力をもっていて、連邦政府レベルでアスベスト禁止に向けた動きは、残念ながらまだない。

2010年10月のA-BAN会議開催に合わせてインドネシア・アスベスト禁止ネットワーク（Ina-BAN）が結成された。当初はなかなかバンドン−ウエストジャワを中心としたローカルグループという印象を脱せなかった面もあったが、いまでは、LION（労働安全衛生）、LIPS（労働者教育）、FKUI、SPN、FSERBUK等の労働組合、WALHIやBali Focusといった環境団体、労働医学や労働安全衛生、Eco-Buildingの専門家等が参加するネットワークに発展してきている。

2014年9月には第7回アジア・アスベスト・イニシアティブ国際セミナー（AAI-7）がジャカルタで開催された。ロッテルダム条約/バーゼル条約、UNEP、ILO、WHOによる「アジア太平洋地域のためのアスベストに重点を置いた産業化学物質の調和のとれた管理に関する国際機関間ワークショップ」と合同で開催されたものだった。この受け入れをめぐってインドネシア政府内には賛否両論があったと聞いた。環境省と保健省が賛成、産業省、建設省が反対というおきまりのパターンではあるが、賛成派が押し切り、環境省有害物質管理副局長が開催国を代表してあいさつ、保健省労働衛生スポーツ局長が報告を行った。労働省等も含めて、アスベスト問題に取り組まなければと考える人が出てきているということだと思われる。部分的にであっても、保健省や環境省がIna-BANと連携する場面も出ている。

Ina-BANは、医師専門家と協力してアスベスト被害者の掘り起こし（最初の石綿肺の労災認定も得た）、アスベスト工場労働者の組織化（タイ国内ではアスベスト使用を中止したサイアム・セメント・グループ（SCG）のインドネシア子会社SIAMINDO社が最初）、様々なかたちの注意喚起キャンペーン（赤十字と協力した高校生教育やノーカー・デーの活用等々）に加えて、地方政府レベルにおける禁止導入にチャレンジしようとしている。

インドネシアは、GBD2017による2017年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第18位（2,214人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第90位（1.24）である。

## インド：I-BAN設立で活発化

**インド**は、2016年に界第1位のアスベスト消費国であり、アスベスト・セメント製品製造業協会（ACPMA）等が大きな力をもち続けている。

2016年8月15日にタイムズ・オブ・インディア紙は、当時の環境大臣アニル・マダブ・ダベーのインタビュー記事を掲載した。「『アスベスト使用は人間の健康に影響を及ぼすことから、その使用は徐々に最小化され、最終的にはやめるべきである。私の知る限り、使用は減少しつつあるが、終わらせなければな

石綿消費（USGS）　インド　被害推計（GBD2017）

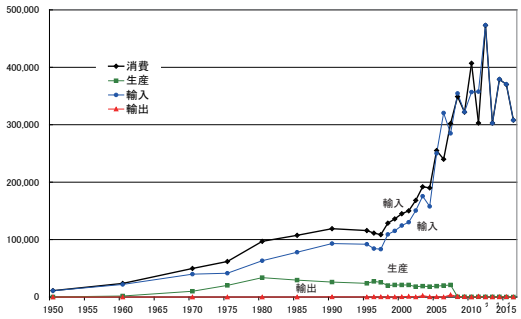


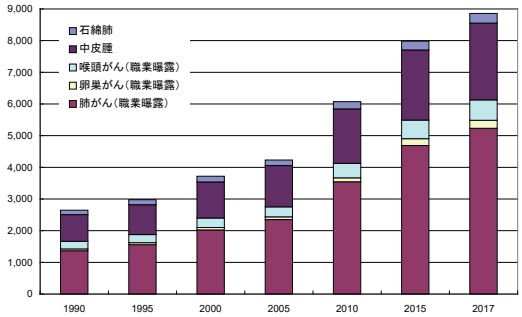


らない』。環境省は科学者や関係者に、技術または何らかの有害性のない物質が代替を提供できないか調べるよう求めるだろうと述べた。…先月本紙は、ブレーキ、クラッチ、ヒートシールなどの自動車部品におけるアスベスト使用を報じた。多くの国がすでに自動車部品へのアスベスト使用を禁じているなかで、なぜインドでこの慣行が続かなければならないかという質問に対して、同環境大臣は、この問題に関する科学的調査研究がないなかで、わが国で自動車部品へのアスベスト禁止という問題は生じないと答えていた」。本人が翌2017年5月に肺炎のため亡くなってしまい、その後これを引き継ぐ動きは顕在化していないものの、インド政府関係者がアスベストの健康影響を初めて認め、禁止について初めて言及した発言として歴史に残る。近隣のネパールの禁止導入や当時のスリランカの動きが影響を及ぼしたことも間違いないだろう。

アスベスト被害者の掘り起こしや加害企業の親企業が所在するイギリスの裁判所での補償請求、アスベスト工場の新規建設に対する住民の抵抗等々、各地で取り組みは積み重ねられている。そのような報告をしようと思えば、毎年いくらでも紙面を使えるだろう。しかし、各地の取り組みを結びつけ、その効果を増大させるようなネットワークが弱かった。2002年にアスベスト禁止ネットワーク・インド（BANI）が結成されたのだが、ネットワークとしてうまく機能しないため、2006年に労働環境衛生ネットワーク・インド（OEHNI）がつくられてきたりした。2016年9月にニューデリーで開催された第3回国際労働環境衛生会議（3rdICOEH）で「インドにおけるアスベスト関連疾患の根絶」セッションが設けられるとともに、翌日一日かけて「アスベスト禁止のためのインド・ネットワークを強化するための全国ワークショップ」が開催された。さらに2017年12月15日にニューデリーで「アスベストを克服するインド－課題と戦略」と題した公開会議と翌16日に前年の全国ワークショップを引き継ぐ会議が開催され、労働組合、OEHNIメンバー、被害者、医学・法律等の専門家らによりインド・アスベスト禁止ネットワーク（I-BAN）が結成された。

2019年2月15～17日の第4回国際労働環境衛生会議（4thICOEH）のなかでも一日アスベスト・ワークショップが開催された（次頁写真）。非常に濃密なプログラムで、とりわけ、CSLに取り組む経営者団体と労働組合らによるものと、労働省、工場指導・労働研究所総局（DGFASLI）、従業員州保険公社（ESIC）、ILO代表らによる、2つのパネルディスカッションは対話の継続につながることが期待できた。I-BANは、1月に初のネットワーク会議開催、前出を含め政府機関への直接の働きかけや同アスベスト・ワークショップの運営、2月には初めてのアスベスト被害者全国会議開催等々、具体的に動き出した。

インドは、GBD2017による2017年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第8位（8,858人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第110位（0.91）である。

## バングラデシュ：輸入増加の予想?

バングラデシュでは、2013年11月のA-BAN会

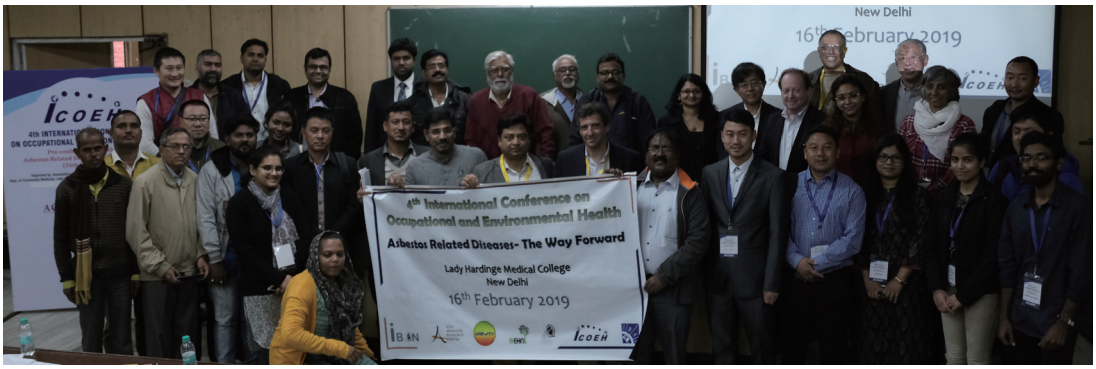


議ダッカ開催に合わせて、バングラデシュ労働安全衛生環境（OSHE）財団や労働組合、技術者協会らによってバングラデシュ・アスベスト禁止ネットワーク（B-BAN）が結成された。同国で唯一の「鉄鉱山」と呼ばれるチッタゴン（船舶を解撤して鉄を再利用、以前はアスベスト断熱材等もリサイクルされていた）で船舶解撤作業従事労働者に健康診断を実施して初めて石綿肺被害者を確認したり、注意喚起キャンペーンを展開してきた。

バングラデシュは、2016年に界第12位のアスベスト消費国だが、2014年以降輸入=消費量が激増している。しかも、前出の「ReportLinker」によれば、アスベスト消費量が2015～19年ずっと増加し続けるものと予測されている。この予測がどのような根拠に寄るものかわからないが、B-BANは危機感をもって、状況を調査・分析するとともに、アスベスト禁止に向けたキャンペーンに活用していくことにしている。

バングラデシュは、GBD2017による2017年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第32位（892人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第122位（0.83）である。

## パキスタン：取り組み開始へ

**パキスタン**は、2016年に界第21位のアスベスト消費国であるが、エターニト関連のDADEXというアスベスト企業があり、ロッテルダム条約第8回締約国会議では、ロシアの要請を受け入れて、クリソタイルのPICリスト包含に反対した。

2014年2月と2015年1月にカラチでパキスタン・アスベスト禁止会議が開催されているが、この動きは現在止まってしまっている。A-BAN会議には、カラチの本部を置く全国労働組合連盟（NTUF）、ラホールの労働者教育財団（LEF）や専門家らが参加するようになっており、ナショナル・アスベスト・プロファイルの作成から、アスベスト禁止キャンペーンを開始していきたいと考えている。バングラデシュのチッタゴンと同様に、ガダニ海岸で行われている船舶解撤に従事する労働者の健康診断等も計画されている。

パキスタンは、GBD2017による2017年のアスベスト関連疾患死亡推計で世界第36位（752人）。人口10万人当たり年齢標準化死亡比では世界第124位（0.80）である。

## BANネットワークの結成促進等

A-BANは、2009年4月に香港での第2回アジア・アスベスト会議（AAC2009）で結成されて以降、以下のように会議を開催してきた。

**○A-BAN会議**

・2008年9月21日－カンボジア・プノンペン
・2010年10月17日－インドネシア・バンドン
・2011年11月14～15－インド・ジャイプール
・2012年11月19～20日－タイ・バンコク
・2013年11月22～23日－バングラデシュ・ダッカ
・2015年9月6～7日－ベトナム・ハノイ

A-BAN会議が大規模になりすぎてきたこと、及び、ハノイ会議でサブリージョナル・ワークショップを持ったところこれがうまく機能しそうだったことから、

**石綿消費（USGS）　バングラデシュ　被害推計（GBD2017）**

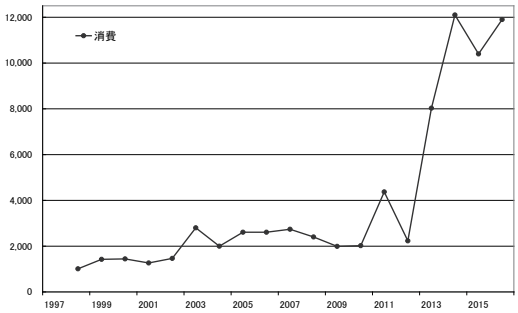


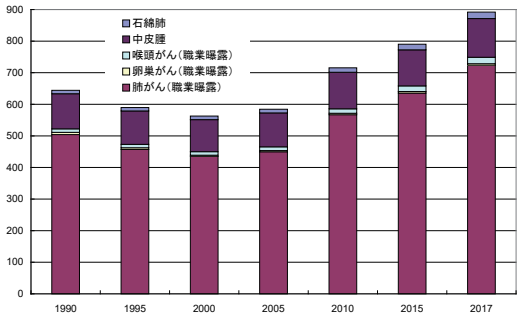


以降、サブリージョナル・レベルのイニシアティブを重視していくことにした。

**○東南アジア地域会議**

・2016年11月2～3日－インドネシア・ジャカルタ
・2018年9月12～14日－ベトナム・ハノイ

**○南アジア地域会議**

・2016年4月23日－バングラデシュ・ダッカ
・2017年9月19日－ネパール・カトマンドゥ
・2018年7月10～11日－スリランカ・ニゴンボ

**○東アジア地域会議**

・2018年9月18日－香港

A-BANは、労働組合、労働安全衛生・環境・消費者団体等、被害者団体、様々な分野の専門家らのネットワーク構築を促進してきたが、これまでに10のBAN（アスベスト禁止ネットワーク）がつくられてきたが、今年中にもミャンマー、いずれスリランカやパキスタンにもつくられるだろうと予想している。

**○アスベスト禁止ネットワーク（BAN）**

・1987年－日本（BANJAN、石綿対策全国連絡会議）
・1990年代－香港（香港禁止石綿連盟）
・2008年－韓国（BANKO、石綿追放運動全国ネットワーク）
・2010年－インドネシア（Ina-BAN）
・2012年－タイ（T-BAN）
・2013年－バングラデシュ（B-BAN）
・2014年－ベトナム（VN-BAN）
・2017年－カンボジア（Cam-BAN）、ラオス（Lao-BAN）、インド（I-BAN）

また、A-BANは2017年12月15日に、世界の科学者、医師、研究者やアスベスト被害者団体等に対して、「クリソタイル・アスベストに関する健康警告」と題した各国政府に対する共同書簡への賛同署名を求める呼びかけを発表した（2018年3月号参照）。この呼びかけに対しては、結果的に、167人の研究者ら（日本から22人）、62人の労働組合関係者（日本から3人－自治労、全建総連、連合）、99人の被害者・支援団体・弁護士ら（日本から24人）、合計328人の署名が得られた。2018年後半から各国で活用してもらっている。

また、「クリソタイル・アスベストに関する事実－人間の健康に対する惨事かつ経済的災害　ポリシーダイアローグ［政策対話］のための情報源」及び「アスベスト禁止ネットワーク（BAN）グループのためのトレーニング・キャンペーン計画モジュール」も開発した。共同書簡も含めていずれもAPHEDAのイニシアティブである。トレーニング・モジュールは、以下のような構成になっている。

**○BANNネットワーク用トレーニング・モジュール**

・BANネットワークのリーダーシップ確立、戦略・チームの構築
・パワー・マッピング
・SWOT分析（強さ（Strengths）、弱さ（Weaknesses）、機会（Opportunities）、脅威（Threats））、機会の優先順位付けと活動の計画
・計画
・アスベスト・ロビーについて理解する
・メディアについて理解する、メディアの種類、機能の仕方
・実行と結果報告を含めた、活動の計画

**パキスタン**

石綿消費（USGS）

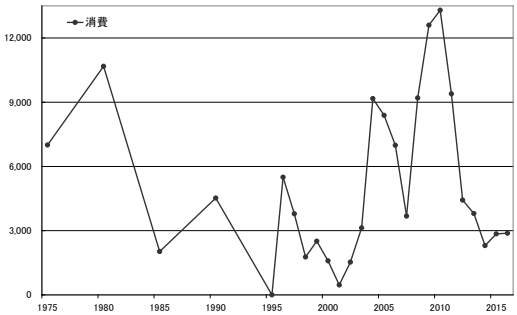


被害推計（GBD2017）

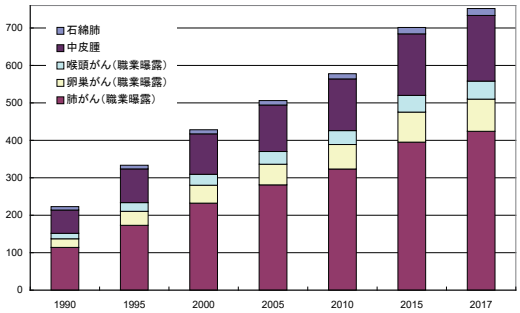


## A-BAN2018年三地域会議

2018年にA-BANは、南アジア地域会議（次頁写真）、東南アジア地域会議（16頁写真）、東アジア地域会議（30頁写真）の3つのサブリージョナル会議を開催することができた。各々の地域会議の主な内容は以下のとおり。

**〇2018.7.10–11 南アジア地域会議（ニゴンボ）**

・開会

・【スリランカ・セッション】

主に労働省の労働衛生担当デュプティ・コミッショナーと全国労働組合連盟（NTUF）のナショナル・アスベスト・プロファイル作成コンサルタントがスリランカの状況を説明し、参加者との間で活発な議論が行われた。政府は2024年までにアスベスト禁止という目標を公式に撤回してはいないということは確認されたものの、ロシアからの経済的脅迫によって2018年からの段階的禁止の実施を棚上げさせられたという事実を克服する道はまだ見いだせていない状況だということが理解された。2日間の会議全体を通して、草の根からの禁止支持を拡大すること、とりわけ環境団体等との連携の必要性などが議論された。急きょ、地球の友スリランカ支部でもある環境正義センターのディレクターの参加も得られた。しかし、その後政局も動揺していて、なかなか具体的な進展を確認できるまでには至っていない。

・【カントリー・アップデート・セッション】

バングラデシュ・アスベスト禁止ネットワーク（B-BAN）、パキスタン・ラホールの労働者教育財団（LEF）の医師、インド・アスベスト禁止ネットワーク（I-BAN）、インド・カルカッタのワーカーズ・イニシアティブ、ネパールの公衆衛生環境開発センター（CEPHED）、加えてAPHEDAからベトナム、ラオス等における最新の進展も報告された。

・【全体セッション】

インドのアシッシ・ミタル医師「アスベスト関連疾患の診断－医療専門家の課題」、A-BAN（筆者）「世界の状況と南アジアについての関連情報」、APHEDAのフィリップ・ヘイゼルトン「BANグループのためのトレーニング・モジュールの紹介」。トレーニング・モジュールを各国で活用する可能性についてグループ・ディスカッションも行われた。さらに今回、中国本土NGO代表の参加もあり、中国の状況も紹介された。

・【行動計画・戦略セッション】

ソリダー・スイスのサンジ・パンディーから「ロッテルダム条約をめぐる状況」が報告され、各国及び南アジア地域で2019年の第9回締約国会議に向けた取り組みが議論された。

また、各国及び南アジア地域の当面の行動計画についてグループ・ディスカッションが行われた。巨大な国土で各地に様々な取り組みがあるインド・アスベスト禁止ネットワーク（I-BAN）の活動の本格化が期待されるとともに、パキスタン、スリランカでもBANネットワーク形成の可能性が議論されている。また、南アジア地域会議は、2016～18年度に毎年開催できたが、今後も同様の機会をもてることが期待された。

なお、7月12-13日には、多少のメンバーの入れ替えを伴ってANROEV南アジア地域会議も開催されている。

**〇2018.9.12–14 東南アジア地域会議（ハノイ）**

・【BANネットワーク・トレーニング】（1日目）
「BANグループのためのトレーニング・モジュール」のうち、「BANネットワークのリーダーシップ確立」及び「アスベスト・ロビーについての理解と対処」のセッションを実際に行ってみた。また、東京労働安全衛生センター・外山尚紀さんによる「アスベスト含有物質をどうやって確認するか」というセッションも初めて実施した。すべてグループワークによるもので、いずれも大好評だったと思う。午後、筆者と外山さんほか数名は、インターネットTVのスタジオで特別番組の生中継に参加した。

・【開会セッション】（2日目午前）
ベトナム国会の少数民族・山岳地帯問題委員会、正義・健康・環境のための行動グループ（JEH）、A-BAN（筆者）、APHEDA（フィリップ）が挨拶。午前中のセッションはインターネットTVで中継された。

・【ベトナムの状況セッション】（同前）
ベトナム・アスベスト禁止ネットワーク（VN-BAN）、「地域社会からアスベストに『NO』と言おう」プロジェクト、ベトナム労働安全衛生協会（VOSHA）、建材アスベスト代替化プロジェクト（産業貿易省機械技術研究所）の代表から、ベトナムにおけるアスベスト問題に対する様々な取り組みが報告されて、貴重な経験の共有ができたと思う。

・【国際的状況セッション】（同前）
アスベスト安全・根絶庁（ASEA）からオーストラリア、筆者から日本、フィリップからロッテルダム条約をめぐる状況の報告があり、議論がなされた。

・【各国の状況と進展セッション】（1日目午後）
ラオス・アスベスト禁止ネットワーク（Lao-BAN）、インドネシア・アスベスト禁止ネットワーク（Ina-BAN）、カンボジア・アスベスト禁止ネットワーク（Cam-BAN）、合同労働組合-フィリピン労働組合会議（ALU-TUCP）、タイ・アスベスト禁止ネットワーク（T-BAN）、マレーシア・ペナン消費者協会（CAP）、ミャンマー労働組合総連合（CTUM）から各々報告がなされた。

・【共通の成功と課題の確認セッション】（2日目）
アジア・モニター・リソースセンターから「スリランカの経験」、APHEDAから「アジアでアスベスト禁止を阻害しているもの」についての問題提起を受け議論を行った。

・【グループワーク・セッション】（同前）
「東南アジア地域における最新の進展からいかに学ぶか」、「国のアスベスト禁止ネットワークを強化するために何が必要か」、「国内のアスベスト利害関係者・輸出国からの経済的脅迫にいかに対抗するか」というきわめて実際的テーマについてグループ・ディスカッションを行った。

・【国際的キャンペーンの計画セッション】（同前）
ロッテルダム第9回締約国会議に向けた各国及び東南アジアでの取り組みを中心に議論した。

・【地域的キャンペーンの計画セッション】（同前）
向こう2年間の各国及び東南アジア地域レベル

の活動計画について、各国政府に対する共同書簡の活用等も含めて、議論した。

・【総括全体セッション】（同前）
ラオスにおける進展をみながら、可能であれば2019年にラオスで次の東南アジア地域会議の開催を追求することとした。ミャンマーでBANネットワークを形成するという決意が表明されるとともに、マレーシア、フィリピンで禁止に向けたもう一押しの動きづくりに協力し合うことも確認された。

**○2018.9.20 東アジア地域会議（香港）**

もともと2017年9月ネパール・カトマンドゥでのANROEV会議のなかの東アジアワークショップで、2018年に香港でANROEV中国ネットワーク会議開催が計画されているのに合わせて東アジア地域会議を開催すること、アスベストに関しては他国の経験の共有を含めてトレーニング実施が要望されたことが、実現したものだった。

・【中国におけるアスベスト状況】
これは筆者が入手している限りの中国関係情報を報告しながら、関係者の情報や経験を共有し合った。

・【各国の状況セッション】
日本石綿対策全国連絡会議（BANJAN）、香港石綿禁止連盟（ノーモア・アスベスト・イン・香港連合）、韓国石綿追放運動全国ネットワーク（BANKO）、台湾職業安全健康連線（OSHリンク）から経験と現状について報告された。

・【トレーニング・セッション】
BANKOのペク・トミョンとチェ・エヨンが「アスベストとその健康影響」について、APHEDAのフィリップがスカイプ参加で「BANグループのためのトレーニング・モジュール」について紹介した。

・【東アジア地域行動計画】
中国での取り組みについては、ここで議論されたこと以外に、別途、ANROEV中国ネットワーク会議でも議論が行われている。台湾の状況次第で、日本、韓国、香港、台湾のアスベスト被害者同士の交流の実現可能性についても話された。
なお、9月18-19日には、多少のメンバーの入れ替えを伴ってANROEV東アジア地域会議も開催されている。

**○2019年9月のANROEV会議ソウル開催**

東アジア会議でも提案されたのだが、その後、2019年9月に次回ANROEV会議の韓国・ソウル開催が決まった。A-BAN結成10周年にあたることもあり、ANROEVに参加したA-BANメンバーによるイベント及び少数の中心的メンバーによる戦略会議の開催等が議論されている。

A-BANはまたこの春、前述したようにエターニトが国内での使用を中止しながらアジアに対する輸出のためだけの生産を継続することを表明したブラジルへの代表団派遣、また、PIC（事前の情報提供に基づく同意）手続の対象物質にクリソタイル・アスベストを追加することが、全会一致を必要とする議事規則とロシア等による反対によって阻止されてきている、ロッテルダム条約の第9回締約国会議（COP9）への代表団派遣も検討している。

とくにラオス、ベトナムにおける動きを見据えながら東南アジア地域会議など、地域レベルのイニシアティブも継続していく。

## 2017年石綿関連疾患死亡GBD2017推計（死亡数）

| 順位 | 国 | 合計 | アスベストへの職業曝露 | | | | | | 肺がん/中皮腫 | 中皮腫（観察値） | 比率 | 石綿肺（観察値） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 合計 | 中皮腫 | 肺がん | 卵巣がん | 喉頭がん | 石綿肺 | | | | |
| | | B+C+D+F+G | A+B+C+D+E | A | B | C | D | E | B/A | F | A/F | G |
| 1 | アメリカ合衆国 | 38,339 | 38,222 | 3,029 | 33,348 | 790 | 437 | 617 | 3,147 | 96.3% | 11.01 | 617 |
| 2 | 中国 | 24,814 | 24,264 | 2,229 | 21,161 | 367 | 222 | 285 | 2,780 | 80.2% | 9.49 | 285 |
| 3 | 日本 | 18,950 | 18,895 | 1,500 | 16,712 | 220 | 119 | 344 | 1,556 | 96.4% | 11.14 | 344 |
| 4 | イギリス | 17,642 | 17,616 | 2,776 | 13,658 | 795 | 168 | 218 | 2,803 | 99.1% | 4.92 | 218 |
| 5 | ドイツ | 15,736 | 15,700 | 1,646 | 13,093 | 558 | 204 | 198 | 1,682 | 97.9% | 7.95 | 198 |
| 6 | イタリア | 14,464 | 14,437 | 1,688 | 11,882 | 489 | 277 | 102 | 1,714 | 98.5% | 7.04 | 102 |
| 7 | フランス | 14,012 | 13,986 | 1,647 | 11,424 | 427 | 253 | 234 | 1,674 | 98.4% | 6.94 | 234 |
| 8 | インド | 8,858 | 8,472 | 2,037 | 5,232 | 253 | 645 | 306 | 2,422 | 84.1% | 2.57 | 306 |
| 9 | トルコ | 6,505 | 6,472 | 629 | 5,630 | 73 | 125 | 16 | 661 | 95.1% | 8.96 | 16 |
| 10 | カナダ | 5,816 | 5,802 | 625 | 4,946 | 90 | 64 | 76 | 640 | 97.8% | 7.91 | 76 |
| 11 | スペイン | 5,146 | 5,127 | 472 | 4,359 | 108 | 118 | 70 | 491 | 96.0% | 9.24 | 70 |
| 12 | オランダ | 4,761 | 4,754 | 611 | 3,936 | 148 | 45 | 13 | 618 | 98.9% | 6.44 | 13 |
| 13 | ロシア | 4,280 | 4,218 | 548 | 3,315 | 237 | 89 | 29 | 611 | 89.8% | 6.04 | 29 |
| 14 | オーストラリア | 4,242 | 4,233 | 794 | 3,109 | 145 | 48 | 136 | 804 | 98.8% | 3.91 | 136 |
| 15 | ポーランド | 3,933 | 3,917 | 275 | 3,447 | 105 | 80 | 10 | 292 | 94.3% | 12.53 | 10 |
| 16 | ブラジル | 3,802 | 3,715 | 766 | 2,577 | 172 | 140 | 61 | 853 | 89.8% | 3.36 | 61 |
| 17 | ベルギー | 2,687 | 2,682 | 263 | 2,297 | 67 | 31 | 24 | 268 | 98.3% | 8.73 | 24 |
| 18 | インドネシア | 2,214 | 2,122 | 321 | 1,691 | 54 | 46 | 9 | 413 | 77.8% | 5.27 | 9 |
| 19 | イラン | 2,018 | 1,983 | 459 | 1,392 | 7 | 106 | 19 | 494 | 92.9% | 3.04 | 19 |
| 20 | ベトナム | 1,971 | 1,935 | 138 | 1,757 | 12 | 24 | 4 | 174 | 79.3% | 12.75 | 4 |
| 21 | 南アフリカ | 1,748 | 1,733 | 274 | 1,250 | 39 | 52 | 117 | 289 | 94.8% | 4.56 | 117 |
| 22 | アルゼンチン | 1,631 | 1,615 | 207 | 1,287 | 60 | 40 | 20 | 224 | 92.5% | 6.22 | 20 |
| 23 | 韓国 | 1,509 | 1,489 | 105 | 1,348 | 16 | 12 | 9 | 125 | 83.7% | 12.86 | 9 |
| 24 | ウクライナ | 1,383 | 1,362 | 194 | 1,049 | 73 | 39 | 7 | 214 | 90.4% | 5.41 | 7 |
| 25 | タイ | 1,373 | 1,338 | 207 | 1,094 | 8 | 27 | 1 | 241 | 85.9% | 5.28 | 1 |
| 26 | メキシコ | 1,368 | 1,326 | 338 | 867 | 60 | 38 | 22 | 380 | 88.9% | 2.57 | 22 |
| 27 | デンマーク | 1,318 | 1,316 | 131 | 1,116 | 43 | 14 | 11 | 133 | 98.3% | 8.52 | 11 |
| 28 | スイス | 1,184 | 1,181 | 180 | 950 | 34 | 14 | 3 | 183 | 98.2% | 5.28 | 3 |
| 29 | ギリシャ | 1,143 | 1,139 | 74 | 1,020 | 23 | 21 | 1 | 78 | 94.8% | 13.80 | 1 |
| 30 | スウェーデン | 1,095 | 1,091 | 161 | 860 | 47 | 9 | 15 | 165 | 97.6% | 5.35 | 15 |
| 31 | オーストリア | 983 | 979 | 113 | 811 | 39 | 12 | 4 | 117 | 96.9% | 7.18 | 4 |
| 32 | バングラデシュ | 892 | 856 | 86 | 723 | 5 | 21 | 20 | 123 | 70.3% | 8.40 | 20 |
| 33 | ミャンマー | 864 | 842 | 186 | 559 | 74 | 20 | 4 | 207 | 89.7% | 3.00 | 4 |
| 34 | フィンランド | 799 | 797 | 98 | 642 | 29 | 6 | 23 | 100 | 97.9% | 6.57 | 23 |
| 35 | クロアチア | 782 | 780 | 66 | 672 | 12 | 21 | 10 | 68 | 97.4% | 10.15 | 10 |
| 36 | パキスタン | 752 | 700 | 123 | 424 | 86 | 48 | 19 | 175 | 70.2% | 3.45 | 19 |
| 38 | ニュージーランド | 603 | 602 | 95 | 470 | 16 | 6 | 15 | 97 | 98.3% | 4.94 | 15 |
| 39 | フィリピン | 594 | 558 | 101 | 428 | 16 | 9 | 4 | 137 | 73.6% | 4.24 | 4 |
| 44 | 台湾 | 455 | 446 | 38 | 386 | 6 | 4 | 13 | 47 | 80.1% | 10.23 | 13 |
| 52 | 北朝鮮 | 281 | 270 | 43 | 210 | 7 | 3 | 6 | 54 | 80.2% | 4.85 | 6 |
| 53 | マレーシア | 267 | 255 | 32 | 213 | 5 | 5 | 0 | 44 | 73.5% | 6.61 | 0 |
| 54 | カザフスタン | 260 | 255 | 36 | 189 | 13 | 5 | 11 | 42 | 86.2% | 5.24 | 11 |
| 56 | スリランカ | 230 | 222 | 71 | 137 | 8 | 6 | 1 | 79 | 89.4% | 1.94 | 1 |
| 62 | シンガポール | 186 | 184 | 18 | 163 | 2 | 2 | 0 | 19 | 91.2% | 9.23 | 0 |
| 68 | カンボジア | 160 | 155 | 22 | 126 | 3 | 4 | 0 | 27 | 79.9% | 5.79 | 0 |
| 70 | ネパール | 152 | 145 | 28 | 100 | 3 | 9 | 5 | 35 | 80.9% | 3.55 | 5 |
| 110 | ラオス | 43 | 40 | 7 | 32 | 1 | 1 | 0 | 9 | 73.8% | 4.88 | 0 |
| 138 | モンゴル | 20 | 19 | 2 | 16 | 0 | 0 | 0 | 3 | 76.1% | 7.06 | 0 |
| 156 | ブルネイ | 9 | 9 | 1 | 7 | 0 | 0 | 0 | 1 | 85.6% | 6.92 | 0 |
| 世界 | | 234,904 | 232,442 | 27,447 | 191,335 | 6,292 | 3,975 | 3,393 | 29,909 | 91.8% | 6.97 | 3,393 |

## 2017年石綿関連疾患死亡GBD2017推計（人口10万人当たり年齢標準化死亡比）

| 順位 | 国 | 合計 | アスベストへの職業曝露 | | | | | | 中皮腫（観察値） | 石綿肺（観察値） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 合計 | 中皮腫 | 肺がん | 卵巣がん | 喉頭がん | 石綿肺 | | |
| | | B+C+D+F+G | A+B+C+D+E | A | B | C | D | E | F | G |
| 1 | グリーンランド | 20.51 | 20.48 | 1.10 | 18.72 | 0.37 | 0.24 | 0.05 | 1.13 | 0.05 |
| 2 | オランダ | 13.27 | 13.24 | 1.74 | 10.93 | 0.40 | 0.12 | 0.04 | 1.77 | 0.04 |
| 3 | イギリス | 12.93 | 12.90 | 2.10 | 9.96 | 0.56 | 0.12 | 0.15 | 2.13 | 0.15 |
| 4 | ベルギー | 11.06 | 11.03 | 1.12 | 9.44 | 0.25 | 0.13 | 0.09 | 1.15 | 0.09 |
| 5 | アンドラ | 10.93 | 10.90 | 1.92 | 8.63 | 0.15 | 0.12 | 0.09 | 1.95 | 0.09 |
| 6 | デンマーク | 10.77 | 10.74 | 1.12 | 9.06 | 0.35 | 0.11 | 0.09 | 1.15 | 0.09 |
| 7 | フランス | 10.03 | 10.00 | 1.21 | 8.20 | 0.26 | 0.18 | 0.14 | 1.25 | 0.14 |
| 8 | オーストラリア | 9.74 | 9.71 | 1.86 | 7.12 | 0.32 | 0.11 | 0.30 | 1.89 | 0.30 |
| 9 | イタリア | 9.02 | 8.99 | 1.13 | 7.34 | 0.29 | 0.17 | 0.06 | 1.16 | 0.06 |
| 10 | クロアチア | 8.42 | 8.39 | 0.75 | 7.19 | 0.12 | 0.23 | 0.10 | 0.78 | 0.10 |
| 11 | ルクセンブルグ | 8.30 | 8.27 | 0.84 | 7.07 | 0.22 | 0.11 | 0.03 | 0.87 | 0.03 |
| 12 | マルタ | 8.28 | 8.25 | 0.98 | 6.83 | 0.23 | 0.14 | 0.07 | 1.02 | 0.07 |
| 13 | カナダ | 8.19 | 8.16 | 0.90 | 6.95 | 0.13 | 0.09 | 0.10 | 0.93 | 0.10 |
| 14 | ドイツ | 7.68 | 7.65 | 0.83 | 6.38 | 0.25 | 0.10 | 0.09 | 0.86 | 0.09 |
| 15 | トルコ | 7.62 | 7.59 | 0.72 | 6.62 | 0.08 | 0.15 | 0.02 | 0.75 | 0.02 |
| 16 | ニュージーランド | 7.49 | 7.46 | 1.20 | 5.81 | 0.20 | 0.07 | 0.18 | 1.23 | 0.18 |
| 17 | アイスランド | 6.89 | 6.86 | 0.84 | 5.81 | 0.14 | 0.06 | 0.01 | 0.87 | 0.01 |
| 18 | アメリカ | 6.70 | 6.67 | 0.54 | 5.82 | 0.14 | 0.08 | 0.11 | 0.56 | 0.11 |
| 19 | スイス | 6.55 | 6.53 | 1.03 | 5.23 | 0.17 | 0.08 | 0.02 | 1.06 | 0.02 |
| 20 | レソト | 6.49 | 6.46 | 1.18 | 4.51 | 0.18 | 0.33 | 0.26 | 1.22 | 0.26 |
| 21 | スロベニア | 6.41 | 6.38 | 0.69 | 5.30 | 0.17 | 0.10 | 0.12 | 0.72 | 0.12 |
| 22 | キプロス | 6.18 | 6.15 | 0.66 | 5.28 | 0.11 | 0.09 | 0.01 | 0.69 | 0.01 |
| 23 | フィンランド | 6.02 | 6.00 | 0.78 | 4.80 | 0.21 | 0.04 | 0.17 | 0.81 | 0.17 |
| 24 | ノルウェー | 5.78 | 5.76 | 0.76 | 4.67 | 0.19 | 0.04 | 0.09 | 0.79 | 0.09 |
| 25 | アイルランド | 5.77 | 5.75 | 0.56 | 4.93 | 0.13 | 0.08 | 0.06 | 0.58 | 0.06 |
| 33 | 日本 | 4.27 | 4.24 | 0.40 | 3.69 | 0.05 | 0.03 | 0.08 | 0.43 | 0.08 |
| 36 | ブルネイ | 3.75 | 3.71 | 0.34 | 3.15 | 0.18 | 0.03 | 0.00 | 0.38 | 0.00 |
| 43 | シンガポール | 3.02 | 2.99 | 0.27 | 2.67 | 0.03 | 0.02 | 0.00 | 0.30 | 0.00 |
| 57 | ベトナム | 2.36 | 2.33 | 0.15 | 2.13 | 0.02 | 0.03 | 0.00 | 0.18 | 0.00 |
| 59 | ミャンマー | 2.15 | 2.11 | 0.42 | 1.43 | 0.19 | 0.05 | 0.01 | 0.46 | 0.01 |
| 68 | 韓国 | 1.82 | 1.80 | 0.12 | 1.63 | 0.02 | 0.01 | 0.01 | 0.15 | 0.01 |
| 69 | ロシア | 1.79 | 1.76 | 0.23 | 1.37 | 0.10 | 0.04 | 0.01 | 0.27 | 0.01 |
| 71 | ブラジル | 1.76 | 1.72 | 0.34 | 1.21 | 0.08 | 0.06 | 0.03 | 0.37 | 0.03 |
| 76 | カンボジア | 1.60 | 1.56 | 0.19 | 1.29 | 0.03 | 0.04 | 0.00 | 0.23 | 0.00 |
| 77 | カザフスタン | 1.56 | 1.53 | 0.21 | 1.14 | 0.08 | 0.03 | 0.07 | 0.24 | 0.07 |
| 81 | タイ | 1.45 | 1.41 | 0.21 | 1.16 | 0.01 | 0.03 | 0.00 | 0.25 | 0.00 |
| 86 | 中国 | 1.39 | 1.36 | 0.12 | 1.20 | 0.02 | 0.01 | 0.02 | 0.14 | 0.02 |
| 89 | マレーシア | 1.24 | 1.21 | 0.14 | 1.02 | 0.03 | 0.02 | 0.00 | 0.17 | 0.00 |
| 90 | インドネシア | 1.24 | 1.20 | 0.15 | 0.98 | 0.03 | 0.03 | 0.00 | 0.19 | 0.00 |
| 92 | 台湾 | 1.19 | 1.16 | 0.10 | 1.01 | 0.02 | 0.01 | 0.03 | 0.12 | 0.03 |
| 93 | ラオス | 1.18 | 1.14 | 0.15 | 0.93 | 0.03 | 0.03 | 0.01 | 0.19 | 0.01 |
| 103 | モンゴル | 1.04 | 1.01 | 0.10 | 0.89 | 0.01 | 0.02 | 0.00 | 0.12 | 0.00 |
| 107 | スリランカ | 0.98 | 0.94 | 0.29 | 0.59 | 0.04 | 0.02 | 0.00 | 0.32 | 0.00 |
| 109 | フィリピン | 0.94 | 0.91 | 0.14 | 0.71 | 0.03 | 0.01 | 0.01 | 0.18 | 0.01 |
| 110 | インド | 0.91 | 0.88 | 0.19 | 0.56 | 0.03 | 0.07 | 0.03 | 0.22 | 0.03 |
| 112 | 北朝鮮 | 0.90 | 0.87 | 0.13 | 0.68 | 0.02 | 0.01 | 0.02 | 0.17 | 0.02 |
| 122 | バングラデシュ | 0.83 | 0.80 | 0.07 | 0.69 | 0.00 | 0.02 | 0.02 | 0.10 | 0.02 |
| 124 | パキスタン | 0.80 | 0.77 | 0.12 | 0.48 | 0.09 | 0.05 | 0.02 | 0.15 | 0.02 |
| 126 | ネパール | 0.78 | 0.76 | 0.14 | 0.53 | 0.02 | 0.05 | 0.02 | 0.16 | 0.02 |
| 世界 | | 3.06 | 3.03 | 0.35 | 2.50 | 0.08 | 0.05 | 0.04 | 0.38 | 0.04 |

## カナダ政府　有害物質リスト：アスベスト

アスベスト（ケミカル・アブストラクト・サービス登録番号（CAS RN）1332-21-4）は、不燃性で繊維状に分離可能な一定の自然生成鉱物に与えられた商業用語で、以下が含まれる。

・クリソタイル（CAS RN 12001-29-5）
・アモサイト（CAS RN 12172-73-5）
・クロシドライト（CAS RN 12001-28-4）
・アンソフィライト（CAS RN 77536-67-5）
・トレモライト（CAS RN 77536-68-6）
・アクチノライト（CAS RN 77536-66-4）

歴史的には、アスベストは主として寒冷気候や騒音から建物や家屋を遮断するために用いられた。また、耐火のためにも使われた。多くの用途は段階的に廃止され、代替品が利用可能であるものの、アスベストは以下のような製品のなかに見出されるかもしれない。

・セメントやプラスター
・鉱業用炉や暖房器具
・建築断熱材
・床・天井ライル
・家屋サイディング
・車・トラックのブレーキパッド
・クラッチなどの車両用伝達部品

アスベスト繊維を吸入すると、石綿肺、中皮腫や肺がんなどの命を脅かす疾病を引き起こしうる。

アスベストは現在、多くの連邦法令によって管理されている。例えば、アスベストで作られている消費者製品、及び、アスベスト繊維からなるまたは含有する一定のリスクの高い消費者製品の製造、輸入、宣伝または販売は、カナダ消費者製品安全法のもとで制定されたアスベスト製品規則によって禁止または厳しく規制されている。

カナダ環境保護法（CEPA）に基づくアスベスト鉱山・精製所飛散規則は、破砕、乾燥または精製作業から生じる、アスベスト鉱山または精製所の大気中に放出されるガスのなかのアスベスト繊維濃度を制限するために制定された。クロシドライト・アスベストは、CEPA別表3中の輸出管理リストの第2部で指定され、その輸出は、CEPAに基づく輸出管理リスト物質の輸出規則によって管理されている。

2016年12月17日、アスベストに関する規制策定の計画通知（NOI）が、30日間の協議期間のためにカナダ官報第1部に発表された［2017年3月号］。提案される規則は、製造、使用、販売、販売の申出、輸入及び輸出を含め、アスベスト及びアスベストを含有するすべての製品に関するすべての将来の活動を禁止しようとするものである。計画通知ではふれられていないが、規則は採掘及び鉱滓の加工は扱わない。計画通知に対して寄せられた意見は、協議文書の取りまとめにおいて考慮された。

2016年12月17日、産業界に、アスベスト及びアスベストを含有する製品の製造、輸入、輸出及び使用に関する情報の提供を求める、CEPA第71条に基づく義務的調査通知が、カナダ官報第1部に発表された。収集された情報は、提案される規則の策定に活用され、今後の方針決定が利用可能な情報に基づいたものであることを確保するだろう。関係者は遅くとも2017年1月18日までに義務的な情報を提出するよう求められた。

2017年4月20日、アスベスト及びアスベスト含有製品を禁止する規制アプローチの提案を示した協議文書が、CEPA環境登録に公表された[2018年3月号参照]。協議文書に対して寄せられたフィードバックは、提案される規則の策定に当たって考慮された。

2018年1月6日、提案されるアスベスト及びアスベスト含有製品禁止規則［2018年3月号参照］及び提案される輸出管理リスト上物質輸出規則に対する関連する改正が、75日間のパブリックコンサルテーションのために、カナダ官報第1部に発表された。提案される規則及び関連する改正に関する書面による意見は、2018年3月22日まで提出することができる。意見期間中に寄せられた意見や情報は、2018年秋の公表をめざす、最終規則の策定に当たって考慮されるだろう。

提案されるアスベスト及びアスベスト含有製品禁止規則は、限定された数の除外付きで、アスベスト含有製品の製造、輸入、販売及び使用はもちろん、アスベストの輸入、販売及び使用を禁止する。

提案される輸出管理リスト上物質輸出規則に対する関連する改正は、提案されるアスベスト及びアスベスト含有製品禁止規則に沿って、また、カナダがロッテルダム条約を含め国際条約のもとでの輸出義務を遵守するために、（いくつかの例外付きで）アスベストの輸出を禁止する新たな条項を追加する。提案される貿易管理リストを改正する命令は、すべての種類のアスベストをリストに搭載して、それらを改正される規則の対象にする。

すべての種類のアスベストは、2017年春にロッテルダム条約の締約国によって包含が検討されたクリソタイル・アスベストを除いて、ロッテルダム条約のもとでリストに搭載されている。締約国によって合意が達成されなかったことから、クリソタイル・アスベストのリスト搭載は、2019年に予定されるロッテルダム条約第9回締約国会議で再度検討される予定である。ロッテルダム条約は、リストに搭載された化学物質について「事前の情報提供に基づく同意」手続を確立することによって、ヒトの健康と環境を守る国際条約である。この手続を通じて、締約国は、輸入に同意しないことを表明した他の締約国に対して物質を輸出してはならない。輸入締約国はまた、輸出締約国が順守しなければならない条件を付けて、輸入に同意を与えるかもしれない。

提案されるアスベスト及びアスベスト含有製品禁止規則は、現行の管理よりも厳しいことから、カナダ消費者用製品安全法のもとでつくられたアスベスト製品規則は廃止される。

※https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/management-toxic-substances/list-canadian-environmental-protection-act/asbestos.html

## アスベスト及びアスベスト含有製品禁止規則：SOR/2018-196

**カナダ官報152巻21号第2部　登録：2018年10月1日**
**1999年カナダ環境保護法　P.C. 2018-1210 2018年9月28日**

カナダ官報152巻21号第2部　登録：2018年10月1日

1999年カナダ環境保護法　P.C. 2018-1210 2018年9月28日

1999年カナダ環境保護法サブセクション332（1）にしたがって、環境大臣は2018年1月6日にカナダ官報第1部に、実質的には別添のかたちでアスベスト及びアスベスト含有製品禁止規則のコピーを公表し、人々は提案された規則に関して意見を提出するか、または見直し委員会の設置を要求し、反対の理由を述べて反対の通知を提出する機会を与えられたことに鑑み；

同法サブセクション93（3）にしたがって、全国諮問委員会が同法セクション6に基づき同大臣に助言

を提供する機会を与えられたことに鑑み；

また、同法サブセクション93（4）にしたがって、枢密院議長は、提案された規則は、総督の考えでは環境と人々の健康に十分な保護を提供するやり方で、他の法律によってまたは他の法律のもとで規制されている物質の側面を規制するものではないという意見であることに鑑み；

それゆえ、総督は、環境大臣及び保健大臣の助言を踏まえ、1999年カナダ環境法サブセクション93（1）及びセクション102・286にしたがって、別添のアスベスト及びアスベスト含有製品禁止規則［省略］を作成する。

※http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2018/2018-10-17/html/sor-dors196-eng.html

## カナダのアスベスト禁止が施行、だが鉱滓は除外

National Post, Canada, 2018.10.16

オタワ−カナダの新たなアスベスト禁止は、ケベックの企業が何十年もの採掘によって残された廃棄物からマグネシウムをよりわけるのを妨げない。

9月に閣議が了承を与えたのをうけて、環境大臣キャサリン・マッケナは木曜日［10月18日］にオタワで、新規則を発表する。

年末に施行される予定の規則は、検出可能な量のアスベストを含んだ消費者用品はもちろん、加工されたアスベスト繊維とそれらを含む製品の輸入、販売または使用を禁止する。

それらはまた、加工されたアスベスト繊維を使用する製品の製造も禁止する。

しかし、規則は、カナダではケベックの町セットフォードマインズとアスベストの鉱山近くの約8億トンの鉱滓を含む、アスベスト採掘によって残された鉱滓には適用されない。アスベストの健康影響に対する関心が市場をつぶすまで、何十年間もアスベスト鉱山はふたつの地域における主要な経済的推進力だった。セットフォードマインズのカナダ最後の鉱山は2011年に操業をやめた。

残された岩の40%もがアスベストを含有している。

今年初めにケベック政府はマグネシウム連合に対して、1,750万ドルのローンと1,340万ドルの持分を資金援助した。同社は、アスベスト鉱滓からマグネシウムを抽出する技術を開発しており、車や飛行機を軽くするためにそれをアルミニウムの代わりに使うことのできる自動車部品メーカーや航空製造業者にマグネシウムを売ることを希望している。

マグネシウム連合会長のジョエル・フルニエは、彼の企業が用いているプロセスは、酸に浸すことによって岩のなかに残されたアスベスト繊維を破壊すると語っている。処理された後には、マグネシウムと非晶質シリカが残る。彼は、労働者はアスベスト繊維の吸入から守る適切な防護服を着用すると言うが、同社の調査結果ではきわめてわずかな繊維が大気中に飛散すると付け加えた。

「私はわれわれは問題ではないといつも言っている。われわれは問題を生じさせたことはないし、われわれは解決策の一部だ」と彼は言う。「本質的にわれわれは改善を行っているのだ」。

フルニエは、マグネシウムは車を軽くすることで排気を低減するのに役立つ−それゆえ動力を供給するのに必要なエネルギーを減らし−非晶質シリカはセメントの利用における排気を削減する。

しかし、アスベストに関する専門家キャスリーン・ラフは、オタワが鉱滓の禁止からの除外を許すことに失望していると述べた。

「誰もが仕事を支持しているし、地域社会を助けている。誰もが新しい企業を歓迎している。しか

し、それは人々の健康を犠牲にしてであってはならない」と彼女は言う。「危険なものであってはならない」。

2017年にアスベストを含む暖房装置や屋根タイル据え付けの仕事をしていた父をアスベスト関連肺がんで亡くしたジル・メルシエは、水曜日の連邦政府の規則は「良いスタート」だが、鉱滓からアスベスト繊維に曝露する可能性のある労働者を守るためには十分でない、と語った。

規則は、アスベストを含有する製品の製造または、それが生じる州の許可がない限り建設または造園での利用への、アスベスト鉱滓の使用は禁止する。

メルシエは、労働者がアスベストに曝露するリスクが残り、鉱滓の撹乱は近くに家や学校、職場のある人々にもリスクを生じさせることから、これはまったく不十分だと言う。

「良いスタートだが、ケベックに関しては、州がその責任を深刻に受け止めるという確信がもてない」とメルシエは言う。

とりわけ、ケベックのアスベスト繊維への職場曝露の基準が、カナダの他の場所よりも10倍高いことに、メルシエは怒っている。ケベックは、労働者が空気1立方ミリリットル当たり1本までのアスベスト繊維に曝露することを許している。カナダの他の場所ではそれは1立方ミリリットル当たり0.1繊維であり、フランスやオランダを含めたいくつかの国は0.01繊維である。

「信じられないことだ」と彼は言う。「どうやってこんな場所で生きていける」。

マッケナのスポークスマンは、本規則はアスベストトそれを含有する製品を禁止する最終ステップであると言い、鉱滓はアスベストを含有するいかなるものを作るためにも使うことはできないことを強調する。

「鉱山地帯の閉鎖、鉱山地帯の再利用や金属抽出のためのアスベスト鉱滓の利用など、他のすべての活動は[連邦]規則の対象の範囲外であろう」とカロリーヌ・テリオは言う。「こうした活動に対する州の規則が引き続き適用される」。

カナダは、保健専門家や元労働者とのその家族らからの長年のプレッシャーの後、2016年にアスベストを禁止することに同意したが、カナダは[それまでは]、適切な用心をもってそれを使うことは安全だと主張し続けた。

カナダ統計局のデータは、2016年に少なくとも510人のカナダ人がアスベストと関連したがんのひとつである中皮腫によって亡くなったことを示している。新たな中皮腫事例の数は過去20年に60%以上増加しているが、2010年以降この数字にはケベックからのデータが反映されていない。同州は8年前、新たな事例数を報告するのをやめたのである。

アスベスト疾患は曝露が起こってから20～50年かかることがあり、過去四半世紀のうちにカナダの業務上死亡の主要な原因になっている。

※https://nationalpost.com/pmn/health-pmn/canada-ban-on-asbestos-takes-effect-but-mining-residues-are-exempt

## 国際アスベストロビー団体はまたもメンバーを失う

RightOnCanada, Canada, 201810.11

国際アスベスト協会は、アスベストの国際貿易を促進するために、1975年にアスベスト産業によって創設された。最初はパリ、次いでロンドンに本拠を置いた後、1997年にケベックに移って、いまもケベッ

クで登録された「非営利団体」であり続けている。2005年に、「アスベスト」という言葉の使用を回避することを望んで、その名称を「国際クリソタイル協会（ICA）」に変更した。

過去20年間、最初はモントリオールに、そして現在はケベック・セットフォードマインズに所在する国際クリソタイル協会は、開発途上国へのアスベストの販売を増加するために働き、また、それら諸国がアスベストを禁止するのを妨げるために政治的にロビー活動を行ってきた。アスベスト採掘企業及びアスベスト販売から利益を受ける者たちが資金を出している。

5年前の2013年にICAには、16か国でアスベスト貿易に関与している23人の理事がいた。カザフスタン、ロシア、ブラジル、中国、インド（3人の理事）、インドネシア、アラブ首長国連邦（2人の理事）、コロンビア（2人の理事）、メキシコ（2人の理事）、スリランカ（2人の理事）、カナダ（2人の理事）、アメリカ、ボリビア、ベトナム、イラン及びセネガルである。

2017年末までにICAは、7か国の7人の理事に縮小した。そして、いま彼らは、別の主要メンバーを失った−ブラジルである。

ブラジルの巨大なCama Bravaアスベスト鉱山は長年のメンバーで、ICAの主要な資金提供者のひとりだったが、もはやそうではなくなった。Cama Bravaを代表するRubens Rela Filhoは、ICA理事会から去った。2017年11月にブラジルの連邦最高裁判所は、ブラジル憲法に定められた人々の健康権と持続可能な環境の権利を侵害していると述べて、アスベストの販売または使用を禁止する判決を下した。

いまでは世界でアスベストの採掘・販売を続けているのは3か国だけ−ロシア、カザフスタン及び中国−である。

だから、いまや現実にICAに資金を出しているのは、たった2か国−ロシアとカザフスタン（中国はもはやメンバーではない）−のアスベスト鉱山と、インドとメキシコのアスベスト販売業者だけである。

現在のICAの6人の理事は、以下のとおりである。

・Kanat Kopbayev（カザフスタンのコスタナイ［Kostanai］・アスベスト鉱山の代表）
・Yury Kozlov（ロシアのウラルアスベスト［Uralasbest］の代表）
・Dr. G. Vivekanand（インドのアスベスト販売業者らの代表）
・Galvan Carriles（メキシコのアスベスト販売業者らの代表）
・Chirandu Dhlembeu（政府が再開を望んでいるジンバブエの稼働する可能性のあるアスベスト鉱山の代表）
・Bob Pigg（もはや存在しない北アメリカのアスベスト情報センターの元会長、自分以外に代表する団体はない）

国際クリソタイル協会は非営利団体としてケベックで登録されている。以前は、いまでは閉鎖されているLABクリソタイル鉱山の販売担当副会長を4年間務めたJean-Marc Leblondが、ICAの会長及び同協会の実体的代表として登録されていた。

もはやそうではない。いまや誰もICAの会長として確認されていない。現在、Emiliano Alonso PelegrinがICAの「実体的代表」としてケベックで登録されていて、彼の住所はモントリオールの3900 – 1 Place Ville-Marieとされている。これは、100人をこす弁護士を抱える巨大法律事務所Dentonsの住所である。

しかし、Pelegrinはケベックの住人ではない。彼は、スペインとベルギーに所在する法律事務所Alonso & Asociadosをもっており、それは様々な産業のために欧州連合や国際連合でロビー活動を

行っている。

ICAがその「実体的代表」（Pelegrin）のためにケベックの法人登録に提供しているモントリオールの住所は虚偽のようである。問い合わせてみたところ、（その職員がPelegrinのためにその住所を与えた）Dentonsは、Pelegrinは同社の弁護士ではないことを確認した。

ケベック州の法律のもとでは、ケベックに組み込まれる組織を代表する「実体的代表」はケベックに居住していなければならない。しかし、ICAの実体的代表もその理事の誰もがケベックに居住してはいない。おそらく、アスベストを安全な製品だとして他国に販売しているのに、すでにアスベスト使用を禁止している国に住んでいる代表や理事の誰かをもっているのは評判に悪いことを懸念しているのだろう。

Alonso Pelegrinは、ロッテルダム条約の締約国会議がクリソタイル・アスベストをその有害物質リストに登録するのを妨げるためのロビー活動を行うために、2017年にICAの代理人として雇われた。

ケベックでは非営利団体とは、「利他的、道徳的、文化的、社会的、博愛的、国民的、愛国的、宗教的、慈善的、科学的、芸術的、専門的、教義的、運動的、教育的または他の性格の活動に従事し、メンバーに利益または経済的利点を与えることを意図したものではない」団体のことである。

実際には国際クリソタイル協会は、そのメンバーの利益を増やすことを意図した活動に従事し、それが病気と死亡を引き起こしているのである。彼らの活動は、ケベック、カナダ、そして世界の科学者のコミュニティから不道徳と非難されている。

※https://rightoncanada.ca/?p=4290

## カザフスタンがクリソタイルに関する国際労働組合会議を主催

International Alliance of Trade Union Organizations “Chrysotile”, 2018.10.15

クリソタイル・アスベストと安全に関する国際労働組合会議がカザフスタンで開催された。カザフスタンの建設部門や住宅公益部門の労働者の組合と、クリソタイルを支持する国際労働組合連合が共催したものである。会議は、労働衛生を保護するための新しいやり方の実施及びクリソタイル産業を含めた全産業のすべての分野でのより効率的な安全システムの創造について議論するために開催された。

「クリソタイル産業における労働者の労働衛生を保護することは、労働組合運動の主要な目的のひとつである。クリソタイル・アスベストの安全使用、新たな技術や組織的解決策を実施することによって、われわれは労働者の生活水準を、また結果的に産業の効率性全体を劇的に改善することができる。われわれは、クリソタイル・アスベストは健康に脅威を生じさせる可能性があり、禁止されるべきであるという意見に強く異議を唱える。われわれの仕事、われわれの数十年の経験によって、われわれはクリソタイル・アスベストは多くの産業で幅広く使用できるし、すべきであると信じている。このようなイベントに参加することによって、われわれはパートナーや同僚たちに、この鉱物の管理使用は完全に安全であると確信させたいと願っている」と、国際労働組合連合「クリソタイル」会長Andrey Kholzakovは語った。

会議には、カザフスタン、ロシア、ベラルーシ、その他諸国のクリソタイル産業の代表が参加した。発表者は、自国における取り組み、生産を組織する新たな方法、新たな技術の導入、クリソタイル管理使用の諸原則について報告した。会議にはまた、クリソタイル産業における労働者の労働衛生を保護

する現在及び将来の方法を議論した、科学者、労働組合リーダーや医療専門家による発表も含まれていた。

※https://www.prnewswire.com/news-releases/kazakhstan-hosted-international-trade-union-conference-on-chrysotile-asbestos-823447411.html

## EAEU諸国がクリソタイルについて共通の立場確立を企図

**BelTA（ベラルーシ・テレグラフ・エージェンシー）, 2019.2.5**

ユーラシア経済連合（EAEU）理事会は、クリソタイル・アスベストの生産についてEAEU諸国間の協力を確立する勧告を採択したことを、BelTAはEAEUのプレスサービスから知った。「連合［の方針］を調整する場合、加盟国はクリソタイル・アスベストの国際貿易の問題に関して協調的な立場をとるだろう」とEAEUは言う。

「最大の消費者はインド、中国、ベトナム、インドネシア、タイ、スリランカ、ウズベキスタンである。合計約4万の人々がこの産業に雇用されており、単一産業都市に所在していることから企業の大部分は都市を形成している」。

EAEU内における建材の生産を監視するEAEU産業委員会は、ロシア側の関係当局の要請を踏まえて、EAEU加盟諸国内の最大のクリソタイル・アスベスト生産者らと会った。「国際社会の一部によるクリソタイル・アスベストを禁止する企図によって引き起こされた、世界市場におけるその生産についての曖昧な状況が明らかにされた」とEAEUは言う。とりわけ、欧州連合内のロッテルダム条約締約国の大部分は、産業製品の禁止的リストにクリソタイル・アスベストを含めることを望んでいる。例えば、いわゆる角閃石系アスベスト－クロシドライト、アモサイト、アクチノライト、アンソフィライト及びアンフィボルはすでに［リストに］含まれている。しかし、蛇紋石系グループに属するクリソタイル・アスベストの生産は、安全措置に関する勧告の対象として認められている。EAEUの専門家集団によれば、クリソタイル・アスベストを禁止しようという欧州連合の代表のイニシアティブは、（すでに禁止されている）角閃石系グループのアスベストの使用の影響を評価した結果に基づくものであり、したがって違法である。

連合の産業委員会の専門家らによれば、禁止的リストへのクリソタイル・アスベストの包含は、クリソタイル・アスベストの生産者－輸出者だけでなく、EAEU内のクリソタイル・アスベスト含有製品の製造業者に対しても、重大な損害を引き起こすだろう」。

「EAEU理事会によって採択された勧告は、ロッテルダム条約締約国の定期的会合の場における、クリソタイル・アスベストの国際貿易に関するEAEU加盟国の協調的な立場の形成を提供するものである」。

ロッテルダム条約は2004年に発効し、72か国が署名、ほぼすべてのEAEU加盟国（ベラルーシは加盟候補国の段階）を含む120か国が批准している。同条約に参加する諸国は、環境及び安全上の理由による化学物質の禁止的リストへの包含について決定を行っている。

※ユーラシア経済連合（EAEU）加盟国は、ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア、キルギス。

ロッテルダム条約第9回締約国会議（COP9）が、2019年4月29日～5月10日、ジュネーブで開催される予定である。

https://www.belta.by/economics/view/strany-eaes-namereny-vyrabotat-obschuju-pozitsiju-po-hrizotilovomu-asbestu-335377-2019/

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

2019年2月14日　厚生労働省発表
（照会先：雇用環境・均等局雇用機会均等課）

## 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案要綱」の諮問及び答申について

本日、厚生労働省の労働政策審議会（会長：樋口美雄独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長）に対して諮問した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案要綱」について、本日、同審議会雇用環境・均等分科会（分科会長：奥宮京子弁護士）において審議が行われた結果、同審議会から根本匠厚生労働大臣に対して、別添［省略－「おおむね妥当と認める」］のとおり答申が行われました。

厚生労働省では、この答申を踏まえ、平成31年通常国会への法案提出の準備を進めます。

### 【法律案要綱のポイント】

#### 1.　女性活躍の推進

(1) 一般事業主行動計画の策定等の義務の対象拡大

・一般事業主行動計画の策定義務の対象を、常用労働者301人以上から101人以上の事業主に拡大することとします。

(2) 基準に適合する認定一般事業主の認定

・女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度を創設することとします。

(3) 女性の職業選択に資する情報の公表

・情報公表義務の対象を常用労働者101人以上の事業主に拡大することとします。

・常用労働者301人以上の事業主については、現在1項目以上の公表を求めている情報公表項目を「1　職業生活に関する機会の提供に関する実績」、「2 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績」に関する項目に区分し、各区分から1項目以上公表することとします。

・あわせて、情報公表に関する勧告に従わなかった場合に企業名公表ができることとします。

#### 2.　ハラスメント対策の強化

(1) 国の施策

・国の講ずべき施策に「職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な施策を充実すること」を規定することとします。

(2) パワーハラスメント防止対策の法制化

・事業主に対して、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務（相談体制の整備等）を新設することとします。あわせて、措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備することとします。

・パワーハラスメントに関する労使紛争について、都道府県労働局長による紛争解決援助、紛争調整委員会による調停の対象とするとともに、措置義務等について履行確保のための規定を整備することとします。

(3) セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化

・セクシュアルハラスメント等に起因する問題に関

する国、事業主及び労働者の努めるべき事項を明確化することとします。

・労働者が事業主にセクシュアルハラスメント等の相談をしたこと等を理由とする事業主による不利益取扱いを禁止することとします。

※パワーハラスメント及びいわゆるマタニティハラスメントについても同様の規定を整備

3. 施行期日

公布日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日(ただし、1(1)(3)の対象拡大は3年、2(1)は公布日。また、2(2)の措置義務について、中小企業は公布日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までは努力義務)

※https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000073981_00002.html

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

### 第一　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正

一　一般事業主行動計画の策定等の義務の対象拡大

一般事業主（国及び地方公共団体以外の事業主をいう。以下同じ。）のうち、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）の策定及び届出（以下「策定等」という。）が義務付けられる事業主の範囲について、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものから100人を超えるものへと拡大することとすること。

二　基準に適合する認定一般事業主の認定等

1　厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、男女雇用機会均等推進者（第三の五の1の男女雇用機会均等推進者をいう。）及び職業家庭両立推進者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができることとすること。

2　1の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、一般事業主行動計画の策定等に係る規定を適用しないこととすること。

3　特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならないこととすること。

4　特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができることとし、何人もこの場合を除くほか、商品等に当該表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないこととすること。

5　厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が1の基準に適合しなくなったと認めるとき、3の公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき等に該当するときは、1の認定を取り消すことができることとすること。

三　女性の職業選択に資する情報の公表

1　一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならないこととすること。

（一）　その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

（二）　その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2　常時雇用する労働者の数が100人を超える一

般事業主（1の一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならないこととすること。

3　特定事業主（国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるものをいう。）は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならないこととすること。

（一）　その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

（二）　その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

四　報告の徴収並びに助言、指導及び勧告の対象の拡大

厚生労働大臣が、この法律の施行に関し必要があると認めるときに、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる者として、認定一般事業主又は特例認定一般事業主である一般事業主行動計画の策定等が努力義務となっている一般事業主を加えることとすること。

五　公表

厚生労働大臣は、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表をせず、若しくは虚偽の公表をした当該公表が義務となっている一般事業主又は虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である当該公表が努力義務となっている一般事業主に対し、四の勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができることとすること。

六　罰則

二の4に違反した者に対する罰則を整備すること。

七　その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第二　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正

一　国の施策

国の施策として「職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な施策を充実すること」を規定すること。

二　職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して事業主が講ずべき措置等

1　事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならないこととすること。

2　事業主は、労働者が1の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととすること。

3　厚生労働大臣は、1及び2の事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めることとすること。

三　職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の努めるべき事項

1　国は、労働者の就業環境を害する二の1の言動を行ってはならないことその他当該言動に起因する問題に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるように努めなければならないこととすること。

2　事業主は、当該問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働

者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる1の措置に協力するように努めなければならないこととすること。

3　事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）は、自らも、当該問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならないこととすること。

4　労働者は、当該問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる二の1の措置に協力するように努めなければならないこととすること。

四　紛争の解決

1　紛争の解決の促進に関する特例

二の1及び2に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第4条、第5条及び第12条から第19条までの規定は適用せず、2及び3によるものとすること。

2　紛争の解決の援助

（一）　都道府県労働局長は、1の紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができることとすること。

（二）　二の2は、労働者が（一）の援助を求めた場合について準用することとすること。

3　調停

（一）　都道府県労働局長は、1の紛争について、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があった場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会に調停を行わせるものとすることとすること。

（二）　二の2は、労働者が（一）の申請をした場合について準用することとすること。

（三）　（一）の調停の手続については、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の規定を準用することとするとともに、その他調停の手続に関し必要な事項は厚生労働省令で定めることとすること。

五　公表

厚生労働大臣は、二の1及び2（四の2の及び3のにおいて準用する場合を含む。以下同じ。）（二）（二）に違反している事業主に対し、勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができることとすること。

六　報告の請求

厚生労働大臣は、事業主から二の1及び2の施行に関し必要な事項について報告を求めることができることとすること。

七　罰則

六の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処することとすること。

八　その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第三　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正

一　職場における性的な言動に起因する問題に関する相談を行ったこと等を理由とする不利益な取扱いの禁止等

1　事業主は、労働者が職場における性的な言動に起因する問題に関する相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととすること。

2　事業主は、他の事業主から当該事業主の講ずる職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置の実施に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならないこととすること。

二　職場における性的な言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の努めるべき事項

1　国は、職場において行われる性的な言動に対する対応により労働者に不利益を与える行為又は労働者の就業環境を害する当該言動を行ってはならないことその他当該言動に起因する問

題に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるように努めなければならないこととすること。

2　事業主は、当該問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる1の措置に協力するように努めなければならないこととすること。

3　事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）は、自らも、当該問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならないこととすること。

4　労働者は、当該問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置に協力するように努めなければならないこととすること。

三　職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する相談を行ったこと等を理由とする不利益な取扱いの禁止

一の1は、労働者が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する相談を行い、又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べた場合について準用することとすること。

四　職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の努めるべき事項

職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関し、二と同様の規定を設けることとすること。

五　男女雇用機会均等推進者

1　事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職場における男女の均等な機会及び待遇の確保が図られるようにするために講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者（以下「男女雇用機会均等推進者」という。）を選任するように努めなければならないこととすること。

2　平成38年3月31日までの間は、男女雇用機会均等推進者の担当する業務に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一般事業主行動計画に基づく取組等の推進を含めることとすること。

六　調停

紛争調整委員会が、関係当事者の同意の有無にかかわらず、調停のため必要があると認めるときに、出頭を求め、意見を聴くことができる者として関係当事者と同一の事業場に雇用される労働者その他の参考人を加えることとすること。

七　その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第四　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正

一　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の適用に関する特例

労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、第二の二の1及び三の2を適用すること。

二　その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第五　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正

一　職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する相談を行ったこと等を理由とする不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由とし

て、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととすること。

二　職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の努めるべき事項

職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関し、第三の二と同様の規定を設けることとすること。

三　その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

**第六　附則**

一　施行期日この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとすること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行することとすること。

1　第二の一公布の日

2　第一の一及び三の2公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

二　経過措置等

1　中小事業主（国、地方公共団体及び行政執行法人以外の事業主であって、その資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）以下であるもの及びその常時使用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）以下であるものをいう。）については、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、第二の二の1は努力義務とするものとし、第二の四、五及び六の対象から第二の二の1を除くこととすること。

2　1のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。

三　検討規定

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすることとすること。

**雇用環境・均等分科会委員名簿**

平成30年4月1日現在

（公益代表）

◎奥宮　京子　弁護士（田辺総合法律事務所）

小畑　史子　京都大学大学院人間・環境学研究科教授

川田　琢之　筑波大学ビジネスサイエンス系教授

権丈　英子　亜細亜大学副学長・経済学部教授

武石恵美子　法政大学キャリアデザイン学部教授

○中窪　裕也　一橋大学大学院法学研究科教授

（労働者代表）

井上久美枝　日本労働組合総連合会総合男女・雇用平等局総合局長

榎原 あやこ　航空連合特別中央執行委員

齋藤　久子　情報産業労働組合連合会中央執行委員

山﨑　髙明　UAゼンセン常任中央執行委員

山中 しのぶ　電機連合中央執行委員

（使用者代表）

飯島　真理　（株）髙島屋総務本部人事部ダイバーシティ推進室長

塩島　義浩　（株）資生堂執行役員

中澤　善美　全国中小企業団体中央会常務理事・事務局長

中西志保美　アメニティ計画（株）代表取締役

布山　祐子　（一社）日本経済団体連合会労働法制本部上席主幹

（五十音順、敬称略）

（分科会長=◎分科会長代理=○）

機密性1　　基発0219第1号
平成31年2月19日

都道府県労働局長殿
厚生労働省労働基準局長

# 労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について

平成31年度における労災補償業務の運営に当たっては、特に下記に示したところに留意の上、実効ある行政の展開に遺憾なきを期されたい。

記

## 第1　労災補償行政を巡る状況への対応

労災補償行政を巡る状況をみると、過労死等に係る労災請求件数は2,500件以上に上り、石綿関連疾患に係る労災請求件数も1,100件以上に上るなど、多くの複雑困難事案の処理を求められている状況にある。

過労死等を巡る国民の関心は高く、とりわけ過労死等の発生を防止するための取組強化に対する社会的要請が強まっており、長時間労働の是正を大きな柱として、政府を挙げて推進する「働き方改革」に労働基準行政として実施することが求められている中、労災補償行政においては、過労死等の労災請求事案に引き続き適切に対応していくことが肝要である。

また、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、本年4月から施行されることに伴い、今後外国人労働者の増加が見込まれることから、これまで以上に外国人労働者に対する労災保険制度の周知、請求勧奨等の取組について的確に実施する必要がある。

加えて、今般、厚生労働省の毎月勤労統計調査において、全数調査するとしたところを一部抽出調査で行っていたことにより、平成16年度以降の同調査における賃金額が低めに出ていたことから、同調査の平均給与額の変動を基礎としてスライド率等を活用している労災保険制度等の給付額に影響が生じたところである。これに伴う労災保険等の追加給付については、厚生労働行政全体にわたる大きな問題であり、追加給付に関する対応そのものも国民が厳しく注視をしていることから、対応によって国民の不信を招くこととならないよう、その対応に万全を期す必要がある。

一方で、厳しい定員事情や行政経費に係る予算事情など、行政を取り巻く環境は厳しさを増しており、このような中で、労災補償行政に対する国民の期待に応え、労災請求事案に適切に対応するためには、厚生労働本省、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）が、より一層連携して効率的な業務運営に取り組み、的確な事務処理の実施に必要な人材育成を行うことが重要となっている。

このため、平成31年度においては、特に次の事項を重点的に推進することとする。

① 過労死等事案などの的確な労災認定
② 迅速かつ公正な保険給付を行うための事務処理等の徹底
③ 労災補償業務の効率化と人材育成

## 第2　過労死等事案に係る的確な労災認定

### 1　的確な労災認定に向けた調査上の留意点

(1) 労働時間の的確な把握

脳・心臓疾患における業務による過重負荷や精神障害における業務による心理的負荷の評価に当たっては、労働者の労働時間を的確に把握することは必要不可欠な調査である。

労災認定のための労働時間は、労働基準法第32条で定める労働時間と同義であり、その把握に当たっては、労働者が使用者の指揮命令下に置かれていたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであることに留意の上、当該労働者の労働時間の把握に当たっては、使用者の指揮命令下にあることが認められる時間を的確に把握すること。そのためには、タイムカード、事業場への入退場記録、パソコンの使用時間の記録等の客観的な資料を可能な限り収集するとともに、上司・同僚等事業場関係者からの聴取等を踏まえて事実関係を整理・確認し、始業・終業時刻及び休憩時間を詳細に特定した上で、当該労働者が実際に労働していると合理的に認められる時間を的確に把握すること。その際、事業場において休憩時間とされている時間であっても、黙示を含む使用者の指揮命令に基づき労働者が業務に従事している、又は手待時間と同様の実態が認められるなど労働からの解放が保障されていない場合には、労働時間として算入すべきことに留意すること。

また、高度プロフェッショナル制が適用される労働者については、健康管理時間を把握することが事業主に義務づけられていることから、労働時間の特定に当たっては、健康管理時間の記録も参考とすること。

なお、平成30年3月30日付け基監発0330第6号、基補発0330第5号「過労死等事案に係る監督担当部署と労

災担当部署間の連携について」において指示したとおり、労災請求を端緒とする監督指導の対象となる事案については、監督担当部署において事業場から入手した労働時間集計表及び疎明資料を労災担当部署に提供することとされていることから、それらの資料を活用しつつ、必要な調査を行い、監督担当部署と協議を行った上で、労働時間を特定すること。

(2) 労災認定基準の適切な運用

ア 脳・心臓疾患

(ア) 対象疾病以外の疾病

脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準に掲げる対象疾病以外の疾病については、一般的に過重負荷に関連して発症するとは考えがたいことから、業務による過重負荷に関連して、これらの疾病が発症したとして労災請求された事案については、専門医等に対し、対象疾病に該当するか否か等の医学意見を徴した上で、対象疾病に該当しない場合は、本省に相談すること。

(イ) 業務の過重性の評価

過重負荷の評価に当たっては、脳・心臓疾患を発症した労働者と同程度の年齢、経験等を有する健康な状態にある者のほか、基礎疾患を有していても日常業務を支障なく遂行できる同僚又は同種労働者にとっても、特に過重な業務であったか否かという観点からの検討を行うこと。

イ 精神障害

(ア) 専門家意見の収集

心理的負荷による精神障害の認定基準においては、認定要件を満たすか否かについて、主治医意見により判断すべき事案、専門医意見により判断すべき事案及び専門部会意見により判断すべき事案を示しているところであり、局においては、署に対して当該認定基準に基づく医学意見の収集方法について、適切な指導を行うこと。

(イ) 嫌がらせ、いじめの事実認定

精神障害事案については、上司、同僚等からの聴取等の調査を尽くした上で、業務による出来事の事実認定を行っているところであるが、特に、請求人が嫌がらせ、いじめを主張する事案については、関係者が相反する主張をする場合がある。このため、当事者の事業場内における役割、指揮命令系統を把握した上で、できる限り客観的な第三者から聴取等を行い、業務指導の範囲を逸脱した言動等の有無につき、確認を行った上で、嫌がらせ、いじめに該当するか否かの判断を行うこと。

### 2 過労死等事案に係る関係部署との連携

過労死等事案については、上記第1のとおり、その発生を防止するための対策が労働基準行政における重要な課題となっていることを踏まえ、局及び署においては、引き続き労災担当部署と監督・安全衛生担当部署との緊密な連携を図るとともに、本省とも情報の共有を図る必要がある。

このため、署管理者は、労災担当部署と監督・安全衛生担当部署における情報共有を徹底すること。局管理者は、過労死等事案に係る調査の進捗及び労災担当部署と監督・安全衛生担当部署における情報共有等の状況について的確に把握し、労災担当部署において把握した情報が監督・安全衛生担当部署に共有されるよう、また、必要に応じ、監督担当部署と協議を行うよう、署管理者に対し必要な指示を行うとともに、社会的に注目を集める可能性の高い事案については、本省への所要の報告を確実に行うこと。

具体的には、監督担当部署との連携は、平成30年3月30日付け基監発0330第6号、基補発0330第5号「過労死等事案に係る監督担当部署と労災担当部署間の連携について」において、安全衛生担当部署との連携は、平成29年3月31日付け基監発0331第1号・基補発0331第6号・基勤発0331第1号・基安労発0331第1号「『過労死等ゼロ』緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策の推進に当たっての具体的手法について」において指示しているところであり、今後も監督・安全衛生担当部署と密接に連携すること。

## 第3 石綿関連疾患に係る的確な労災認定

### 1 的確な労災認定に向けた調査上の留意点

(1) 石綿関連疾患に係る医学意見の的確な徴取

石綿関連疾患においては、認定基準に定められた疾病に該当するか否か、胸膜プラーク等の所見が認められるか否か等の医学的所見が労災認定の重要な要件であることから、その判断に当たっては、主治医の意見だけでなく、地方労災医員等の意見を徴すること。

また、主治医と地方労災医員等の見解が異なる場合等については、石綿確定診断委員会に対して確定診断の依頼を行うこと。

なお、良性石綿胸水の事案については、全数確定診断の依頼が必要であることから、地方労災医員等の意見を徴することなく、速やかに石綿確定診断委員会に対して確定診断の依頼を行うこと。

(2) 本省協議等

上記(1)によってもなお確定診断に至らなかった事案や死亡原因などの医学的判断に疑義が生じたもの等については、必ず本省に協議又は相談すること。

また、傷病年月日については、現実に療養が必要となった日であり、主治医から石綿関連疾患の診断がなさ

れる前から自覚症状を訴え、別の医療機関で治療している場合には、主治医や地方労災医員等に対して、当該疾患の症状の経過等を確認し判断すること。

(3) 石綿ばく露作業の的確な把握

石綿ばく露作業従事歴は、労災認定を行う上で重要な調査事項であるとともに、その的確な把握は、迅速な認定にも資するものである。このため、石綿ばく露作業の調査に当たっては、平成17年7月27日付け基労補発第0727001号「石綿による疾病に係る事務処理の迅速化等について」及び平成24年9月20日付け基労補発0920第2号「石綿による疾病の業務上外の認定のための調査実施要領について」に基づき、効率的な調査を実施すること。その際、石綿ばく露作業に最後に従事した事業場は公表の対象となることを踏まえ、最終石綿ばく露事業場の確認は慎重に行うこと。

なお、石綿ばく露作業の有無や期間、最終ばく露事業場の判断等に疑義が生じたもの等については、必ず本省に協議又は相談すること。

**2　石綿関連疾患に関する労災補償制度等の周知**

(1) 石綿労災認定等事業場の公表

石綿労災認定等事業場の公表に当たっては、公表データを管理するシステムへの入力等を確実に実施することが、効率的な公表作業に資するものである。このため、例えば、石綿関連疾患にり患して労災保険により療養している者が死亡し、当該死亡について遺族補償給付の支給決定を行った場合には、該当する保険給付の種別ごとに請求・決定年月日を入力するとともに、死亡年月日も漏れなく入力するなど、局において日頃から適正なデータ入力・管理を徹底すること。

また、平成31年度の石綿労災認定事業場の公表についても、引き続き、複数名での確認体制を整備した上で、システムに入力したデータは調査結果復命書により確認し、誤入力、入力漏れがないようにすること。

なお、公表対象事業場に対する公表の趣旨の説明等に当たっては、毎年「事業場対応マニュアル(Q&A)」(以下「マニュアル」という。)を全局に配布し、これを活用の上実施してきたところであるが、今後、公表事業場からの理解が得られやすい特記事項の記載例も盛り込んだ事例集を作成し、マニュアルと併せて配布する予定としているので説明等に活用すること。

(2) 労災保険指定医療機関等への周知

石綿関連疾患については、がん診療連携拠点病院をはじめとした労災保険指定医療機関等に対して、平成29年12月に労災補償制度等に関するパンフレットや石綿ばく露歴などのチェック表(以下「周知用資料」という。)を配布し、医療機関を通じた制度の周知を行ったところである。引き続き、新規の労災保険指定医療機関に対しては周知用資料等を活用することにより、制度周知を確実に実施すること。また、石綿労災認定等事業場に対しては、引き続き、退職労働者等への労災補償制度の周知を実施するよう依頼すること。

## 第4　その他の職業性疾病事案に係る的確な労災認定

**1　電離放射線障害事案に係る調査上の留意点**

認定基準において本省にりん伺することとされている事案については、認定基準別添の調査実施要領に基づき調査することとされているところであるが、特に、医療従事者に係る電離放射線障害の調査に当たっては、当該労働者のすべての業務経歴における作業内容や放射線業務従事の有無、被ばく線量、安全防護の状況等が具体的に分かるよう、可能な限り把握すること。

**2　その他の職業性疾病事案に係る関係部署との連携**

特に、職業がんや有害物質による中毒、有機粉じんによる肺疾患等の新しい疾病の労災認定に当たっては、原因物質の特定、当該物質のばく露状況等を詳細に把握する必要があるが、より一層効率的な調査を行うため、監督・安全衛生担当部署と情報共有するなど緊密な連携を図ること。

また、新しい疾病に関する請求事案については、本省報告を確実に行うこと。

**3　業務上疾病の範囲の見直し**

平成30年11月30日に労働基準法施行規則第35条専門検討会による報告書がとりまとめられ、「オルトートルイジンによる膀胱がん」を労働基準法施行規則別表第1の2で定める業務上疾病の範囲に追加することが適当であるとされた。

これを受け、省令及び関係通達の改正を行う予定であり、これらの周知広報等について別途指示する予定であるので留意すること。

なお、オルトートルイジンを取り扱う業務によって、膀胱以外の尿路に腫瘍が発症したとする事案については、昭和51年8月4日付け基発第565号「芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体による疾病の認定基準について」の記の3(2)のなお書きに基づき、本省にりん伺すること。

## 第5　迅速かつ公正な保険給付を行うための事務処理の徹底

労災保険制度は、被災労働者及びそのご遺族に対し、必要な保険給付を行うことにより、迅速かつ公正な保護を図ることを目的としている(労働者災害補償保険法第1条)。この目的を実現するため、遵守すべき事務処理手順を定め全国斉一的な運用を行っているところであ

るが、平成31年度における事務処理については、特に次の事項に留意して取り組むこと。

1　毎月勤労統計に係る事案への対応について

毎月勤労統計に係る事案への対応については、今後、追加給付事務の準備状況などを厚生労働省ホームページに公表することとしていることから、公表資料等の各種情報に留意の上、被災労働者等からの電話相談、窓口相談に懇切・丁寧に対応すること。

また、局署で処理が必要になる追加給付に係る事務処理については、別途通知するところにより、適切に対応すること。

2　迅速処理に向けた的確な進行管理及び適正な事務処理の徹底

長期未決事案については、署長管理事案、局管理事案による管理など、長期未決事案の発生防止のために取り組んでいるところであるが、平成30年10月9日付け基発1009第2号「今後の保険給付の迅速処理に当たって留意すべき事項について」に基づき的確な進行管理を行うこと。

労災保険給付事務処理については、「労災保険給付事務取扱手引」や平成30年5月21日付け基発0521第2号「今後の労災保険給付等の適正な事務処理に当たって留意すべき事項について」により指示しているところであるが、今後とも適正な給付のための調査を徹底すること。

また、調査に当たっては、保険給付の決定のために真に必要な調査を行うことを基本とし、決定に不要な資料の収集や必要な資料の不足など過不足のないよう調査を行うこと。

さらに、関係書類を収集する際、被災労働者やそのご遺族等から同意書等を徴する場合は、機微な個人情報を収集することに特に留意の上、保険給付決定に当たり明らかに不必要な資料に係る同意書等を徴することがないよう徹底すること。

3　請求人等への懇切・丁寧な対応

被災労働者及びそのご遺族の請求人等に対する丁寧で分かりやすい説明の実施については、平成23年3月25日付け基労発0325第2号「今後における労災保険の窓口業務等の改善の取組について」（以下「窓口改善通達」という。）により指示しているところであるが、引き続き、これを徹底するとともに、相談等の段階で、調査が困難であることや業務上外の見込み等について言及することは厳に慎むこと。また、請求人等に対しては、窓口改善通達に基づき定期的な処理状況の説明を徹底し、懇切・丁寧に対応すること。

4　報道機関に対する的確な対応

過労死等事案など労災認定された個別の事案について社会的関心が高まっていることを背景に、局署において報道機関等から個別事案について取材を受ける機会が増えていることから、対応に当たっては、被災労働者及びそのご遺族等の個人情報保護の観点に十分留意すること。

なお、取材等を受けた場合は、必ず当日中に取材応答記録を作成し、速やかに本省へ報告すること。

5　不正受給防止に対する的確な対応

労災保険に係る不正受給事件が社会に与える影響は大きく、労災保険制度に対する不信を招来し、制度の適正な運営を大きく阻害することにもなりかねないことから、「労災保険給付事務取扱手引」に基づき、請求書審査等の事務処理を行うこと。

特に、特別加入者に係る不正受給防止対策については、平成29年12月7日付け基補発1207第1号「労災保険の特別加入者に係る不正受給防止対策の徹底について」に基づき、不正受給防止の徹底を図ること。

6　労災かくしの排除に係る対策の一層の推進

全国健康保険協会（協会けんぽ）の各都道府県支部から健康保険法の保険給付について不支給（返還）決定を受けた者の情報を得た場合において、被災労働者に対して、労災請求の勧奨を行うとともに、①労災かくしが疑われる場合、②新規の休業補償給付支給請求書の受付に際し、労働者死傷病報告の提出年月日の記載がない場合には、速やかに監督・安全衛生担当部署に対して情報の提供を行うこと。

7　労働者性の判断に当たっての留意点

労働者性の判断のうち、一般的に問題になることが多い法人の役員、請負制の大工、委託契約の外務員等判断が困難な事案については、適宜、監督担当部署に協議しつつ必要な調査を行い、的確に労働者性を判断すること。

8　給付基礎日額の算定に当たっての留意点

給付基礎日額の算定に当たっては、これまでも指示しているとおり、割増賃金の算定基礎に算入すべき手当が含まれているかどうかについて、就業規則等により確認することに加え、事業場に対して手当の算定根拠について詳細な確認を行うこと。

また、被災労働者の勤務実態等を踏まえ、適用される労働時間制度について疑義が生じる場合には、適宜、監督担当部署に協議しつつ必要な調査を行い、的確に給付基礎日額を算定すること。

9　一時金等の外国送金による支払手続の留意点

一時金等（前払一時金、葬祭料、定額の特別支給金等）の外国送金については、平成25年5月24日付け地発0524第1号、基発0524第7号「労災保険給付費等の支払事務の都道府県労働局への集中化及び労働基準監

督署資金前渡官吏の廃止について」により、局官署支出官による支払となっているので、支払手続に漏れがないよう再度周知徹底を図ること。

**10　第三者行為災害に係る事務処理の留意点**

求償事案については、納入告知を行わずに当該債権を時効により消滅させることがないよう、災害発生から3年以内に納入告知を行うことを従前より指示してきたところであり、引き続きその事務処理の徹底を図ること。

納入督励及び債権回収に係る外部委託事業については、平成31年度においても弁護士又は弁護士法人を受託者として実施する予定であり、事務処理に係る留意点等については別途通知するので、より一層積極的に活用すること。

また、第三者行為災害事案に係る支給調整等事務については、平成31年8月より外部委託化することを予定しているが、外部委託化後における事務処理方法等については別途通知する。

**11　特別加入制度の周知・広報等の積極的かつ効果的な実施**

平成29年度より、本省において作成した一人親方等に係るリーフレットを関係行政機関や関係団体等を通じて送付し、厚生労働省ホームページ上の特別加入制度関係の紹介ページを掲載する等により、特別加入制度の積極的な周知・広報を実施しているところである。このため、関係省庁の出先機関や業界団体から労災保険制度の照会等が行われた場合は、引き続き適切に対応すること。

**12　日本年金機構との情報連携**

労災年金ではマイナンバー制度を活用し、日本年金機構へ厚生年金の金額等の情報照会を行うことにより、労災年金の請求書等への改定通知書等の添付を省略することを予定しているところである。

年金関係の情報連携の今後のスケジュールについては、日本年金機構及び3共済から地方公共団体等への情報照会については平成31年4月以降試行運用を開始し、地方公共団体等から日本年金機構及び3共済への情報照会については平成31年6月以降試行運用を開始することを想定しているところであるが、この対応の詳細については別途通知する予定である。

**13　労災診療費に係る事務処理の留意点**

(1)　労災診療費の的確な審査の実施等

労災診療費については、労災診療費算定マニュアル（平成30年度版）及び平成21年2月20日付け基労補発第0220003号「労災診療費に係る重点審査について」等に基づき、的確な審査を実施すること。

また、会計検査院の指摘等も踏まえ、労災保険指定医療機関等に対して、関係団体と連携しあらゆる機会を活用するなどにより、算定基準の周知に努めること。

審査においては、平成25年4月8日付け基労発0408第1号「地方厚生局等から提供された診療報酬返還等に関する情報提供の労災診療費審査業務への活用等について」及び平成25年4月8日付け基労補発0408第1号「地方厚生局等から提供された診療報酬返還等に関する情報の労災診療費審査業務への活用等における留意事項について」に基づき、提供を受けた情報について積極的に活用すること。

また、柔道整復、はり・きゅう及びマッサージについても同様に、それぞれ施術料金算定基準等に基づき的確な審査を実施すること。

(2)　労災レセプトオンライン化の普及促進について

労災レセプトオンライン化の普及促進については、平成29年5月12日付け労災発0512第1号「労災レセプト電算処理システムの普及促進に向けた取組について」に基づき、平成29年5月から平成32年3月末までの間を普及促進強化期間（第2期）として実施しているところである。

今般、平成31年1月7日付け基保発0107第1号「労災レセプトのオンライン化に向けた取組状況について」により、今年度の委託事業で実施した個別訪問や説明会の状況等について情報提供したところであるが、今後においても、委託事業の内容や実施状況等について、必要な情報提供を行っていく予定であるので、各局において取組を進めるに当たっては、これらを参考とされたい。

また、平成31年度においても引き続き労災保険指定医療機関（病院、診療所）及び労災保険指定薬局を対象として、レセプトのオンライン化を促進する委託事業を実施する予定である。

**14　社会復帰促進等事業の留意点**

(1)　アフターケア通院費の支給範囲の拡大

アフターケア通院費については、平成31年1月8日付け基発0108第7号「アフターケア通院費支給要綱の一部改正について」及び同日付け基補発0108第1号「アフターケア通院費の支給に当たっての留意事項について」により、平成31年2月1日以降の通院より、アフターケア通院費を「移送」と同様の範囲に見直したところであるので、これらの通達等に基づき、事務処理について徹底を図ること。

また、平成31年1月に、本省よりアフターケア健康管理手帳の交付対象者あてにリーフレットを送付しているので、引き続き照会等に適切に対応すること。

さらに、新規にアフターケアを希望する者などについても、本省より送付しているリーフレット等により必要な説明を行うこと。

(2)　社会復帰支援に向けた適切な症状把握等

精神障害を発病したとして労災認定を受けた被災労働者については、社会復帰が難しく長期間にわたる療養を余儀なくされている傾向にある。今後、本省においてこれらの者に対する早期社会復帰に向けた支援策について検討を開始することを予定しているので、引き続き適切な症状把握等に努めること。

**15　行政上の争訟に当たっての的確な対応**

(1) 行政事件訴訟の的確な追行

平成30年度の訴訟追行状況をみると、対人関係のトラブル等の具体的な内容を裏付ける証拠や医学的証拠の収集が十分に行われなかったため、適切な主張ができずに敗訴した事例が認められた。

このため、訴訟追行に当たっては、平成22年8月4日付け事務連絡（最終改正平成29年3月29日）「労災保険に係る訴訟に関する対応の強化について」に基づく的確な訟務の追行の徹底を図ることとし、新件協議結果等に基づく指示を踏まえ、国側の主張を補強するため、関係者からの補充調査及び医学意見書の依頼等を確実に実施することにより、客観的な証拠に基づく裁判所を説得し得る主張・立証を的確に行うこと。

(2) 審査請求事案の公正・迅速な処理審査

請求受理後6か月以上経過した長期未決事案が増加傾向にあることから、局管理者は、「労災保険審査請求事務取扱手引」第3部のⅢ「局管理者における取組み」に基づき、毎月、事案ごとに処理状況を把握した上で助言や組織的支援を行うことにより、迅速処理に努めること。

また、労働者災害補償保険審査官は、的確に争点整理を行った上で審理に必要な資料の収集等を確実に実施することにより、公正・迅速な審査決定を行うこと。

(3) 不服申立て及び訴訟における取消事案の情報共有

局管理者は、訴訟等行政争訟における取消事案に係る原処分との判断が異なった事項等について、各種会議や職員研修において、署管理者をはじめとする職員に対して説明し、情報共有を図ること。

(4) 文書提出命令への的確な対応

文書提出命令の申立てが行われた場合の対応については、平成30年3月26日付け事務連絡「文書提出命令等に係る業務参考資料の送付について」において指示しているところであるが、的確な対応を行うため、裁判所より文書提出命令に係る文書が送達されたときは、署から局、局から本省への速やかな報告を徹底し、本省と連携を図りつつ対応すること。

**16　地方監察の的確な実施等**

地方監察は、地方労災補償監察官監察指針を踏まえ、計画的かつ効果的に実施すること。

特に、地方監察結果と併せ、平成30年度中央監察結果と自局の取組状況を検証し、改善すべき事務処理等について、翌年度の業務実施計画、監察計画等に反映させるとともに、会議等のあらゆる機会を通じてすべての労災担当職員に周知・徹底し、適正な事務処理を定着させること。

**17　個人情報等の厳正な管理**

(1) 特定個人情報の適切な取扱いの徹底

労災年金たる保険給付に関する事務における特定個人情報等の取扱いについては、平成29年4月25日付け基発0425第3号「労災保険給付個人番号利用事務処理手引の改定について」（以下「個人番号事務処理手引」という。）において指示しているところである。

個人番号事務処理手引においては、管理者による特定個人情報ファイルのアクセス記録の確認を毎月1回定期的に行うよう指示しているところであり、定期的に通知している「個人番号関係機械処理件数一覧」を活用し、アクセス記録の確認の実施を徹底すること。

(2) 個人情報の漏えい防止

個人情報の漏えい防止については、平成28年3月28日付け地発0328第5号「都道府県労働局における保有個人情報漏えい防止及び発生時の対応について」により指示されているところであるが、平成30年度においても、多くの情報漏えい事案が生じており、いずれの事案も、基本的事務処理が徹底されていないことによるものであったことから、改めて基本的事務処理を確認し、個人情報の管理を徹底すること。

また、石綿関連文書の保存については、平成27年12月18日付け地発1218第4号・基総発1218第1号「石綿関連文書の保存について」に基づく保存がなされるよう、引き続き管理を徹底すること。

## 第6　外国人労働者への懇切丁寧な対応

**1　外国人労働者に対する労災保険制度の周知及び請求勧奨の取組**

外国人労働者については、我が国の労災保険制度について知識が十分でない場合も多い上、労働災害に遭われ亡くなった労働者のご遺族にあっては、母国にあって我が国の労災保険制度を不知であることから、機会を捉えて母国語等による周知等を行い、制度不知による請求漏れのないよう、きめ細やかな対応を図る必要がある。

外国人労働者に対する労災保険制度については、従前、「（日本で働く外国人向け）労災保険請求のためのガイドブック」等を活用するなど労災保険制度の説明を行っているところであるが、今後は、監督・安全衛生担当部署との情報共有を図ることとしているので、別途通知

するところにより一層的確に対応すること。

また、外国人技能実習生に対する労災保険制度の周知については、監督・安全衛生担当部署からの情報に加えて、平成29年10月27日付け基補発1027第2号「今後の技能実習生の死亡災害に関する労災保険給付の請求勧奨等について」に基づき、外国人技能実習機構等から情報提供を受けた際には、実習実施者に対して外国人労働者のご遺族に労災保険制度の周知を依頼するなど、引き続き請求勧奨に努めること。

**2　外国人労働者からの相談対応について**

外国人労働者、外国人労働者を使用する使用者等からの窓口相談に対しては、局労働基準部監督課又は署に設置している「外国人労働者相談コーナー」において労災請求等に関する相談も受け付けており、平成31年度から対応言語を6言語から8言語（※）に増やすこととしているため、適宜活用すること。また、外国人労働者等の電話相談に対応する「外国人労働者向け相談ダイヤル」や、局署の閉庁後や土日の電話相談に対応する「労働条件相談ほっとライン」についても、同様に8言語に増やすこととしているため、適切に案内を行うこと。

※英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、ミャンマー語

## 第7　労災補償業務の効率化と人材育成

上記第1のとおり、様々な行政需要がある一方で厳しい定員事情や行政経費に係る予算事情など、行政を取り巻く環境は厳しさを増している中で、労災補償行政に対する国民の期待に応え、労災請求事案に的確に対応するためには、日々業務の効率化を行いつつ、非常勤職員の活用、人材育成のための研修・業務支援の充実、外部委託化等様々な手法を用いながら業務運営を行う必要がある。

平成31年度においては、特に次の事項について、各局の実情に応じ効率的な業務運営を行うこと。

**1　非常勤職員の活用と研修・業務支援等の活用**

(1) 非常勤職員等の積極的活用

非常勤職員については、近年の変化する労災保険業務の状況等を踏まえ、局署の実情に応じて効果的・効率的な配置・業務遂行を行えるよう、業務による区分を廃止することとし、業務レベルに応じて3類型に大括り化した非常勤職員を新設することとしている。

これらの非常勤職員を積極的に活用するとともに、労災補償業務を熟知した再任用職員を有効に配置し、職員と一体的に事務処理を行うこと。

(2) 労災保険給付事務に係る研修・業務支援の活用

新規非常勤職員等を対象に、第1四半期に本省において労災保険給付事務に係る基本的事項に係る研修を実施する予定であることから、局署の管理者は新規に採用した相談員等に研修を受講させること。

また、本省における研修の実施以外にも、労災業務OJTマニュアルや労災補償業務担当者コースの初任者ブロック研修資料といった既存の資料を活用することに加え、業務に必要な研修資料を本省において作成・配布するので、これらを活用し、業務に必要な知識を付与し更なる活用を図ること。

特に、職員の育成については、各局における取組事例を収集した上で、好取組事例等を情報提供するので活用すること。

さらに、局から支援の要望があった場合には、要望内容に応じ、非常勤職員を含めた職員の能力向上のための研修の実施や、事務処理の習熟に効果的な資料やノウハウの提供等必要な支援を引き続き行うこととしている。

(3) コールセンターの拡充とテレビ会議機能等を有するWEB端末の活用

コールセンターについては、平成30年7月から対象を全国81署に拡充し、より一層、職員の電話対応等の効率化を図ることとしている。コールセンターにおいては、署で開催する説明会の出欠連絡等のとりまとめ対応も行っているので、適宜活用すること。

また、昨年度導入したテレビ会議機能がついたWEB端末については、平成31年度から5年契約で引き続き配置するので、各種会議や研修等に活用すること。

**2　労災補償業務の効率的な事務処理の実施**

各局においては、療養の給付請求書の審査、複雑困難事案の事務処理の効率化等の取組を実施しているところであるが、あくまでも効率的な事務処理に資する見直しを行うことに留意の上実施すること。

なお、業務見直しを実施するにあたり、疑義等が生じた場合は適宜本省に相談すること。

**全国安全センター情報公開推進局ホームページ**

http://www.joshrc.org/~open/

ドキュメント

# アスベスト禁止をめぐる世界の動き

## 患者同士の支援活動をスペインでアピール

### バルセロナ国際アスベスト被害者集会, 2018.10.4-6

アスベスト被害者国際集会がスペインでは初めて開催された。日本から誰か参加できないか、と石綿対策全国連絡会議（BANJAN）の古谷杉郎氏から打診があった。中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会から患者の千歳恭徳さんが参加することになり、関西労働者安全センターから田島陽子が同伴することになった。千歳さんは、13年前に中皮腫を発症し片肺を切除する手術をしたが、67歳の現在まで再発もなく、他に持病はあるものの、わりと元気な方だ。中皮腫患者自身が全国をまわってピアサポートを行う「中皮腫サポートキャラバン隊」の活動にも参加されており、7月にはキャラバン隊活動で韓国にも行っている。

集会は、スペインのバルセロナ市とその周辺で10月4日～6日にわたって開催された。主催は、コレクティーボ・ロンダ（弁護士協同組合）という社会正義の実現目指す弁護士組合とAVAAC（カタルーニャ・アスベスト被害者協会）という被害者団体だった。バルセロナ市近くのセルダニョーラ市というところにスペインで最も被害者を出したウラリータ社というアスベストセメント工場があり、そのことからバルセロナ周辺で開催された。

初日の4日は、まさにそのセルダニョーラ市でレセプションが行われた。市議のあいさつや中皮腫の研究をされているジョセップ・タレス医師の報告、また、被害者記念碑の建立計画について記念碑のデザイナーから発表があった。セルダニョーラ中央図書館のホールで行われたが、100人くらいの人が集まった。途中会場質問で被災者家族らから議会当局の人がこれまでのアスベスト対策の怠慢を責められる場面があり、厳しい現実を目の当たりにした。

レセプション後は、すぐ近くにあるウラリータ社の工場跡を見学。残念ながら、すっかり日が落ちて暗い中、残存する建物を鉄道を挟んで外から眺めただけであったが、元労働者や住民の方が案内してくれて、工場が稼働していた当時の様子など、くわしく話してくれた。セルダニョーラはバルセロナから北に電車で30分ほどの郊外にある静かな町で、アスベストセメント工場が町の主要産業として繁栄していた様子がよくわかった。当時は、線路から引き込み線を工場に引いてアスベストを直接工場へ運び込み、また、鉄道と反対側の道路からもたくさんのトラックがアスベストを運び込んでいたということだった。元労働者からたくさんの被害がでただけ

でなく、周辺住民や作業着を洗濯した家族の被害もあった。

5日は、メインの国際集会がやはりバルセロナ市郊外のカン・フージョで行われた[上写真]。

集会の参加者は、スペイン国内のバジャドリッド、マラガ、バレンシア、エウスカディ（バスク）、トレド、マドリッドなどの被害者団体、労働組合など、海外からはフランス、イギリス、イタリア、ベルギーなどで、以前、尼崎での集会に参加してくれたイタリアAFeVAのブルーノ・ペシェ氏、アレッサンドロ・プーニョ氏、ベルギーABEVAのエリック・ヨンケア氏も参加していた。残念ながら、アジアからの参加はわれわれ日本人2人のみだった。

スペイン各地からのスピーチでやはり問題になっていたのは、元労働者、周辺住民被害者、家族の家庭内曝露による被害者の補償問題、ウラリータ社などアスベスト工場の被害の他に、最近では地下鉄の車両メンテナンスの労働者がアスベスト疾患を発症した問題が注目されており、地下鉄労働組合は補償やアスベストの完全除去を要求し、大規模アスベスト除去工事が行われることになった。

そして、建物に残存するアスベスト建材の問題。特に学校の建物にあるアスベストの除去が急務であるということ、さらにトレドでは、アスベストの大規模な不法投棄があり、環境に飛散していることが問題になっており、子どもの健康を心配する親たち、市民らが参加する大きな運動になっているということだった。

集会での日本のスピーチでは、まず千歳さんに患者として自己紹介とキャラバン隊活動などのアピールをしてもらい、田島から簡単に日本の運動や訴訟について説明した。千歳さんはスピーチの最後に「ノーモア・アスベスト！」と力強く声を上げ、たくさんの拍手をもらった。やはり、中皮腫発症から13

年生存のインパクトは強く、アピール後、何人かの人に5年生存している人を知っているよなどと話しかけられた。数日後に旦那さんが中皮腫で手術を受ける予定だというバレンシアの女性も、千歳さんに話しに来た。心配そうな表情の女性に「きっとうまくいきますよ」などと答えた。発表をしたタレス医師からは、治療内容について質問があった。どのような治療をしたのか、他にも長期生存者はいるのかなど。

集会は朝から夕方まで一日だったが、発表者が多く、時間が足りないくらいだった。

3日目の6日、市庁舎前の広場での大衆集会が行われた[前頁下・上写真]。すでに10月だというのに汗ばむような良い天気のもと、各団体、大段幕やプラカードを持って集まり、代わる代わるマイクを持ってアピールを行った。広場は大聖堂にも近い観光中心地、多くの観光客が足を止めて眺めていた。

イベントは3日間だったが、体調も考えて前日バルセロナ入りし、帰国も翌日としたので、5日間の旅でした。帰りはイギリスのヒースローでトランジットのため一泊して、日本へ帰国した。約20時間の移動だったが、千歳さんもほぼ問題なく旅程を達成し、無事帰国することができた。また、国際会議の機会があれば、言葉の壁だとか難しく考えずに、当事者はぜひ参加するべきだと思った。

一昨年はイギリスのメゾテリオーマデーに参加したように、これからも被災者や家族の国際交流がより活発になることを期待する。

（関西労働者安全センター）

# アスベストの実効性のある禁止のために

## バルセロナ国際アスベスト被害者集会宣言, 2018.10.6

欧州連合全体におけるその禁止からほぼ20年が経つにもかかわらず、WHOによればアスベストは加盟諸国において毎年2～3万の死亡を引き起こし続けている。同機関は、世界全体でアスベストによって引き起こされている死亡数を10万以上、いまもなお職場でアスベスト繊維に曝露している人々の数が1億2500万を超すと推計している。

また、この不合理な死亡数はおそらく巨大な氷

山の先端にすぎない。この大量虐殺についての公式な説明はなお沈黙に包まれている。

欧州連合などの超国家的存在はもちろん、多くの国々で、アスベスト禁止を実効性のあるものにするための規制や法的枠組みの創設に進展があるにもかかわらず、アスベストはいまも深刻な公衆衛生問題であり、労働者や人口全体の生命を脅かし続けている。

規制を創設しながら、その適切な適用を確保するために必要な措置を提供しないことは、空中に城郭を建設するもので、毎日アスベストによって切り縮められている多くの命を予防するために何もしないという、まったく間違った考えである。

それが、2018年10月4～6日にバルセロナでスペインにおける最初の国際アスベスト被害者集会で証言を聞き、多くの共通の問題をかかえていることを理解して、われわれ参加した諸団体が関係機関に対し、以下のことを要求する理由である。

1. ［欧州］共同体指令・決議、とりわけ労働におけるアスベストへの曝露に関連したリスクからの労働者の防護に関する2009年11月30日付け欧州議会・理事会指令2009/148/Ce及びアスベストに関連した職場における健康リスクと残されたそのすべての根絶の見通しに関する2013年3月14日付け欧州議会決議に含まれた義務と勧告を、欧州連合全加盟国の法令に完全に組み入れること。
2. アスベストに関連した疾病の早期発見・診断を監視し、それらに罹患した人々に適切な医学的治療を提供するための、公衆衛生サービスによって管理される、包括的な健康チェック・ケアシステムの創設。それらは、労働における健康及び職業人生を通じて結果的にアスベストに曝露したか、または、たとえそのような曝露が認められなかったとしても職業の性質から曝露した可能性のある労働者の、退職後に関連したすべてのことに特別の関心を払わなければならない。
3. とりわけ労働者の衣服や皮膚、毛髪に付着した繊維というかたちで、職場に存在したアスベストが家に持ち込まれるのを防ぐために必要なすべての措置を採用するという義務を多くの企業が満たすことを怠っていたことを踏まえ、すべての健康チェック・ケア措置を、労働においてアスベストに曝露した者の家族及びともに暮らした者すべてに拡張すること。
4. かつてアスベストが使用された生産センター現場であったために、アスベストに関連した疾病の有病率の高い場所の一般の人々を対象にした特別の健康チェックプログラムの創設・導入。また、そうした場所に、それらの疾病の診断の適切な訓練を受けた専門家を擁した特別の臨床施設を創設すること。
5. アスベストが原因因子であることを確認する科学的証拠にもかかわらず、多くの国でいまなおアスベストと結び付けられていない様々な種類のがん（喉頭、食道、その他）の［職業病］リストへの包含はもちろんのこと、様々な諸国における、アスベスト繊維への曝露及び吸入により引き起こされる疾病の公式リストの完全な調和化。石綿肺、肺がん、胸膜中皮腫または上述した様々なかたちのがんなど臨床的に重篤な疾病の将来の発症の指標であるかもしれない、胸膜プラークなど相対的に重篤度の低い疾病も、アスベストと結び付いた疾病として認められなければならない。
6. スペインのように、アスベストによって引き起こされた疾病の診断に失敗する率が容認できない事態を終わらせるように設計されたあらゆる可能な措置の採用。ここでわれわれは、スペインでは、2007～11年の間に同国で労働におけるアスベストへの曝露が原因であり得る胸膜中腫で亡くなった男性の6.4%、女性の4.4%しか、社会保障によって職業に起因する疾病に罹患したものとして認定されなかったと推計した、グラナダ大学科学史教授Alfredo Mendez Navarro及び労働医学と予防医学・講習衛生の専門家Montserrat Garcia Gomezによって出版されたデータを想い起こすべきである。
7. それによって引き起こされる損害を緩和するのを助け、アスベストへの曝露を原因とするすべての疾病の物理的、心理的及び精神的影響に対する補償を確立するために、アスベスト被害者を補償する公的基金の創設。それらの公的基金

は、異なる領域の市民の間の差別を回避するために調和化された同じ基準によってつくられなければならず、その補償機能のなかに影響を受けた者の家族に引き起こされたあらゆる危害を含めなければならず、また、被害者が希望する場合には法的保護［訴訟］に対するその権利を奪ってはならない。

8. 職場におけるアスベストへの曝露及び使用者による安全衛生対策の欠如の結果として疾病に罹患または死亡したすべて者及びその家族に対する、社会保障による適切な給付及び公正な補償への最大限のアクセスの、当局による保証及び促進。各国は、彼らに対するその経済的及びケアの責任を逃れようとすることなく、そうした人々を被害者として認めなければならない。

9. アスベストによって引き起こされる疾病の潜伏期間が長いことから、アスベストに曝露しながら働いた多くの人々が抱えている懸念や不安によってもたらされる精神・身体の健康に対する影響を認めることは、そうした疾病のどれかを発症する永久的リスクにさらされている彼らの生活の大部分を費やしていることに向き合うことである。

10. 関係するリスクに完全に気付きよく知っていながら、あらゆる時点で、施行されている規則に組み入れられたものと、その有害性に関する科学的知見に調和して合理的に要求されるものの双方の、適切な健康保護措置を採用することなしに、その労働者をアスベストに曝露させた企業に対する法的措置がとられるべきこと。

11. 能力のある行政当局が、そのような投棄の背後にいる企業の責任を求めるという間違いに陥ることなく、一般の人々に深刻なリスクをもたらす違法廃棄物のアスベスト管理及び除去を通じて、健康及び自然環境の完全性の保護に責任を負うこと。

12. ［アスベストへの曝露が］自宅かまたは環境によるものかを問わず、権利及びサービスへのアクセスについて労災被害者に提供されるものと同等の期間について、いわゆるアスベストへの「受動［曝露］被害者」を認めること。

13. アスベストに曝露する明らかなリスクのある、建設、解体または消火などの部門で働く労働者が、その存在を認識し、繊維を吸入するリスクを最小限にすることができるようにする一般的訓練計画。

14. それらの要素の取り扱いまたは改造に関連したリスクを回避するために、アスベストを含有する建物の徹底的なインベントリーを策定するよう設計された行動計画。

15. すべての公共建物、とりわけ学校から、最大の安全対策が講じられた下で、アスベストを完全に除去すること。これが完了するまでは、アスベストに対する予想外の曝露のあらゆるリスクを回避するために、すべての安全及び警告措置がとられなければならない。

16. 鉄道部門の労働者がアスベストに関連した疾病の罹患率が最高の集団に含まれることから、アスベストを含有し、同部門の労働者又は利用者いずれかの健康にリスクを引き起こす可能性のあるすべての要素が、公共の鉄道輸送ネットワークから除去されるべきである。

17. そのすべての職業生活がアスベスト曝露の予想外のリスクのある労働集団に属していたすべての人々に対し、ペナルティまたは関連給付の軽減係数をかけることなしに、早期退職の権利を認めること。

18. そうした製品を受け入れている諸国がそれらの使用または輸入を禁止していなかったとしても、欧州連合または禁止を施行している諸国に本部または支店をもつすべての企業について、アスベストを使用して製造され、またはそれを含有する要素を含む製品の商品化を禁止すること。その製造プロセスにいまもなおアスベストを使用している産業でアスベストが禁止されている諸国による資本投資を防止するための追徴税の活用、及び、予防分野の十分な法令がない場合の、アスベストを含有する要素の取り扱いの第三国への下請化の禁止。

19. 世界中におけるアスベストの使用、抽出、輸入及び輸出の全面禁止を拡張及び一般化するために設計された経済的、外交的及び社会的側面に関する積極的な政策。

# ニチアス元従業員損賠提訴

## 岐阜●石綿肺・続発性気管支炎で2,200万円

ニチアス羽島工場で石綿製品の製造作業に従事したことにより、石綿肺と続発性気管支炎に罹患し、2018年1月に労災認定された福田文夫さん（75歳）が11月15日、日本最大のアスベスト企業だった二チアスに対して2,200万円の損害賠償を請求する訴訟を岐阜地方裁判所に提起した。

福田さんは石綿被害を被った元労働者などで結成する労働組合、アスベストユニオンの組合員で訴訟の提起前に3回、文泰竜執行委員長ら組合役員とともに団体交渉をニチアスと行ったものの誠意ある回答を得ることができず、提訴することを決意した。

提訴後の記者会見で福田さんは「ニチアスでは残業をして一生騒命働き、現在のようになりました。最近では息がしづらく、少し歩いただけで息切れしますし、風邪をひいたらなかなか治りません。ニチアスには体の補償をお願いしたいです」と話した。また、関西アスベスト訴訟弁護団の位田浩弁護士は記者団に対し、「石綿を取り扱う仕事をさせ、元労働者が健康被害を被ったことへの一義的な責任は100パーセントニチアスにある」と説明した。

厚生労働省が公表している石綿曝露作業による労災認定事業揚一覧表で確認すると、2018年度までのニチアス全社におけるアスベスト労災認定者数は315人にのぼり、そのうち118人がすでに死亡していることがわかる。羽島工揚では74人がアスベスト疾患で労災認定されているが、石綿肺による認定はわずか6人にとどまり、過去に劣悪な作業環境でアスベストに曝露しだ退職者たちの現在の健康状態が気になる。退職時に軽いじん肺所見を有していただけでも、年をとるにつれてじん肺が悪化していく石綿肺・じん肺患者のケースが後を絶たないからである。

### ●保温材製造部門に配属

福田さんは、ニチアス羽島工場に1959年3月から1970年1月まで勤務した。ニチアス在職中は石綿を含有するスーパーライトやシリカライト保温材の製造作業やファインフレックス断熱材の製造作業に従事した。母子家庭で兄弟とともに育った福田さんは、家計を支えるため、中学卒業後すぐにニチアスに就職した。その頃は忙しく、ニチアスより入社式前から仕事に来てくれと言われ、入社式までは学生服で仕事に行っていたそうである。

スーパーライトやシリカライトは、アスベストに石灰や珪藻土等を加えてブロック状、板状あるいは円筒状に成形した保温材である。工場や発電所、船舶等のボイラーや配管等の保温、断熱のために使用された。

スーパーライト保温材の製造で粉じんに曝露する工程は、①混合場でアスベストや他の原料を混合機に投入するときや、②攪拌した混合原料をスコップで金型に詰めて蓋をし、プレス機で圧縮し乾燥機で乾燥した後にトロッコで仕上場まで運ぶとき、③仕上場で製品を切断したり箱詰めしたりするとき、だった。

①では、乾燥し、細かくほぐされふわふわした綿状のアスベストを混合機に投入する際に粉じんが飛散し、②では、トロッコがレールのジョイント部分を通過するときの振動で、乾燥後、乾いて軽くなった製品の表面からアスベスト粉じんが飛散した。③では、仕上場で製品をトロッコからタンカに載せ換えたり、箱詰めをしたりするとき、帯鋸で製品を切断するときにたくさんのアスベスト粉じんが飛散した。

福田さんはこういった作業に4年3か月間従事し、大量のアスベスト粉じんを吸い込んだ。作業服、作業帽は紺色だったそうだが、作業が終わると全身真っ白になり、鼻毛も居毛も真っ白だったという。

### ●「別荘」と呼ばれた作業揚

スーパーライト、シリカライト保温材の製造に従事していたのと同時期に、福田さんは「別荘」と

羽島工場内で呼ばれていた別棟の混合場での作業に従事した。別荘では、吹き付け石綿材料を作る作業や珪藻土の粉砕作業、岩石状・棒状で入荷する固い石綿の原綿を粉砕機にかけて細かい綿状にする開綿作業が行われ、アスベスト粉じんが建屋内に充満していた。

粉じんの発生がとくにひどかったのは、吹き付け石綿材料を作る作業だった。開綿し細かい繊維状になったアスベストと珪藻をコンクリートの床にぶちまけ、スコップで混ぜ合わせたうえ、粉砕機にかけてさらに細かく粉砕した後、紙袋につめるという工程だったことから、ものすごい粉じんが舞い上がり、あたりは真っ白になり、隣で作業をしている者の顔も判別できないほどだった、と福田さんは証言している。

別荘での作業は1週間に4回ほどあり、その作業時間は1日のこともあれば半日のこともあった。

### ●断熱材製造部門での仕事

福田さんは、1963年6月から退職する1970年1月まで、石綿含有断熱材ファインフレックスの製造業務に従事した。ファインフレックスは、アスベストと糊を原料とする断熱材で、船舶の発電室や機関室、発電所、建造物の暖房用パイプなどに使用された。

ファインフレックスの製造工程は、①麻袋(ドンゴロス)から手作業で塊状のアスベストを粉砕機に投入し、細かく粉状にした後、②粉状のアスベストと糊を水が回って流れている機械に入れドロドロになるまで攪拌したうえで、③ドロドロになった混合物を別の容器に入れ、コテで平らになるように厚みを均し、平らにした後、④蓋をしてプレスし、容器の下から水を抜き、⑤濡れた綿状のシートをタンカ（枠に棒を渡したもの）に載せ、乾燥機に入れ一晩乾燥させた後、製品にヤスリをかけて端のバリをとってから籍詰めするというものだった。

①の石綿の塊を機械で砕き、粉状にする工程では、機械に蓋がなかったことから、粉じんがもうもうと舞い上がり、陽が建物の中にさすと、キラキラと輝いて、まるで、冬の北海道のスターダストのように福田さんは感じたという。乾燥機から断熱材を出すときも粉じんが舞い、作業服にも粉じんがつき、繊維が服の中まで入り込むのか、洗濯した作業着を着ても、頸のあたりがチクチクとしていたという。

### ●ニチアス退職後は調理師

1970年1月、ニチアスに10年10か月勤めた後、福田さんは退職した。退職を決意した理由は、喫茶屈を経営していたお兄さんから「日本アスベスト（ニチアスの旧社名）に勤めていると死んでしまうぞ、あそこは辞めたほうがいいと言われたからだった。福田さんは調理助手としてお兄さんの喫茶屈で働きはじめた。その後は調理師免許を取得し、お兄さんが開店した新店舗を経て、弟さんの経営していた喫茶店で68歳まで調理師として働いた。

退職した現在でも家で料理をするのは福田さんだということで、ニチアス勤務時代に隣の会社に勤めていたお連れ合いとは、車や電車で旅行にいったりすることがよくあるそうだ。先日もお連れ合いの故郷の鹿児島まで行き、帰りに香川県に立ち寄りうどんを食べてきた話をしてくれた。

### ●じん肺管理区分と労災

福田さんと最初にお会いしたとき、石綿健康管理手帳は取得されていたが、じん肺手帳は持っていなかった。風邪になると治りにくく、息苦しく、夜寝ていても肩で息をする感じで、せきやたんがよく出ると話されたことから、2017年4月、名古屋市八事の杉浦医院を受診。名古屋労職研代表の森亮太医師の診察を受け、肺機能検査やたんの検査を行った。別の日にさらに検査を行った後、岐阜労働局にじん肺管理区分決定申請を行ったところ、7月末にじん肺管理区分管理2、続発性気管支炎合併、要療養との決定を受けた。これを受け岐阜労働基準監督署に労災請求を行ったところ、2018年1月に労災認定された。ニチアスを退職してから48年経過していた。

### ●ニチアスの責任

国による泉南地域や奈良にあった石綿工場従業員への健康障害調査等を経て、石綿肺の知見は遅くとも1940年には日本でも確立していたと言われている。1960年にはじん肺対策強化のためにじん肺法が制定・公布されており、福田さんがニチアスで働

いていたときには、すでにニチアスはアスベスト粉じんが労働者の生命・健康に重大な影響を及ぼすことを予見できたと言える。

訴状では、ニチアスが労働者を大量かつ高濃度のアスベスト粉じんが発生する作業環境下での作業に従事させるにあたり、信義則上、当時の実践可能な最高の工学的技術水準に基づいて、①アスベスト粉じんの発生・飛散防止措置をとる義務、②防じんマスクを適正に使用させる義務、③粉じん濃度を測定し、その結果に従い改善措置を講じる義務、④安全教育及び安全指導を行う義務がニチアスにはあったとしたうえで、それらの義務を怠っていたニチアスには、不法行為責任または安全配慮義務違反があると言え、福田さんが被った損害を賠償する責任があると主張している。

福田さんが就業していた当時、羽島工場内には局所排気装置などは設置されておらず、アスベスト粉じん飛散防止は行われていなかった。また、従業員に対して充分な性能を有する防じんマスクを配布して着用を義務付けることも行われなかったし、作業揚所で粉じん濃度測定も行われず、作業環境改善のための措置もとられなかった。従業員に対する安全教育・安全指導も実施されていなかったという。

**●過去のニチアス関連訴訟**

2010年10月28日、アスベストユニオンの加入したニチアスの元労働者や元下請け労働者の遺族が原告となり、多くのアスベスト被害者を出し続けているニチアスを相手取って札幌地裁、岐車地裁、奈良地裁にそれぞれ一斉提訴した。

2015年9月15日岐阜地裁は、羽島工揚で就労し石綿肺に罹患した山田益美さんと故角田正さんに対して4,180万円の賠償支払をニチアスに命じる判決を言い渡した。この判決は確定している。

札幌訴訟は2012年10月28日に、ニチアスの下請け会社で石綿吹き付け作業に従事したことが原因で石綿肺に罹患し、死亡した男性の遺族に対して、ニチアスが4,180万円を支払うことで和解が成立している。

奈良訴訟は、2014年10月23日に、胸膜プラーク所見のある原告2人と良性石綿胸水で労災認定されていた原告1人、計3人の原告敗訴の不当判決を受けたため、大阪高裁へ控訴したものの、2015年6月24日に棄却された。さらに最高裁へ上告したが認められず、2015年12月9日に敗訴が確定した。

福田文夫さんの裁判の第1回口頭弁論は1月23日。この訴訟に対する皆様の絶大なご支援をお願い申し上げます。

（名古屋労災職業病研究会）

# 26年後症状固定、後遺症認めず

## 大阪●障害等級認定で再審査請求

Kさんは、歯車を製造する工場で、ベテラン歯切工として働いていた。頸椎のヘルニアと両肩の腱板断裂の診断を受け、労災保険が適用されて26年間療養した。しかし、長期の療養に対して、大阪西労働基準労基署は労災補償の打ち切りを行った。Kさんは、首、腕などの痛みが強く、治療を継続しなければ悪化する状態であった。主治医の三橋医師が意見を述べたが、労基署は病状の改善がないと判断し、最終的に2017年1月で症状固定とされた。

三橋医師は、Kさんの後遺症について、首、両肩の疼痛は12級、首の可動域は通常の2分の1以下に制限されているため8級、両肩の可動域も2分の1以下で10級、それらを併合して7級に該当するとして診断書を作成した。

ところが、大阪西労基署長の決定は障害等級10級だった。

10級の判断の内容は、首は頸椎C5−7に前方固定術が行われていることから、「せき柱に変形を残すもの」で11級、右肩、左肩それぞれの疼痛は「局部にがん固な神経症状を残すもの」の12級で同一系列の神経症状2つで11級とし、11級が2つなので併合に

より10級というものだった。頸部、両肩の可動域については、計測された数値が参考可動域の2分の1であるにもかかわらず、疼痛による可動域制限として、後遺障害として評価されなかった。

このように障害を不当に低く評価され、Kさんは大阪労災保険審査官へ審査請求した。

ところで、調査の過程でもうひとつ困ったことがあった。

労災保険では、障害補償給付と同時に、障害特別年金、障害特別一時金というものが支払われる。その額の算定は、労働災害前の特別給与、つまり賞与の額に基づいて行われる。Kさんは障害補償請求の際に、当時、特別給与があったかを確認されたのだが、会社は2011年に倒産して、資料も失われていた。しかし、最初の休業補償給付請求書の最終頁に、この特別給与を記入する欄があり、Kさんは請求書に記載したことを覚えていて、労基署には初回の休業補償請求書を確認してもらうよう伝えた。ところが、大阪西労基署によると、コンピュータのデータに特別給与は記録されていないし、請求書自体も保存年限が過ぎて破棄されたという。

請求人から提出されたデータを、保存していなかっただけでも問題なのに、労基署の担当官はもうひとつ、間違いを犯した。担当官はKさんに厚生年金の被保険者記録照会回答票を取ってくるように指示した。Kさんは年金事務所で交付請求手続を行ったが、そのときに1990年当時は特別給与は標準報酬額に算定されなかったので、記録照会票には記載されないと説明された。Kさんはそのことを労基署に伝えた上で、回答票を提出した。結果として、特別一時金は支給されなかったが、のちに開示した復命書には、被保険者記録照会回答票の記載から特別給与はなかったとの判断が記されていた。

審査請求に当たって当センターに相談があり、主治医の三橋医師と協力して、取り組むこととなった。

開示された大阪西労基署が作成した実地調査復命書によると、障害等級に関する労基署の判断内容は上記のとおりだが、判断の根拠になる地方労災医員の診断書から、さらに以下のことが判明した。

診断書に記載された頸部、両肩の可動域は参考可動域の2分の1以下だった。しかし、数値を記載した表の下に、「すべて終末可動域でPT（疼痛）」と書かれていた。意見としては、「頸椎・両肩とも別表の如く可動域制限がある。終末可動域にて疼痛を認める。X線にてC5−7まで前方固定を施術されている。常時の疼痛を後遺していると認める」とある。

意見書では、「可動域制限がある」と、「終末可動域に疼痛がある」の2つの事実を述べているに過ぎない。可動域制限の理由について特定して言及しておらず、関節自体に運動制限がある場合と疼痛によって関節が曲げられない場合、あるいは両方である場合が考えられる。にもかかわらず、「疼痛による」と労基署が判断した理由が不明だった。

審査請求手続で、請求人は審査官に「口頭意見陳述」を行い、その際に、原処分庁に対して、質問することができる。可動域制限をすべて疼痛のためと判断した根拠について、開示された書類を見ても分からないのだから、質問した。ところが、回答はあくまで、労災医員の「すべて終末可動域でPT」という意見によって判断したというもので、きちんとした根拠が示されなかった。

重傷を負った後、関節に可動制限が残り、関節を限界まで手で押し曲げてやれば痛みが出るのは、ほとんどの人にある症状である。それをすべて痛みによる運動制限とするのは、明らかに乱暴な話なのであるが、地方労災医員の意見と言われれば、それが間違っていて関節がそれ以上曲がらないということを請求人側で証明しなければならない。

そこで、頸部について正確な可動域を証明するべく、レントゲン検査を行った。主治医の三橋医師の提案で、神経ブロック注射で痛みを抑えたうえで、正確な可動域を測定できるよう慎重にレントゲン撮影した。結果、頸部の前後屈可動域は51.5度と参考可動域110度の2分の1以下だった。この検査データ資料と三橋医師の意見書を大阪労働局の審査官へ提出した。

また、特別給与の有無については、口頭意見陳述の時に、原処分庁側は厚生年金の被保険者記録照会回答票から判断した

こと自体は間違いであると認めたものの、特別給与があったかどうかは不明であるとして結論は間違っていないとの回答であった。

そこで会社の経理課長であった元同僚の方に証言をお願いした。その方は労災請求の手続をKさんの定年退職まで行い、初回の休業補償請求書も彼が作成した。当時歯車の加工の特別な技術があるため、工場には多くの注文がきていた。そのためベテラン歯切工であったKさんらの冬の賞与が初めて100万円を超えた年であった。正確な金額はわからないものの、少なくとも100万円以上の額が支給されたということで、その記憶はKさんとも一致していた。元経理課長の証言書を作成し、審査官へ提出した。

この賞与に関しては、確実な証明ができず、結果をひっくり返すのは難しいと思われたが、後遺障害については物理的にはっきりと可動域を証拠で示したので、認めざるを得ないだろうと思われた。その後、審査請求の決定書が送られてきたわけだが、結果は予想に反して棄却であった。

決定書によると、審査官は24年前の診断書を出してきて、頸椎前方固定術後、1年3か月の時点の可動域は68度あり、参考可動域の2分の1の55度以上なので、現在の可動域制限は、その後に経年的な変成が加わって生じたものとして、労災の後遺症としての可動域制限は68度であるとした。両肩についても同様に、腱板縫合術後、10年以上たってから可動域が低下していることから、以降の経年変化により可動域が低下したものと判断した。

一見、理屈が通っているように見えて、実質24年前、15年前にさかのぼって症状固定とすると言うのと同じことで、おかしな判断である。現在、2分の1以下の可動域制限があることは認めたことになるが、それ自体が労働災害による後遺症ではないとしたのだ。これは到底納得がいかない結果であった。現在、労働保険審査会に再審査請求を行い、引き続き係争中である。

一方、特別一時金の算定問題だが、うっかり失念していたが、労働福祉事業によるもので労災の審査請求の対象ではなかったということが判明した。審査官も認識しておらず、審査請求受け付け後に気がついた。結果、この部分についての取消はかなわなかったが、審査官が原処分庁に進言して、自庁取り消しという扱いになった。元同僚証言という新たな証拠が出たことにより、少なくとも100万円の賞与があったと認め、特別一時金が支払われることになった。

再審査請求の結論はまだ出ていないが、審査請求でわざわざ、15～24年前の診断書を引っ張り出してきてまで後遺症を否定したくらいなので、厚生労働省側がすんなり認めるとは思えず、行政訴訟も見据えて準備をしている。

（関西労働者安全センター）

# 認定事業場公表でホットライン

## 全国5か所●2日間で199件の相談

厚生労働省が取りまとめる昨年度の「石綿ばく露作業による労災認定等事業場」については、例年12月の末に公表される。2017年度の事業場が2018年12月19日に公開され、879か所もの事業場で被災者が発生したことが明らかになった。そのうち新規、すなわちこれまで石綿健康被害が認められてこなかった事業場が637もあり、7割以上もの事業場からは初めて被災者が出たことになる。さらにそのうち建設業は489事業場であるということは、新規事業場のうち4分の3以上が建設業であったということを意味する。石綿製品製造工場で就労していた労働者がアスベスト疾患を発症する件数は年を経る毎に少なくなっていくと考えられるが、アスベスト建材を使った建設物の解体などを担う建設業からはこれからも多くの被災者を出していくと思われる。

建設アスベスト訴訟の対象となる被災者が今後も増えていくことが予想されるほか、新聞報道などを通じて、自ら、あるいは親族

が建設業に従事していたことから健康被害を被ったり、肺疾患を抱えていることについて石綿に原因があるのではないかという不安を抱えていたりする方も多くいるだろう。中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会は、この時期に合わせて、「アスベスト健康被害ホットライン」を設置し、積極的に広報を展開し、被害者の掘り起こしに努めている。

近年は各弁護団にも参加していただき、国家賠償訴訟の対象者からの相談にも対応できるようになった。泉南型国賠訴訟については、2,000名以上の対象者に対して厚生労働省から案内を送っているにもかかわらず、昨年末までその3割弱の提訴数に留まっていること、また、昨年末の報道では、石綿を含むブレーキ部品などの研磨に従事してきた元自動車整備士についても和解の対象となったことや、石綿が入っていた麻袋の再生・加工工場で働いていた元労働者の遺族が国家賠償訴訟を提起したことから、一層の関心を引き、国家賠償に関する相談も増加するものと思われた。

12月20日、21日の2日間、全国5カ所に相談ポイントを設置し、関西ポイントでは、2日目に中皮腫患者である右田孝雄さんが病院後に駆けつけて相談に入ってくれ、中皮腫に罹患された方へのフォローがすぐにできる体制を整えることができた。私たちが普段、「どこで石綿にばく露したのか」ということにばかりに目を向けがちなところ、右田さんは「私も中皮腫なんですわ。一緒にがんばりましょう！」と患者を元気付けるところから相談を始める。真似しようにも真似できないことではあるが、この姿勢のおかげでどれほど患者の心が潤うのかと考えると、もはや相談対応には欠かせない人物となっている。

本年の相談件数は、本部43件、北海道支部13件、東海支部64件、関西支部43件、福岡支部36件であった。関東や九州でも相談が増えてきたほか、名古屋労職研の地道な努力により東海・北陸からの相談が目立った。各相談ポイントとも中皮腫や肺がんを罹患した方やそのご家族からの相談も多く、継続したフォローも求められる。

（関西労働者安全センター）

# 30年前の法人登記簿で労災認定

## 東京●配管工で働いてきた男性の石綿被害

Aさんは、1970年代に集団就職で上京。その後、空調設備や水道設備の工事に関わる配管工としていくつかの会社で働き、1985年に独立して配管工事の会社を立ち上げた。30年聞にわたって配管工事をてがけ、家族のために働き続けてきた。2015年、Aさんは50代半ばで胸膜中皮腫を発症し、数か月後に亡くなられた。その後、お連れ合いのBさんが中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会に相談に来られ、労災申請を行うことになった。

Aさんは生前、仕事のことをあまり家族に話す人ではなかった。しかし、Bさんは、長年共に暮らし、ビルやマンションなどの空調水道設備の配管工として働いてきた夫の姿をそばで見てきた。毎日、作業着で出勤し、帰宅するとその仕事着はいつも汚れていたという。

厚生労働省の「石綿曝露歴把握のための手引き」では、石綿に曝露する作業として、「配管・断熱・保温・ボイラー」に関する作業が挙げられ、空調設備や給排水設備の工事で石綿含有建材を取り扱ったり、吹き付け石綿のある場所で工事したりといった危険性が指摘されている。

Aさんも生前にこうした作業をし、石綿に曝露した可能性があった。ただし、本人の証言は残っていない。しかもAさんは、独立後の仕事で労災の特別加入がなかったため、独立前に勤務していた会社での石綿曝露を調べる必要があった。年金加入記録を確認したところ、Aさんは独立する前に4つの会社に勤めていたことがわかった。

調べていくと、Aさんが最初に勤めたN社は現存しており、かつての同僚の方から「石綿吹き付

け工事後の現場に入って掃除をし、配管作業を行っていた」との証言を得ることができた。次に務めたS社についても、同様の仕事をしていたとの証言が得られた。三番目のK社はすでに廃業していたが会社の関係者に連絡を取ることができ、「石綿含有の水道管（トミジ管）を切断する作業をしていた」と証言してくれた。

問題は、独立前に最後に勤務したT社。この会社については、年金記録ではカタカナ表記となっており、詳細が不明だった。Bさんが年金事務所に重ねて問い合わせたところ、会社の所在地が判明した。この手がかりから、法務局に問い合わせ、30年前の法人登記簿が見つかった。T社もすでに廃業していたが、閉鎖登記簿が残っており、その「法人の目的」欄に、空調設備や給排水設備の設計施工との記載があった。Aさんが、T社で石綿曝露の可能性がある作業に従事していた証拠が見つかった。

Aさんのように、複数の事業場で石綿に曝露していた場合は、労働者として最後に石綿に曝露した事業場で労災認定される。そのため、Aさんのケースでは、N社・S社・K社・T社すべてで石綿曝露があり、T社での労災として認定されるべきである。しかし、労働基準監督署の労災担当者は、こちらの調査結果に対して、「登記簿の内容のみで、石綿曝露があったと認定することはできない。同僚証言が必要」との発言を繰り返した。つまり、登記簿の記録しかないT社での労災とは認められず、その前の会社での労災だと言うのである。

これは、「夫は一貫して配管工として働いてきた」というBさんの訴えを無視するもの。さらに、より低い賃金の会社での労災と認定されることになり、遺族は不当に低い補償しか受けられないということにもなる。そもそも中皮腫などの石綿被害は、20～40年程度の潜伏期間を経て発症する。そのため、当時の会社は廃業し同僚も見つからない、というケースが少なくない。そこで、厚生労働省では労災調査の実施要領を作り、石綿被害の労災認定においては、石綿曝露の事実を推認する情報として、法人登記簿の記録や年金記録があると明記している。労基署の担当者の発言は、この調査実施要領に従わず、法人登記簿を証拠として認めないという不当な対応だった。

私たちは、労基署に対して調査実施要領に沿った対応を取るよう求め、厚生労働省に対しても、現場で調査ルールを無視した対応が行われていることを指摘し、是正を求めた。その結果、労基署はようやく対応を改め、T社での労災として認定した。

クボタショックから10年余りが経ち、労基署の対応は次第に社撰になってきていると感じている。労災認定の現場で、厚生労働省が石綿被害の特殊性を考慮して決めた調査のルールを無視し、「同僚証言がなければ労災認定できない」という誤った対応が広がっているのではないかと懸念される。

（東京労働安全衛生センター）

# イタリアからのゲストを迎えて

## 大阪・新潟●患者と家族の会支部の集まり

2018年11月18日に開催された中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会関西支部の集会は、イタリアからアレッサンドロ・プーニョ氏を迎えての交流会となった。プーニョ氏と日本でお目にかかるのは2回目で、数年前に尼崎のクボタショックから10年の集会のために来日したとき以来になる。

プーニョ氏は義父を中皮腫で失った遺族である。北イタリアの人口3万人程度のカザーレ・モンフェッラートという町の出身であり、この町には1907年から1985年まで、スイスの建材メーカーであるエタニット社の石綿管製造工場があった。製造工程で発生した青石綿が混じった粉じんが飛散したことやその削りカスが町の道路や運動場の整備のために提供されてきたおかげで、多くの住民に健康被害が及んだという。この町の住民がエタニット社を告発し、刑事事件に発展した。

裁判所はエタニット社を断罪するも、実際に刑罰に処するには時すでに遅く、エタニット社の経営陣を獄に送るまではいたらなかった。プーニョ氏は積極的に反アスベストの運動にかかわり、現在はスペインに居を構えて10月の日本からのスペイン訪問団とも交流済みである[53頁参照]。

迎える家族の会は、イタリア語で歓迎の意を伝え、さらにカンツォーネを披露することにした。「サンタルチア」は地中海に浮かぶシチリアを舞台にした歌であるため、北イタリア出身のプーニョ氏にとっては、もしかしたら沖縄の人を津軽三味線で迎えるようなものかもしれない。そのあとに歌った「もみじ」に対する反応の方が良く、「もみじって…これだろ?」と京都で採集した紅葉の葉を見せてくれた。

大阪ならではの歓待はさらに続き、たこ焼きが振る舞われた。プーニョ氏も、食べるだけではなく自らピックを振るい、見事なたこ焼き作りを披露した。

自己紹介の際には簡単なイタリア語であいさつをする会員もあり、大勢の患者・家族が、思い出深く楽しい時間を過ごすことができたと思う。また、海外に目を向け、アスベスト問題を地球規模で考える機会になったことだろう。

（関西労働者安全センター）

プーニョ氏は、11月10日に開催された患者と家族の会新潟支部の第1回総会にも参加。ご夫婦で参加された中皮腫患者さんが多くいたことに感動されていた。なお、スペイン・バルセロナでの国際アスベスト被害者集会に日本から参加した千歳さんも新潟・関西両支部の集まりに合流して、交流を深めた。

# 24歳の非正規労働者の死の波紋

## 韓国●「死の外注化」非難する声ひろがる

**■24歳の非正規職、ヨンギュンさんが発電所で亡くなった**

忠南・泰安（テアン）火力発電所で、20代の非正規職労働者が、一人で設備を点検していてベルトコンベアに挟まれて亡くなった。発電会社が、苦しくて難しい業務を下請け業者に押し付ける「危険の外注化」によって、下請け業者の労働者の死亡が繰り返されている。

韓国西部発電は、韓国発電技術所属の現場運転員・キム・ヨンギュンさん（24）が、12月11日の午前3時23分に、泰安火力発電所の石炭運送用のベルトコンベアに挟まれて亡くなった状態で発見されたと明らかにした。事故が起きた1時間後になって申告がなされた。雇用労働部は事故が起きた泰安火力発電所の9・10号機の作業中止命令を出した。

入社3か月目のキムさんは、現場で石炭を運ぶコンベアの作動を確認する作業を行ってきた。10日は午後6時に出勤し、夜10時頃に運用チーム課長と話をした後に連絡が途切れた。課長とチーム員が探して、亡くなったキムさんを発見した。泰安火力発電所の石炭取り扱い設備の運転を委託された韓国発電技術の労働組合関係者は、「几帳面に仕事をすると評判が良かった。普段はあまり見ないところまで確認しようとして事故に遭ったようだ」、「ベルトコンベアの長さが何キロもあるので、位置を把握するのに時間がかかった」と話した。

2人1組の勤務規定は守られていなかった。職員は4組2交代で12時間ずつ働くが、夜間は勤務者が少なかった。労組関係者は「費用を節減するといって人員を減らされ、2人で広い施設を点検するにはこうせざるを得なかった」。「事故が起きたときに別の人がいれば装備を止められるけど、それもできなかった」と話す。発電非正規職連帯会議によれば、2012～16年の間に346件の事故があり、このうち97%の337件は下請け労働者で、死亡者40人中37人が下請け労働者だった。労組関係者は「下請けの労働者は設備の管理・監督権限がないから、安全上の問題があっても変えることができない」と話した。

2018.12.11 京郷新聞

**■泰安には菊、光化門にはロウ**

**ソク／全国でキム・ヨンギュンさんを追悼**

「泰安火力非正規職労働者死亡事故真相究明と責任者処罰市民対策委員会」と「文在寅大統領と対話を要求する非正規職100人代表団」は12月15日、光化門広場で二次ロウソク追悼祭を行った。追悼祭の参加者は「なぜ『死』は下請け労働者の役割でなければならないのか」と、韓国社会の「死の外注化」を批判した。

（…中略…）

キムさんを追悼するロウソクは全国のあちこちで燃え上がっている。19日、光化門広場では「青年労働者団体・青年全泰壱」が主管する「青年追慕の日」の三次ロウソク追慕祭が行われる。21日には「非正規職ロウソク行進」とロウソク文化祭が予定されている。京畿の水原駅では、13日から毎日午後に追慕祭が行われている。忠北・清州では17日と18日の午後にソンアン道で、蔚山では19日午後に三山洞のロッテホテル前の交差点で、仁川は20日午後に富平駅広場で、江原の三陟は20日午後に三陟郵便局前で、それぞれ追慕祭が準備されている。キムさんの葬儀室が用意された忠南・泰安では、真相究明と責任者の処罰が行われるまで毎日、泰安ターミナル前で追慕祭が行われる。

2018.12.16 京郷新聞

**■産安法28年振りに全面改正／危険作業の「請負禁止」**

産業安全保健法がキム・ヨンギュンさんの事故を契機に全面改正された。ムン・ソンミョン・源進レーヨンの悲劇での1990年全面改正から28年ぶり。保護される範囲が広くなり、元請けの義務が強化されたが、処罰規定が当初の政府案より弱まった点は限界だと指摘される。

産業安全保健法の適用対象が「勤労者」から「労務を提供する者」に拡大した点がもっとも大きな変化だ。最近プラットホーム労働者など、使用者を特定しにくい労働者が生まれて、産業安全の空白地帯が広くなってきた。今回の改正で宅配運転手などの特殊雇用労働者も、労災の保護対象に編入された。韓国放送通信大のパク教授（環境保健学）は「フランチャイズ、小商工人など、多様な形態で働く労働者まで包括していくことが今後の宿題」と話した。

今回の改正で元請けの義務が拡大した。現行法では、元請け事業主は22種類の危険な場所についてだけ安全保健責任を負ったが、改正案では、元請け事業主が指定・提供し、支配・管理する場所なら、元請け業者が原則的に安全保健措置の義務を負うように定めた。

許可を受ければ可能だった有害・危険作業の請負も全面禁止。メッキ、水銀・鉛・カドミウムを扱う作業の構内請負を全面禁止し、違反時は10億ウォン以下の罰金を賦課する。危険作業の請負を禁止する条項が初めて導入されたという点では意味が大きい。

今年の初めに政府が立法予告した原案から、相当後退した部分もある。労働者の死亡時に事業主を処罰する下限として、懲役1年以上とする条項が、閣僚会議の経過の中でなくなった。「懲役10年」と強化した処罰の上限も、「過度な処罰」という経営界の反発で弱まった。結局与野党は、現行と同じ懲役7年の上限を維持するものの、5年以内に死亡事故が再発した場合には加重処罰する折衷案で合意した。また、元請け事業主が「提供・指定する場所」から「支配・管理する場所」に責任範囲を縮小した。安全保健義務に違反した請負人の処罰を「5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金」とする案も、「3年以下、3千万ウォン以下」に修正された。ただし、労働者が死亡した時の法人の罰金刑は現行1億ウォン以下から、政府案通り「10億ウォン以下」に高めることに合意した。

2018.12.27 ハンギョレ新聞

キムさんは「文在寅大統領、非正規職の代表100人と会いましょう」の記者会見を10日に行うために、1日に非正規職の直接雇用を要求する手立て札を持って写真を撮った。しかし、記者会見は「危険の外注化」によって事故に遭ったキムさんを追悼する会見になってしまった。

# 全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
TEL (03)3636-3882　FAX (03)3636-3881　E-mail: joshrc@jca.apc.org
URL: http://joshrc.info/　http://www.joshrc.org/~open/　http://ameblo.jp/joshrc/

| | | | |
|---|---|---|---|
| 北海道 | ● | **NPO法人 北海道勤労者安全衛生センター** | E-mail safety@rengo-hokkaido.gr.jp |
| | | 〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル4階 | TEL(011)272-8855/FAX(011)272-8880 |
| 東　京 | ● | **NPO法人 東京労働安全衛生センター** | E-mail center@toshc.org |
| | | 〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 | TEL(03)3683-9765/FAX(03)3683-9766 |
| 東　京 | ● | **三多摩労働安全衛生センター** | |
| | | 〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 | TEL(042)324-1024/FAX(042)324-1024 |
| 神奈川 | ● | **NPO法人 神奈川労災職業病センター** | E-mail k-oshc@jca.apc.org |
| | | 〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505 | TEL(045)573-4289/FAX(045)575-1948 |
| 群　馬 | ● | **ぐんま労働安全衛生センター** | E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp |
| | | 〒370-0045 高崎市東町58-3 グランドキャニオン1F | TEL(027)322-4545/FAX(027)322-4540 |
| 長　野 | ● | **NPO法人 ユニオンサポートセンター** | E-mail ape03602@go.tvm.ne.jp |
| | | 〒390-0811 松本市中央4-7-22 松本市勤労会館内1階 | TEL(0263)39-0021/FAX(0263)33-6000 |
| 新　潟 | ● | **一般財団法人 ささえあいコープ新潟** | E-mail KFR00474@nifty.com |
| | | 〒950-2026 新潟市西区小針南台3-16 | TEL(025)265-5446/FAX(025)230-6680 |
| 愛　知 | ● | **名古屋労災職業病研究会** | E-mail roushokuken@be.to |
| | | 〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1 | TEL(052)837-7420/FAX(052)837-7420 |
| 三　重 | ● | **みえ労災職業病センター** | E-mail QYY02435@nifty.ne.jp |
| | | 〒514-0003 津市桜橋3丁目444番地 日新ビル | TEL(059)228-7977/FAX(059)225-4402 |
| 京　都 | ● | **京都労働安全衛生連絡会議** | E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp |
| | | 〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビシャス梅垣ビル1F | TEL(075)691-6191/FAX(075)691-6145 |
| 大　阪 | ● | **関西労働者安全センター** | E-mail koshc2000@yahoo.co.jp |
| | | 〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201 | TEL(06)6943-1527/FAX(06)6942-0278 |
| 兵　庫 | ● | **尼崎労働者安全衛生センター** | E-mail a4p8bv@bma.biglobe.ne.jp |
| | | 〒660-0802 尼崎市長洲中通1-7-6 | TEL(06)4950-6653/FAX(06)4950-6653 |
| 兵　庫 | ● | **ひょうご労働安全衛生センター** | E-mail npo-hoshc@amail.plala.or.jp |
| | | 〒650-0026 神戸市中央区古湊通1-2-5 DAIEIビル3階 | TEL(078)382-2118/FAX(078)382-2124 |
| 岡　山 | ● | **おかやま労働安全衛生センター** | E-mail oka2012ro-an@mx41.tiki.ne.jp |
| | | 〒700-0905 岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター内 | TEL(086)232-3741/FAX(086)232-3714 |
| 広　島 | ● | **広島労働安全衛生センター** | E-mail hiroshima-raec@leaf.ocn.ne.jp |
| | | 〒732-0825 広島市南区金屋町8-20 カナヤビル201号 | TEL(082)264-4110/FAX(082)264-4123 |
| 鳥　取 | ● | **鳥取県労働安全衛生センター** | |
| | | 〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内 | TEL(0857)22-6110/FAX(0857)37-0090 |
| | | 〒682-0803 倉吉市見田町317 種部ビル2階 労安センターとっとり | /FAX(0858)23-0155 |
| 徳　島 | ● | **NPO法人 徳島労働安全衛生センター** | E-mail info@tokushima.jtuc-rengo.jp |
| | | 〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内 | TEL(088)623-6362/FAX(088)655-4113 |
| 愛　媛 | ● | **NPO法人 愛媛労働安全衛生センター** | E-mail npo_eoshc@yahoo.co.jp |
| | | 〒793-0051 西条市安知生138-5 | TEL(0897)64-9395 |
| 高　知 | ● | **NPO法人 高知県労働安全衛生センター** | |
| | | 〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28 | TEL(088)845-3953/FAX(088)845-3953 |
| 大　分 | ● | **NPO法人 大分県勤労者安全衛生センター** | E-mail OITAOSHC@elf.coara.or.jp |
| | | 〒870-1133 大分市宮崎953-1(大分協和病院3階) | TEL(097)567-5177/FAX(097)568-2317 |
| 自治体 | ● | **自治労安全衛生対策室** | E-mail sh-net@ubcnet.or.jp |
| | | 〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階 | TEL(03)3239-9470/FAX(03)3264-1432 |

安全センター情報2019年4月号(通巻第469号) 2019年3月15日発行(毎月1回15日発行)
1979年12月28日第三種郵便物認可　800円
全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階
TEL(03)3636-3882　FAX(03)3636-3881

JOSHRC: Japan Occupational Safety and Health Resource Center
Z Bldg., 5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
Phone +81-3-3636-3882　Fax +81-3-3636-3881
E-mail: joshrc@jca.apc.org　URL: http://www.jca.apc.org/joshrc/